

調査実施案件 調査結果報告書

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案
- 7-1 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案に関する再調査
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案
- 13 市職員の私的利用に関する事案
- 14 道路占用許可に関する事案
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案
- 16 人事異動への関与に関する事案
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
- 18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案
- 20-1 相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案
- 20-2 相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案
- 20-3 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実

令和3年5月21日

倉田法律事務所 弁護士 倉田 巖圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

津市職員からの聞き取り及び関係書類等による調査の結果、それぞれの調査実施案件の調査結果は以下のとおりである。

目次

1	ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案	1
2	自治会掲示板設置補助金に関する事案	8
3	集会所建築等補助金に関する事案	14
4	防犯灯補助金に関する事案	20
5	津市商工業振興等関係補助金に関する事案	27
6	資源物持ち去り防止パトロールに関する事案	32
7	相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案	42
7-1	相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案に関する再調査	49
8	相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案	55
9	工事請負業者の地元調整に関する事案	64
10	中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案	71
11	公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案	74
12	中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案	78
13	市職員の私的利用に関する事案	82
14	道路占用許可に関する事案	86
15	中河原西自治会の設立に関する事案	90
16	人事異動への関与に関する事案	92
17	相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案	96
18	謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案	98
19	相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案	102
20-1	相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案	106
20-2	相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の 廃材置き場にあったレンガが使用された事案	111
20-3	特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、 特定の津市職員が深く関与していた事実	114

※ 津市議会議長から、調査結果報告書に現職議員について記述する際は、実名を記載してほしい旨、依頼があったことから、記述する市議会議員が現職議員である場合は、「市議会議員（実名）」として明示した。

No.1「ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長であった田邊哲司（以下、「自治会長」という。）は、他2名と共謀し津市ごみ一時集積所設置等事業補助金を詐取しようと企て、ごみ一時集積所の新設、設置について、実際に新設、設置する製品よりも高額な製品の見積書を提出して、同補助金の交付申請を行うなどして、補助対象設置等費の金額が適正である旨、市職員を誤信させ、令和元年度 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金 $150,000円 \times 5基 = 計750,000円$ を交付させた事実あり

なお、本事案については、刑法第246条に規定する詐欺罪に該当すると判断し、下記のとおり三重県津警察署長に対して告訴を行った。

また、平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和2年度についても、新設、取替を行う旨の内容虚偽の見積書を提出して、同補助金の交付申請を行うなどして、補助対象設置等費の金額が適正である旨、市職員を誤信させ、平成25年度 $150,000円 \times 10基 = 計1,500,000円$ 、平成26年度 $150,000円 \times 7基 = 計1,050,000円$ 、平成28年度 $150,000円 \times 3基 = 計450,000円$ 、平成29年度 $150,000円 \times 9基 = 計1,350,000円$ 、令和2年度 $150,000円 \times 5基 = 計750,000円$ 合計510万円の補助金を交付させた事実あり

これに加え、自治会長の求めにより、市職員がごみ一時集積所の組み立て等を行っていたほか、この補助金交付に関わって補助金申請に係る過度な申請事務支援ともいえる行為を行っていた事実あり

令和3年2月5日

告訴（詐欺）

刑法第246条に規定する詐欺罪

令和元年度 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金 75万円

($150,000円 \times 5基 = 計750,000円$)

令和3年3月18日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 端地 満、被疑者 A 逮捕

令和3年4月7日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 端地 満 起訴

被疑者 A 処分保留

イ 事案の概要

1 補助金のしくみ

津市ごみ一時集積所設置等事業費補助金は、自治会が管理するごみ一時集積所の設置工事（可動式の構築物の設置を含む。用地費、電気、給水設備等を除く集積所本体の設置工事費（その額が1件当たり1万円以上のものに限る。））又は自治会が管理する既設集積所の改修若しくは修繕の工事を対象に、一つの設置工事又は修繕の工事につきその事業費の3分の1を乗じた金額（1,000円未満切り捨て。）を補助するもので、その限度額を15万円としている。ただし、設置補助金の交付を受けた場合は、設置から3年を経過していないときは、自然災害等により滅失した場合で市長が特に認める場合を除き対象外としている。

当該補助金は、事前申請を要件としておらず、前年度までの実績等に基づき環境部環境事業課（以下、「担当課」という。）が予算を確保した上で、当該補助金を申請する自治会から、見積書、設置場所の位置図、設置前の現状写真、設置場所の地権者の同意書、設置予定の展開図（大きさ、形状が分かるもの。採寸が記載されたカタログ等でも可）の添付された交付申請を担当課（津地域以外の総合支所管内については総合支所の担当する課）が受け付け、交付決定、実績報告、交付確定の一連の手続きを経て、補助金の交付となる。

2 補助金交付の実態

告訴の対象となった令和元年度については、自治会長は、「ごみ一時集積所の設置等事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定（補助金等の交付申請）により、津市ごみ一時集積所設置等事業費補助金750,000円の交付を申請する。」として、令和元年6月に当該補助金を所管する担当課に対してごみ一時集積所5基の交付申請を行った。

自治会長は、設置するごみ一時集積所とは異なる虚偽の品番等が記載された限度額の補助金が交付されるであろう価格の見積書を申請書に添付して補助金を申請したが、実際には、見積書に記載された品番の製品よりも著しく安価と思われる異なるメーカー、品番のごみ一時集積所を設置したうえ、実績報告書に虚偽の領収書を添付し提出して、市職員を誤信させ、補助金を交付させた。

当該5基のごみ一時集積所については、組み立てが必要な製品であり、自治会長の事務所が配送先となっていたが、自治会長は、自治会長の事務所への大型車で搬入は困難であるとして中央市民館に配送させ、市職員に運搬、組み立て作業を行わせた上、設置までさせていたことが確認できた。

また、同様の手法によって、平成25年度については、10基 1,500,000円、平成26年度については、7基 1,050,000円、平成28年度については、3基 450,000円、平成29年度については、9基 1,350,000円、令和2年度については、5基 750,000円の合計510万円の補助金を申請し、津市ごみ一時集積所設置等事業補助金の交付を受けた。なお、平成27年度、平成30年度については、補助金申請自体がなされていない。

本事案については、設置直後の現場確認は行っており、その後の利用状況の確認までは行っていないものの、担当課のごみ回収業務においてごみ一時集積所の位置は把握しているため、設置後の設置場所の移動や新設及び取替数量に差異がないことについては、確認できている。

なお、これらの審査及び確認方法については、他の自治会からの申請でも同様の方法である。

3 補助金交付に関する疑義

(ごみ一時集積所新設又は取替の実態)

- (1) 現地にてごみ一時集積所の設置状況をあらためて確認したところ、平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和元年度及び令和2年度の補助対象となつたごみ一時集積所の設置場所には、全て見積書に記載された製品とは異なる製品が設置されていた。
- (2) 職員からの聞き取りによれば、市職員によるごみ一時集積所の組み立て作業等は、平成25年度から始まり、その後、全ての補助申請年度において行われており、年度ごとのごみ一時集積所の数により作業人数に違いはあるものの、担当課や地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する職員を中心に、多くの市職員が組み立て作業等に関与していたとみられる。この中には、その他の部署の職員や現在の幹部職員も含まれる。また、現場を通りがかった市職員が作業を目撃していた場合もあったという。

(申請書類等の再確認)

申請書類等をあらためて確認したところ、次のことが判明した。

- (3) 平成29年度以降は、見積書に記載された型番とは異なる型番のカタログが添付(添付されているカタログと実際に設置された製品は同等の製品である。)されており、添付されているカタログの製品は、見積書に記載された製品よりも著しく安価と思われる。平成28年度以前については、全て同一の設置予定の展開図が添付されているが、この展開図についても見積書に記載された製品とは形状が大きく異なる。

- (4) 全ての年度において、見積書に記載された業者と領収書に記載された業者は同一業者であるものの、記載された業者名と社印が相違しており、押印されている2種類の社印は、そのいずれも社名とは一致しない。また、同社の登記簿上の目的は、コンピュータシステム及びソフトの制作や販売、古物の売買、不動産の売買、仲介、斡旋などであり、登記簿上の本店の所在地には、別会社の全く別店舗が存在している。
- (5) ごみ一時集積所の新設、取替又は増設は、平成25年度から令和2年度までの間に計39基行われており、近年は取替がほとんどで、その取替についても、まだ十分使用に耐え得ると思われるごみ一時集積所であるにもかかわらず、補助要件である設置から3年を経過した後の年度に多数行われている。これは、補助申請のあったごみ一時集積所1基あたりの自治会負担がおよそ30万円必要であることからみても不自然であると言える。
- (6) 平成29年度において、2回に分けて補助金申請された際、2回の申請ごとにそれぞれ提出された平成29年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金実績報告書の添付書類である「平成29年度津市ごみ一時集積所設置等事業の事業報告及び収支決算書」を合計すると「収入の部 市の補助金額1,350,000円 自治会負担金額3,053,160円」、「支出の部 工事代金支払額 4,403,160円」となるところ、平成30年3月に地域連携課に提出された「平成29年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 市からゴミ収集箱設置補助金1,350,000円」、「支出の部 ゴミ収集箱設置費用1,350,000円」と記載され、支出の部の額が合致しない。
- 平成28年度において、3回に分けて補助金申請された際、3回の申請ごとにそれぞれ提出された平成28年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金実績報告書の添付書類である「平成28年度津市ごみ一時集積所設置等事業の事業報告及び収支決算書」を合計すると「収入の部 市の補助金額450,000円 自治会負担金額1,017,720円」、「支出の部 工事代金支払額 1,467,720円」となるところ、平成29年3月に地域連携課に提出された「平成28年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部」及び「支出の部」ともにごみ一時集積所に係る金額の記載がない。
- 平成26年度において、7回に分けて補助金申請された際、7回の申請ごとにそれぞれ提出された平成26年度津市ごみ一時集積所設置等事業補助金実績報告書の添付書類である「平成26年度津市ごみ一時集積所設置等事業の事業報告及び収支決算書」を合計すると「収入の部 市の補助金額1,050,000円 自治会負担金額2,374,68

0円」、「支出の部 工事代金支払額 3,424,680円」となる
ところ、平成27年3月に地域連携課に提出された「平成28年度の相
生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 ゴミ収集箱設置補助費
1,050,000円」、「支出の部 ゴミ収集箱設置費1,050,
000円」と記載され、支出の部の額が合致しない。

なお、平成25年度については、既に相生町自治会収支決算報告書の
保存年限を超過し廃棄済みであり、また、平成30年度以降については、
各自治会から地域連携課に提出される「収支決算報告書」の簡素化が図
られ、町自治会交付金の用途の記載のみと変更されたため、確認ができ
ない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

ごみ一時集積所設置等事業補助金については、津市ごみ一時集積所設置等
事業補助金交付要綱の規定に則って交付すべきものであることは、言うまで
もない。そもそも当該補助金の趣旨は「ごみ一時集積所を設置等すること
により、ごみの効率的な収集を行うとともに、市民の美化意識の高揚、公衆衛
生の向上及び生活環境の保全に資するため」であり、津市が自治会活動の推
進と地域住民の生活環境の衛生保全のために、ごみ一時集積所の設置又は取
替に必要な経費の一部を公金で補助する制度である。

市職員は、本来、この補助金の趣旨を理解し、補助金交付の事務を行わ
なければならないところ、単に、補助金交付要綱に規定する形式的要件を具備
していることをもって、補助金申請を受理、審査し、実績報告の確認におい
ても形式的な確認に終始していたと言える。

しかし、担当課の職員の中には、自治会長からの求めに応じ、申請書類の
作成を行う等、補助金申請に係る事務支援まで行った者もいる。

更に、本件事案については、前述のとおり、多数の市職員がごみ一時集積
所の組み立て作業等を行っており、担当課や地元自治会と密接に関連する業
務を行う施設に従事する職員のみならず、年度によっては、その他の部署の
職員や現在の幹部職員の中にも作業を行った者もいる。これら職員の一部
に、補助金の交付申請を行っていたことを知らなかった市職員もいたとはい
え、ほとんどの市職員はごみ一時集積所が補助金の対象であることを認識し
ていた筈であり、当該行為は、刑罰法令に違反しないまでも公正公平である
べき公務員としては、明らかに問題がある行為であった。

また、支払いについても、交付確定日の翌日に振り込むなど申請から支払
いまでの事務を極めて短期間で完了させ、さらには、当該補助金に関する自
治会長からの問い合わせに対応するために、翌年度以降の補助金申請に備

え、設置から3年を経過するごみ一時集積所を凶面に落として準備していた者までいる。これらの行為は、明らかに自治会長に対する過度な「忖度」を思わせる行為であって、現に、これらの行為を行った担当課の職員の中には、刑罰法令に触れる疑いがあるとして、警察等からの聴取の対象となった者もいる。

職員からの聞き取りによれば、補助金申請に係る事務支援を行った担当課の職員やごみ一時集積所の組み立て作業等を行った市職員のほとんどは、ごみ一時集積所が補助金の対象であることを知りつつも、まさか、見積書に記載された製品と実際に設置する製品の型番が一致しておらず、自治会長が市職員を誤信させて補助金を得ようとしていたこととは考えが及ばず気づかなかったと証言していることから、自治会長と共謀して市から補助金を詐取する目的をもって行動したと断定するに足りる事実は本聞き取り調査においては見いだせなかった。

エ 事案の経緯と背景

津市においては、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行い、津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、自治会と津市行政との信頼関係の下、いわば「性善説」に基づいて、自治会への事務負担を最小限にする配慮からも、自治会が提出する申請については、簡素なチェックに留まっていた。

したがって、担当課職員が、自治会からの補助金申請や実績確認の事務を形式的な確認により実施していたことは一定理解できる。

いずれの自治会に対しても同様の考え方の下で、形式的な確認にとどまっていたこの状況では、自治会長からの申出に異議を唱えることは困難であったであろう。

本事案については、自治会長からの補助金申請に対し、過度な申請事務支援を行っていた担当課の職員は、自治会長からの補助申請には、できる限り早く交付するしかないとして見積書の型番とカタログの不一致を確認することもなく、また、合議をしていた財政課にあっても、補助金交付に関する審査は担当課の所掌であって、補助金の金額の確認等の形式的な審査に留まっていた。

組み立て作業等を行っていた市職員には、その作業を目撃した地域住民からも訝しがられるなどしているにもかかわらず、自治会長に対する恐怖心からくる過度な「忖度」や地元住民のための環境整備という大義名分などもあって、断ることができずに作業が開始されたものと推察される。いずれの職員にあっても、年度を重ねるごとに、より多くの市職員が関わって、より断りがたい状況を生み、長年にわたって改善することもなく、例年の作業とし

て引き継がれてきたことによって、市職員の感覚は麻痺していったとも言える。

このため、自治会長から、書面の上では当該補助金の趣旨に則り、津市ごみ一時集積所設置等事業補助金交付要綱の規定により必要な申請書類や添付資料、すなわち自治会としてごみ一時集積所が必要な理由とともに、補助申請に必要な形式的には整った現場写真や位置図、見積書等の添付書類が提出された以上は、担当職員は、この申請を認めざるを得ず、組み立て作業等を行う職員は、幹部職員までもがごみ一時集積所の組み立て作業等を行う中、作業を行うほかなかったのである。

オ 今後必要な措置、対応

津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、申請者たる自治会側とその審査にあたる行政側双方の事務負担に考慮しつつも、不適正な補助金支出を未然に防止する制度の構築が必要である。

それ以前に求められるのは、補助金支出、さらには公金支出に対する市職員の意識の改革であり、たとえば、自治会と津市行政との信頼関係の下で交付する補助金であっても、単に要綱に規定する必要書類が整っていれば良いとする形式審査の意識を見直し、補助金交付の趣旨に合致しているか、補助金を交付した際の効果等を確認する意識の醸成が必要である。

本事案のように多数の市職員が長年にわたって当該事業に関わってきた中、通常の注意義務をもってすれば、気付くであろう補助金交付に関する疑義が多数あったにもかかわらず、長年にわたって補助金の交付を続けてきた事実を重く受け止めて、組織として、補助金交付に係る真の意味でのチェック機能がはたらくとともに、万一、誤った方向に進むような場合は、軌道修正を行えるような組織風土づくりが必要である。

No.2「自治会掲示板設置補助金に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長であった田邊哲司（以下、「自治会長」という。）は、他1名と共謀し津市自治会掲示板設置補助金を詐取しようと企て、自治会掲示板を設置又は取替する予定がないのに、設置又は取替を行う旨の内容虚偽の見積書を提出して、同補助金の交付申請を行うなどして、補助対象設置費の金額が適正である旨、市職員を誤信させ、平成29年度津市自治会掲示板設置補助金65,000円×2基＝計130,000円を交付させた事実あり

なお、本事案については、刑法第246条に規定する詐欺罪に該当すると判断し、下記のとおり三重県津警察署長に対して告訴を行った。

また、平成26年度についても、同様に補助対象設置費の金額が適正である旨、市職員を誤信させ、65,000円×2基＝計130,000円を、平成28年度についても同様に、65,000円×1基＝計65,000円の交付申請を行うなどして、合計195,000円の補助金を交付させた事実あり

これに加え、自治会長の求めにより、市職員が当該掲示板の作成等を行っていたほか、この補助金交付に関わって補助金申請に係る過度な申請事務支援ともいえる行為を行っていた事実あり

令和3年2月5日

告訴（詐欺）

刑法第246条に規定する詐欺罪

平成29年度 津市自治会掲示板設置補助金 13万円

（65,000円×2カ所＝計130,000円）

令和3年2月24日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 増田 宏和 逮捕

令和3年3月16日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 増田 宏和 起訴

イ 事案の概要

1 補助金のしくみ

津市自治会掲示板設置補助金は、津市自治会掲示板設置補助金交付要綱等に基づき掲示板の新設又は取替に係る経費を対象として、1基あたり、対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（100円未満切り捨て。）を補助するもので、その限度額を6万5千円としている。

当該補助金を申請する自治会は、前年度に事前届を提出し、担当課（平成26年度にあっては市民部対話連携推進室、平成27年度以降は市民部地域連携課。以下、「担当課」という。）が予算を確保した上で、翌年度に交付申請、交付決定、実績報告、交付確定の一連の手続きを経て、補助金の交付となる。

なお、当該補助金の制度は、平成26年度から施行されたものである。

2 補助金交付の実態

告訴の対象となった平成29年度については、「掲示板を新設することで、自治会におけるコミュニティ活動の周知及び行政からの行事等の周知、啓発を図るためのポスターなどを掲示することで、地域のコミュニティの活性化につなげる。」として、2基の掲示板の新設について、平成29年12月に担当課に対して交付申請を行った。なお、これについては、前年度に事前申請が行われている。

当該2基の掲示板については、市職員からの聞き取り調査により、市職員が掲示板を作成し設置していたことが確認できた。

また、自治会長は、自治会掲示板設置補助金の施行が始まった平成26年度、「掲示板を新設、取り替えすることで、自治会におけるコミュニティ活動の周知及び行政からのイベント等の周知、啓発等を図るためにポスター等を掲示し活動の幅を増やし地域のコミュニティの活性化につなげる。」として、2基の掲示板の取り替えについて、平成27年3月に担当課に対して交付申請を行った。なお、平成26年度は、自治会掲示板設置補助金の施行開始年度であるため、当該年においては相生町自治会に限らず補助申請を行う全ての自治会に対して、事前申請を求めている。

平成28年度については、平成26年度の補助金により取り替えた掲示板について、「平成29年2月28日の強風により支柱が破損し、使用できなくなったため、緊急に取り替える必要が生じた。なお、取り替え後は、行政からのイベントの周知、啓発を図るポスターなどを掲示し地域コミュニティの活性化につなげる。」として、事前申請がなされていないにもかかわらず緊急性を申し出て、平成29年3月に当該補助金を担当課に対して交付申請を行った。

平成26年度、平成28年度及び平成29年度の自治会長からの当該補助金の申請に対し、担当課は申請時の添付書類として必要な掲示板の位置図及び写真、見積書等の確認のみをもって、補助金交付に係る審査を行い、合計32万5千円の補助金の交付を決定している。

なお、補助金の交付確定においても、補助金実績報告時の添付書類と

して必要な掲示板設置又は取り替え後の写真及び領収書の確認をもって審査が行われており、申請時の見積書に記載された内容は、掲示板一式や寸法程度の記載であり、現地確認は行っているものの、掲示板の有無を確認する程度であった。また、これらの審査及び確認方法については、他の自治会からの申請でも同様の方法であり、設置後の掲示板の利用状況等の確認については一切行われていない。

3 補助金交付に関する疑義

(掲示板新設又は取替の実態)

- (1) あらためて現地にて補助対象となった掲示板の状況を確認したところ、新設又は取り替えがなされた4基(補助対象掲示板5基のうち平成28年度申請分1基は、平成26年度に申請された2基のうちの1基に係る緊急取り替えである。)のうち、平成26年度申請分の1基は既に不存在であった。

また、残る3基の掲示板については、経年劣化があるとはいえ、3基全てにガラス戸や照明もなく、基礎工事すら施工されていないものであって、再塗装のみの修繕であったと類推される掲示板や、安価な木材と思われる材料を用いて作成された掲示板であり、提出された見積書に記載された金額とは程遠いものであった。

- (2) 市職員からの聞き取りによれば、平成26年度については、市職員が業者の施工予定時期と同時期に当該掲示板の塗装等をしていたと証言し、平成28年度については、同職員が業者の施工予定時期と同時期に当該掲示板の掲示板盤面の設置をしたと証言している。

(掲示板としての使用)

- (3) 掲示板の利用状況を把握すべく現地を複数回確認したところ、補助金を交付し設置された現存する3基の掲示板のうち2基については、ポスター等の掲示が全くなされていないことを確認した。また、相生町自治会から津市に対して掲示版数に対して行政からのお知らせなどの掲示物が不足するとの申出もなかった。
- (4) あらためて現地を確認したところ、平成29年度に設置された、さくら湯前の掲示板については、極めて近接した箇所にガラス戸付の掲示板が既に存在し、当該掲示板については、ポスター等が掲示されていることから、あえて掲示板を新設してまで「地域コミュニティの活性化につなげる。」とする目的に合致しない。

(緊急取替掲示板)

- (5) 平成28年度緊急申請の掲示板については、平成26年度に取替えた掲示板が強風によって破損したためとして、申請書にも(緊急)と記載

されているが、当該申請書には「木製掲示板の支柱が破損して」と記載されているにもかかわらず、申請書に添付された写真をあらためて確認したところ、当該写真では、支柱には特に破損は確認できず、掲示板の板面の欠落が確認できる。

この写真から見れば、申請書に記載されたように「支柱の破損」であったとしても、「板面の欠落」であったとしても、取替ではなく修繕での対応が可能であったと思われ、修繕で対応することで自治会にとっても支出は抑えられたと考えられる。

- (6) 平成29年度自治会掲示板設置事業実績報告書の添付書類である「平成29年度自治会掲示板設置事業成果及び収支決算書」には「収入の部 自治会負担金135,032円 市補助金130,000円」、「支出の部 掲示板設置経費265,032円 市費充当額130,000円」の記載があるところ、平成30年3月に地域連携課に提出された「平成29年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 市から掲示板設置補助金195,000円」、「支出の部 掲示板設置費用130,000円」と記載され、支出の部、収入の部、いずれの額も合致しない。

平成26年度自治会掲示板設置事業実績報告書の添付書類である「平成26年度自治会掲示板設置事業成果及び収支決算書」には「収入の部 自治会負担67,516円 市補助金65,000円」、「支出の部 設置費用（補助対象）132,516円（65,000円）」の記載があるところ、平成27年3月に当時の対話連携推進室に提出された「平成26年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 掲示板設置補助費65,000円」、「支出の部 掲示板設置費130,000円」と記載され、支出の部の額が合致しない。

平成28年度自治会掲示板設置事業実績報告書の添付書類である「平成28年度自治会掲示板設置事業成果及び収支決算書」には「収入の部 自治会負担70,259円 市補助金65,000円」、「支出の部 掲示板設置経費135,259円 市費充当額65,000円」の記載があるところ、平成29年3月に地域連携課に提出された「平成28年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 市から掲示板設置補助金450,000円」、「支出の部 掲示板設置費用450,000円」と記載され、支出の部、収入の部、いずれの額も合致しない。

担当課が、自治会から決算書の提出を求めていた理由は、津市町自治会交付金として各自治会へ交付する交付金の使途や実績を確認するためのものであって、他の所管課が自治会を対象として交付する補助金に

については、それぞれの補助金の申請、実績報告等によって確認されるものとの認識であったため、自治会収支決算書との不一致については、チェックしていなかったものであり、問題は、1,000を超える自治会の決算書を限られた担当課職員でチェックできるかという点と、仮にチェックできたとしても、その指摘が容易であったか否かという点にある。

なお、この点について関係する職員からの聞き取り調査の結果によれば、任意団体でもある自治会毎の決算書の中身のチェックまでは不可能であったとのことであった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

自治会掲示板設置補助金については、津市自治会掲示板設置補助金交付要綱の規定に則って交付すべきものであることは、言うまでもない。

そもそも当該補助金の趣旨は「掲示板の設置を行うことにより、地域におけるコミュニティ活動を促進するため」であり、津市が自治会活動の推進のために、その情報発信のツールのひとつとなる掲示板の設置又は取替に必要な経費の一部を公金で補助する制度である。

市職員は、本来、この補助金の趣旨を理解し、補助金交付の事務を行わなければならないところ、単に、補助金交付要綱に規定する形式的要件を具備していることをもって、補助金申請を受理、審査し、実績報告の確認においても形式的な確認に終始していたと言える。

本事案においては、担当課の職員は、近隣に既に使用されている掲示板があるにもかかわらず、単に新たに掲示板の設置や取替が必要だとする自治会長からの申し出に対し、何らの指摘を行うことなく補助金の申請を受理している。

さらには、担当課の職員の中には、自治会長からの求めに応じ、申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行う等、補助金申請に係る事務支援まで行った者もいる。また、支払いについても、交付確定日と同日に振り込むなど申請から支払いまでの事務を極めて短期間で完了させている。これとは別に、本事案においては、自治会長からの求めに応じ、当該補助対象たる掲示板の修繕及び新設作業を行った市職員も存在する。これらの行為は、明らかに自治会長に対する過度な「忖度」を思わせる行為であって、現に、これらの行為を行った担当課の職員や市職員の中には、刑罰法令に触れる疑いがあるとして、警察等からの聴取の対象となった者もいる。

これらの職員からの聞き取りでは、補助金申請に係る事務支援を行った担当課の職員と掲示板の設置作業等を行った市職員は、それぞれ別の部署

の職員であって、互いの行為を知り得ない状況にあったことから、まさか自治会長が市職員を誤信させて補助金を得ようとしていたとは考えが及ばず、気づかなかつたと証言しており、これらの職員が、自治会長に加担して市から補助金を詐取する目的をもって行動したと断定するに足りる事実は本聞き取り調査においては、見いだせなかつた。

エ 事案の経緯と背景

津市においては、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行い、津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、自治会と津市行政との信頼関係の下、いわば「性善説」に基づいて、自治会への事務負担を最小限にする配慮からも、自治会が提出する申請については、簡素なチェックに留まっていた。

したがって、自治会を所管する担当課職員が、自治会からの補助金申請や実績確認の事務を形式的な確認により実施していたことは一定理解できる。

いずれの自治会に対しても同様の考え方の下で、形式的な確認にとどまっていたこの状況では、自治会長からの申出に異議を唱えることは困難であったであろう。

このため、自治会長から、書面の上では当該補助金の趣旨に則り、津市自治会掲示板設置補助金交付要綱の規定により必要な申請書類や添付資料、すなわち自治会として掲示板が必要な理由とともに、補助申請に必要な形式的には整った現場写真や位置図、見積書等の添付書類が提出された以上は、この担当職員も、この申請を認めざるを得なかつたのであろう。

オ 今後必要な措置、対応

津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、申請者たる自治会側とその審査にあたる行政側双方の事務負担に考慮しつつも、不適正な補助金支出を未然に防止する制度の構築が必要である。それ以前に求められるのは、補助金支出、さらには公金支出に対する市職員の意識の改革であり、たとえ、自治会と津市行政との信頼関係の下で交付する補助金であっても、単に要綱に規定する必要書類が整っていれば良いとする形式審査の意識を見直し、補助金交付の趣旨に合致しているか、補助金を交付した際の効果等を確認する意識の醸成が必要である。その上で、補助金交付に係る真の意味でのチェックできる仕組みづくりが必要である。

No.3「集会所建築等補助金に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長であった田邊哲司（以下、「自治会長」という。）は、他1名と共謀し津市集会所建築等補助金を詐取しようと企て、集会所修繕工事をする予定がないのに、修繕工事を行う旨の内容虚偽の見積書を提出して、同補助金の交付申請を行うなどして、補助対象修繕工事費の金額が適正である旨、市職員を誤信させ、平成26年度津市集会所建築等補助金100万円を交付させた事実あり

なお、本事案については、刑法第246条に規定する詐欺罪に該当すると判断し、下記のとおり三重県津警察署長に対して告訴を行った。

また、自治会長の求めにより、市職員が当該集会所の塗装を行っていたほか、この補助金交付に関わって補助金申請に係る過度な申請事務支援とも言える行為を行っていた事実あり

令和3年4月2日

告訴（詐欺）

刑法第246条に規定する詐欺罪

平成26年度 津市集会所建築等補助金額 100万円

令和3年4月7日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 増田 宏和 逮捕

令和3年4月28日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 増田 宏和 起訴

イ 事案の概要

1 補助金のしくみ

津市集会所建築等補助金は、津市集会所等補助金交付要綱に基づき、補助対象額から10万円を控除した上で、2分の1を乗じて得た額以内（1,000円未満切り捨て。）を補助するもので、集会所の改装、修繕の場合は、その限度額を100万円としている。

当該補助金を申請する自治会は、前年度に事前届を提出し、市民部地域連携課（平成27年度に対話連携推進室から地域連携課に名称変更）が予算を確保した上で、翌年度に交付申請、交付決定、実績報告、交付確定の一連の手続きを経て、補助金の交付となる。また、自治会から希望があった場合は交付決定後に概算払いを行うことが可能で、その場合にあっては、交付確定後に概算払いの清算を行うこととなる。

2 補助金交付の実態

自治会長は、本来であれば前年度に事前届を提出すべきところ、事前届を提出することなく、平成27年2月に当該補助金を所管する当時の市民部対話連携推進室に、相生町自治会が住民の地域活動の拠点として使用するため借り受けた建築物を集会所として使用するため「住民の安心、安全な暮らしを確保することを目的とし、適正な維持管理を遂行するにあたり、市の補助を受け修繕事業を行います。」として、当該建築物の外壁及び屋根の改修について、津市集会所建築等補助金交付申請を行った。

当時の対話連携推進室は、前年度に当該補助金の事前届が提出されておらず、予算も確保されていなかった当該補助金の申請に対し、自治会長からの、集会所の位置図、見積書等が添付された交付申請の提出をもって、補助金交付に係る審査を行い、100万円の補助金の交付を決定した。さらには、自治会長からの概算払いの申請、請求を受けて100万円の概算払いを行うために、必要予算の流用まで行っている。また、補助金の交付決定に当たっては、自治会から提出された写真等をもとに、現地確認は行っていたものの、見積書に記載された内訳の内容の修繕が確実に完了していたかまでは確認しておらず、あくまで建築物の外観の確認に留まっていたとされる。その後、同年3月に領収書等が添付された実績報告書の提出を受け、交付確定を行い、概算払いの清算を完了している。

なお、これらの審査及び確認方法については、他の自治会からの申請でも同様の方法であった。

この補助申請に関し、当時の対話連携推進室職員は、当該建築物を自治会の集会所として使用できるよう、建物賃貸借契約書の作成を支援したほか、補助金申請に必要な申請書の事務支援まで行っていた。

3 補助金交付に関する疑義

(修繕の実態)

- (1) 職員からの聞き取りによれば、確認は、あくまで建築物の外観に留まっていたため、修繕内容の検証を目的に、あらためて津市技術職員による現地確認を行ったところ、提出された見積書の内訳に記載されていた「屋根防水シート下地調整」が行われていないことを確認したほか、内訳書に記載された全ての内容の改修が行われていないことを確認した。
- (2) 職員からの聞き取りにおいて、複数の市職員が業者の施工予定時期と同時期に当該建築物の外壁を塗装していたことを確認した。

(集会所としての用途)

- (3) 当該建築物は一見して建築後相当年数が経っている建坪約16坪ほどの元住居と思われる建築物であって、あらためて補助金交付申請時の写真を確認したところ、当該建築物の前には草が繁茂するなど人の出入りも久しくなかったようであった。
- (4) 自治会長からの申し出によれば、地域の高齢者のサロン活動等にも利用するとあるが、当該建築物内を清掃・片付けしたと証言する市職員によると、当該建築物は、建坪約16坪のうち台所や便所、押入れなどは「集会」に直接的に利用できないものであって、これらを除いた「部屋」の面積は、相生町自治会の約240世帯(「平成27年度 相生町自治会収支計算報告書」によると自治会費は162世帯分である)を構成員とする自治会の「集会所」としては相応しい建築物ではない。
- (5) 職員からの聞き取りにおいて、平成27年以降に当該建築物において「住民が自主的な活動を行うに当たって会議、集会、サロン活動等」に用いたことは把握できない。
- (6) 当該建築物については、近隣に他に集会所として使用できるであろう施設が存在する中、当時、建物賃貸借契約書(無償のため実態は、使用貸借契約書)を取り交わしてまで、当該建築物を集会所(自治会がその責任と負担において管理する建築物)にしなければならない理由は乏しいと言える。
- (7) 津市自治会問題の調査において、当該建築物については、補助金交付後に3名の生活保護受給者が住居として自治会長から有償で借り受けていたことが判明した。

なお、援護課のケースワーカーは、その外観等からも当該建築物が集会所であることを認識しておらず、生活保護費の支給は、法令に基づいた適正な審査のもとに行われている。

津市集会所建築等補助金交付要綱等の規則上においては、補助金交付後の使用用途については規定していないものの、集会所としての改修が完了後、数か月後には生活保護受給者への賃貸借が開始されていることから目的外使用の申請であったことは明白である。

(自治会収支決算報告書)

- (8) 平成26年度集会所建築等補助金実績報告書の添付書類である「平成26年度集会所建築等補助金事業成果及び収支決算書」には「収入の部 自治会費1,517,619円 市補助金1,000,000円」、「支出の部 修繕工事費2,517,619円」の記載があるところ、平成28年3月に地域連携課に提出された「平成27年度の相生町自治会収支決算報告書」には、いずれの記載もない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

津市集会所建築等補助金については、津市集会所建築等補助金交付要綱の規定に則って交付すべきものであることは言うまでもない。そもそも当該補助金の趣旨は「住民の地域活動の拠点として本市の区域内に存在する自治会が集会所の建築等を行うことにより、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため」であり、津市が自治会活動の推進のために、その活動の場となる集会所の建築や改装、修繕に必要な経費の一部を公金で補助する制度である。

津市職員は、本来、この補助金の趣旨を理解し、補助金交付の事務を行なわなければならないところ、単に、補助金交付要綱に規定する形式的要件を具備していることをもって、補助金申請を受理、審査し、実績報告の確認においても形式的な確認に終始していたと言える。

本事案においては、近隣に集会所として使用できる施設があるにもかかわらず、建坪約16坪の本件個人住宅を相生町自治会に賃貸借契約で貸与したとして、新たに相生町自治会が「集会所」に改修しようとする自治会長の申請の意図に対し、何らの疑義を差し挟まず、まして、直ちに改修して集会所として使用する緊急性がないにもかかわらず、予算を流用してまで補助金の申請を受理した担当職員の行動は、通常では考え難いものであった。

現に、本調査の過程で、当該建築物は、本件補助金交付後に3名の生活保護受給者が住居として自治会長から有償で借り受けていたことが判明しており、かかる使用が自治会会長の本件個人住宅の取得の真の目的であったものと推察できる。

担当職員の中には、当該建築物に係る賃貸借契約書の作成を支援したほか、自治会長からの求めに応じ、申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行う等、補助金申請に係る事務支援まで行った者もいる。また、支払いについても、申請から概算払いまでを極めて短期間で事務を完了させている。

これらの行為は、明らかに自治会長に対する過度な「忖度」を伺わせる行為であって、現に、これらの行為を行った担当職員の中には、刑罰法令に触れる疑いがあるとして、警察等からの聴取の対象となった者もいる。

これらの職員からの聞き取りでは、当該補助申請に必要な当該建築物に係る賃貸借契約書の作成を支援したことは事実であり、補助金申請に係る事務支援を行ったことも事実であるが、まさか自治会長が市職員を誤信させて補助金を得ようとしていたとは考えが及ばず、ましてや自治会長が別の市職員に塗装等を依頼しているとは思ってもよらなかったと証言しており、これらの職員が、自治会長に加担して市から補助金を詐取する目的をもって行動したと断定するに足りる事実、本聞き取り調査においては見い

だせなかった。

また、自治会長から頼まれて当該建築物の塗装を行うなど、内部の片付けを行った複数の市職員がいるが、これらの職員は、当該建築物の改修に補助金が申請されていたことはおろか、この建築物が集会所であることすら知らなかったと証言していることから、これらの職員が、自治会長に加担して市から補助金を詐取する目的をもって行動したとは考えにくい。

エ 事案の経緯と背景

津市においては、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行い、津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、自治会と津市行政との信頼関係の下、いわば「性善説」に基づいて、自治会への事務負担を最小限にする配慮からも、自治会が提出する申請については、簡素なチェックに留まっていた。

この環境の下で、自治会を所管する当時の対話連携推進室職員が、自治会からの補助金申請や実績確認の事務を形式的な確認により実施していたことは一定理解できる。いずれの自治会に対しても同様の考え方の下で、形式的な確認にとどまっていたこの状況では、本事案についても、実際に申請書を受領し審査した担当職員でなければ、当該補助申請に係る一連の事務処理について、指摘することは困難であったであろう。

実際に、本事案に係る補助金申請については、自治会からのもっともらしい集会所を必要とする理由が付され、申請書には位置図や現況写真、修繕内容を示す見積書が添付されており、実績報告においても、完成写真や領収書等の必要書類が添付されている。

自治会長から、書面の上では当該補助金の趣旨に則り、津市集会所等補助金交付要綱の規定により必要な申請書類や添付資料、すなわち自治会として集会所が必要な理由とともに当該建築物を集会所として活用したいとする申し出、補助申請に必要な形式的には整った現場写真や位置図、修繕を予定する内容を記した見積書を提出された以上は、担当職員らも、この申請を認めざるを得なかったのであろう。

オ 今後必要な措置、対応

津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、申請者たる自治会側とその審査にあたる行政側双方の事務負担に考慮しつつも、不適正な補助金支出を未然に防止する制度の構築が必要である。それ以前に求められるのは、補助金支出、さらには公金支出に対する津市職員の意識の改革であり、たとえ、自治会と津市行政との信頼関係の下で交付する補助金であっても、単に要綱に規定する必要書類が整っていれば良い

とする形式審査の意識を見直し、補助金交付の趣旨に合致しているか、補助金を交付した際の効果等を確認する意識の醸成が必要である。その上で、職員の健全な常識をもって補助金交付に係る真の意味でのチェックができる仕組みづくりが必要である。

No.4 「防犯灯補助金に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長であった田邊哲司（以下、「自治会長」という。）は、他2名と共謀し津市防犯灯設置補助金を詐取しようとして企て、平成28年度にLED型防犯灯11基、灯具専用柱（ポール等）10本を新設するとして交付申請を行ったが、うちLED型防犯灯11基、灯具専用柱（ポール等）10本については、新設する予定がないのに、新設を行う旨の内容虚偽の見積書を提出して、防犯灯設置を行う旨、市職員を誤信させ、同補助金の交付申請を行うなどして、LED型防犯灯20,000円×11基＝計220,000円、灯具専用柱（ポール等）30,000円×10本＝300,000円の合計52万円の補助金を交付させた事実あり

なお、本事案については、刑法第246条に規定する詐欺罪に該当すると判断し、下記のとおり三重県津警察署長に対して告訴を行った。

また、平成25年度にはLED型防犯灯10基、平成26年度にはLED型防犯灯25基、平成27年度にはLED型防犯灯8基新設及びLED型防犯灯27基取替、灯具専用柱（ポール等）2本新設、平成30年度にはLED型防犯灯2基新設、灯具専用柱（ポール等）1本新設）について補助金の交付を受けた事実あり

これに加え、自治会長の求めにより、この補助金交付に関わって補助金申請に係る過度な申請事務支援ともいえる行為を行っていた事実あり

令和3年5月14日

告訴（詐欺）

刑法第246条に規定する詐欺罪

平成28年度 津市防犯灯設置補助金 52万円

（LED型防犯灯20,000円×11基＝計220,000円

灯具専用柱（ポール等）30,000円×10本＝300,000円）

令和3年5月19日

被疑者 田邊 哲司、被疑者 端地 満、

被疑者 松下 哲也（津市会計年度任用職員） 逮捕

イ 事案の概要

1 補助金のしくみ

津市防犯灯設置補助金は、津市防犯灯設置補助金交付要綱等に基づき、防犯灯の新設又は取替に係る経費を対象として、LED型防犯灯については、1基あたり、設置費に3分の2を乗じて得た額以内（100円未満切

り捨て。)、その限度額を20,000円とし、従来型防犯灯については、1基あたり、設置費に2分の1を乗じて得た額以内(100円未満切り捨て。)、その限度額を10,000円とし、灯具専用柱(ポール等)については、1本あたり、設置費に2分の1を乗じて得た額以内(100円未満切り捨て。)、その限度額を30,000円とし、補助するものとしている。

当該補助金は、事前申請を要件としておらず、前年度までの実績等に基づき市民部市民交流課(以下、「担当課」という。)が予算を確保した上で、当該補助金を申請する自治会から見積書、防犯灯取付箇所の位置図が添付された交付申請を受け、交付決定、実績報告、交付確定の一連の手続きを経て、補助金が交付される。また、当該補助金の完了確認については、ごみ一時集積所、自治会掲示板、集会所の補助金とは異なり、申請件数が多いこともあって、相生町自治会に限らず実績報告書に添付された設置後の写真及び領収書、設置場所の位置図の確認をもって審査が行われており、原則、実績報告の時点では現地確認を行っていない。

なお、相生町自治会からの補助申請については、全てがLED型防犯灯と灯具専用柱の申請であり、従来型防犯灯による申請は行っていない。

2 補助金交付の実態

告訴の対象となった平成28年度については、自治会長は、「防犯灯設置補助事業を実施したいので、津市補助金等交付規則第3条の規定(補助金等の交付申請)により、津市防犯灯設置補助金520,000円の交付を申請する。」として、平成28年5月に当該補助金を担当課に対して、LED型防犯灯11基、灯具専用柱(ポール等)10本を新設するとして交付申請を行っていたが、あらためて現地を確認したところ、申請のあったLED型防犯灯11基、灯具専用柱(ポール等)10本の全てが不存在であることを確認した。

設置後に撤去されたことや位置図上の錯誤である可能性も考慮しつつ、検証を進めた結果、実績報告書に添付されている写真の多くは防犯灯に焦点を当てて撮影されたものであり、申請時には、その年度ごとに防犯灯取付箇所の位置図の添付のみをもって審査を行うため、年度間の重複確認までは行っていなかった。このため、あらためて年度をわたっての写真と位置図の整合を図ったところ、不存在であるLED型防犯灯11基、灯具専用柱(ポール等)10本については、全てが平成27年度以前に設置された防犯灯の設置場所であることが判明した。

なお、平成25年度及び平成26年度については、既に文書の保存年限を経過し申請書等が廃棄されていたが、平成25年度については、200,000円(LED型防犯灯10基の申請であり、灯具専用柱(ポール等)

の申請が無い場合、既設専用柱に設置したと推察されるが、新設であったか取替であったかは不明)、平成26年度については、500,000円(LED型防犯灯25基の申請であり、灯具専用柱(ポール等)の申請が無い場合、既設専用柱に設置したと推察されるが、新設であったか取替であったかは不明)の補助金の交付申請があったことを確認しており、当時の防犯灯の位置を示したと推察されるゼンリン地図と現地の防犯灯の設置状況を確認した結果、若干の位置ずれはあるものの、概ね一致していることを確認した。

平成27年度については、760,000円(LED型防犯灯8基新設、LED型防犯灯27基取替、灯具専用柱(ポール等)2本新設)の補助金の交付申請があり、あらためて現地調査を行ったところ、全て設置されていることを確認した。

平成30年度については、70,000円(LED型防犯灯2基新設、灯具専用柱(ポール等)1本新設)の補助金の交付申請があり、あらためて現地調査を行ったところ、全て設置されていることを確認した。ただし、相生会館前の防犯灯については、写真では電柱に懸架されているところ、実際には会館施設に設置されていた。

平成29年度、令和元年度及び令和2年度については、補助金申請自体がなされていない。

担当課は、自治会長からの当該補助金の申請に対し、申請時の添付書類として必要な、防犯灯の取付箇所の位置図及び見積書の確認のみをもって補助金交付に係る審査を行い、申請のあった全ての補助金の交付を決定している。

なお、これらの審査及び確認方法については、他の自治会からの申請でも同様の方法であり、現地における実際の防犯灯の設置確認及び設置後の防犯灯の有無等の確認については一切行われていない。

3 補助金交付に関する疑義

(防犯灯新設又は取替の実態)

- (1) あらためて現地にて補助対象となった防犯灯の状況を確認したところ、経年劣化が激しすぎると思われる支柱や平成16年度調査済みとされるシールが貼付された支柱にLED防犯灯が設置されているものや、灯具専用柱(ポール等)の取替申請があつたにもかかわらずLED型防犯灯と従来型の防犯灯が同一支柱に設置されているものが存在することから、灯具専用柱を新設することなく旧支柱を使用したと推察されるもののほか、防犯灯取付箇所の位置図と設置位置が若干異なるものなどがあった。

なお、LED型防犯灯については、補助申請時の見積書に記載された製品と現場に設置されている製品とに不一致もあったが、後継機種と推察される製品であって同等の製品であると言える。

- (2) 市職員からの聞き取りによれば、市職員自らが灯具専用柱を設置したと証言している。

(申請書類等の再確認)

- (3) あらためて申請書類等の確認を行ったところ、平成27年度については、見積書に記載された業者と領収書に記載された業者は、異なる業者であるにもかかわらず、いずれの記載金額も1,421,280円と全く同一価格であり、見積業者にあつては、押印の社名が別業者の名前となっている上、同社の登記簿上の目的には、防犯灯の設置に関する業務の記載がない。

- (4) 平成28年度防犯灯補助事業実績報告書の添付書類である「平成28年度防犯灯補助事業の事業報告及び収支決算書」には「収入の部 市補助金520,000円 自治会負担564,320円」、「支出の部 防犯灯設置費 1,084,320円」との記載があるところ、平成29年3月に市民部地域連携課に提出された「平成28年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 市から防犯灯設置補助金520,000円」、「支出の部 街灯設置費用520,000円」と記載され、支出の部の額が合致しない。

平成27年度防犯灯補助事業実績報告書の添付書類である「平成27年度防犯灯補助事業の事業報告及び収支決算書」には「収入の部 市補助金760,000円 自治会負担661,280円」、「支出の部 防犯灯設置費 1,421,280円」との記載があるところ、平成28年3月に市民部地域連携課に提出された「平成27年度の相生町自治会収支決算報告書」には、「収入の部 市から防犯灯設置補助金760,000円」、「支出の部 街灯設置費用865,000円」と記載され、支出の部の額が合致しない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

津市防犯灯設置補助金については、津市防犯灯設置補助金交付要綱等の規定に則って交付すべきものであることは、言うまでもない。そもそも当該補助金の趣旨は「防犯灯の設置を行うことにより、地域における安心・安全なまちづくりをするため」であり、津市が自治会活動の推進と地域住民の安心・安全のために、防犯灯の設置又は取替に必要な経費の一部を公金で補助する制度である。

市職員は、本来、この補助金の趣旨を理解し、補助金交付の事務を行わな

ければならないところ、単に、補助金交付要綱に規定する形式的要件を具備していることをもって、補助金申請を受理、審査し、実績報告の確認においても形式的な確認に終始していたと言える。

しかし、担当課の職員の中には、自治会長からの求めに応じ、申請書類を作成するなど補助金申請に係る事務を支援した者がいる。また、支払いについても、交付確定日の翌日に振り込むなど申請から支払いまでの事務を極めて短期間で完了させている。これに加え、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する職員の中には、自治会長に言われるがまま、灯具専用柱を設置した者や当該補助金により設置された防犯灯の完了写真を撮影した者がいる。これらの行為は、明らかに自治会長に対する過度な「忖度」を思わせる行為であって、現に、これらの行為を行った担当課の職員や地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する職員の中には、刑罰法令に触れる疑いがあるとして、警察等からの聴取の対象となった者もいる。

市職員からの聞き取りによれば、補助金申請に係る事務支援を行った担当課の職員と灯具専用柱の設置作業や防犯灯の完了写真を撮影した市職員は、それぞれ別の部署の職員であって、互いの行為を知り得ない状況にあったことから、まさか自治会長が市職員を誤信させて補助金を得ようとしていたとは考えが及ばず、気づかなかつたと証言しており、これらの職員が、自治会長に加担して市から補助金を詐取する目的をもって行動したと断定するに足りる事実までは、本聞き取り調査においては、見いだせなかった。

さらに、平成28年度については、過去の年度の補助金実績報告に添付するために、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する職員が撮影した防犯灯の完了写真を、その上司であった市職員（現在は会計年度任用職員）が、平成28年度に設置した防犯灯であるとして補助金の実績報告の添付書類として担当課へ提出していたことを確認した。

この市職員については、この写真が補助金交付確定のための資料となることを理解していた筈であり、実績報告時には、当該年度の防犯灯は設置されていないことを認識していた筈である。この市職員の行動は、自治会長の要望を断ることはできないとの思いがあったにせよ、自治会長が市から補助金を詐取する目的で行った一連の行動に加担していたのではないかと疑われても致し方ない。

なお、この市職員については、令和3年5月19日、刑罰法令に違反するとして逮捕された。

エ 事案の経緯と背景

津市においては、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行い、津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、自治会と津市行政との信頼関係の下、いわば「性善説」に基づいて、自治会への事務負担を最小限にする配慮からも、自治会が提出する申請については、簡素なチェックに留まっていた。

本事案においては、担当課の職員は、照明のLED化が進む中、多数の申請に対処するために、設置後の現地確認までは行わずに写真及び領収書、設置場所位置図で確認していたことは一定理解できる。また、相生町自治会の申請が、他の自治会と比較しても特に高額な申請でもなく件数としても、著しく多かつたと言えず、形式審査のルールと自治会との信頼関係の中では、詐取は発見し難かつたと言える。

一方、前述のとおり、自治会長からの強い申し出を断り切れず、補助金申請に係る事務支援を行った当時の担当課の職員の行為は、自治会長に対しての過度な「付度」があつたと言わざるを得ない。しかし、自治会長から、書面の上では当該補助金の趣旨に則り、津市防犯灯設置補助金交付要綱の規定により必要な申請書類や添付資料、すなわち自治会として防犯灯が必要な理由とともに、補助申請に必要な形式的には整った添付書類が提出された以上は、担当職員も、この申請を認めざるを得なかつたのであろう。

また、灯具専用柱を設置した市職員及び当該補助金により設置された防犯灯の完了写真を撮影した市職員については、いずれも地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する職員であり、特に異論を唱え難い職場の雰囲気の中で、自治会長の要望を断ることはできないとの思いがあつたのであろう。

オ 今後必要な措置、対応

津市とは連携・協同の関係にある自治会に対する補助金の交付については、申請者たる自治会側とその審査にあたる行政側双方の事務負担に考慮しつつも、不適正な補助金支出を未然に防止する制度の構築が必要である。それ以前に求められるのは、補助金支出、さらには公金支出に対する市職員の意識の改革であり、たとえ、自治会と津市行政との信頼関係の下で交付する補助金であっても、単に要綱に規定する必要書類が整っていれば良いとする形式審査の意識を見直し、補助金交付の趣旨に合致しているか、補助金を交付した際の効果等を確認する意識の醸成が必要である。その上で、補助金交付に係る真の意味でのチェックできる仕組みづくりが必要であり、本事案のように多数の申請を一時期に受ける補助金については、補助金の特性に応じた確認方法についても検討する必要がある。

なお、本事案において、市職員が補助金を搾取する側にいたことは、甚だ遺憾である。

No.5 「津市商工業振興等関係補助金に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

津市が、任意団体である「津市中心街商業振興会」を商店街振興団体であると認定し、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与するとされる小料理屋に対し、商店街等活性化推進事業補助金を交付した事実あり

イ 事案の概要

津市商工業振興等関係補助金交付要綱（平成28年4月28日改正）による商業振興事業補助金は、商業の振興を図り、産業経済の発展に資することを目的に、商店街等活性化推進事業（商店街等新規創業支援事業）として、「商店街振興団体及び認定構想推進事業者」に対し、賃料の一定額（商店街等新規創業支援事業では、賃料の3分の1以内の額（1年目は6万円、2年目は4万円、3年目は2万円を限度額とする）を交付し、改装費の3分の1以内の額（150万円を限度とする）を交付する）を補助するものである。

自治会長は、自治会長の知人女性Aに店を持たせる目的で、平成29年1月10日付けで、自治会長が会長を務め3名で構成する団体である「津市中心街商業振興会」（平成30年1月1日以降は、会長を構成員内の別の自治会長の知人女性Bに変更）を設立したように書類を整えて、この「津市中心街商業振興会」が津市商工業振興等関係補助金交付要綱にいう「商店街振興団体」である「任意団体」として申請した。

なお、商工観光部長に、「商店街振興団体」には「任意団体」も含まれることを確認した上で、この3名で構成する何ら実体のない「津市中心街商業振興会」を「商店街振興団体」である「任意団体」として申請するのに必要な書類の作成には、No.20-3で報告した特定の津市職員が関与が疑われる。

平成30年1月16日 「津市中心街商業振興会」は、賃借人との間で、本来、「商店街が形成させている地域」とは言い難い津市乙部に所在する27坪の鉄骨造の建物について、賃料を月額55,000円とする店舗賃貸借（転貸借）契約（賃借人及び転貸人 津市中心街商業振興会会長（知人女性B） 転借人 自治会長の知人女性A）を締結した。

同年1月18日 津市中心街商業振興会会長（知人女性B）は、「平成29年度 商店街等活性化推進事業補助金（随時募集）に関する応募提案書」を商工観光部に提出。その提案書には、本事業に推薦する出店希望者として、

自治会長の知人女性Aの名を記載し、補助申請予定額として、改修費補助申請額1,500,000円、賃借料補助申請額18,333円、営業予定時間及び店休日として、11:00から14:00及び17:00から21:00、日曜定休などと記載していた。また、津市中心街商業振興会会長（知人女性B）は、同日付けで、「平成29年度 商店街等活性化推進事業（改装）補助金交付申請書」を提出し、添付書類として、店舗賃貸借（転貸借）契約書及び当該借家の改装費に6,274,498円を要する旨の見積書を提出している。これを受け、その翌日、津市長名で交付決定通知書（1,500,000円）を発出している。

同年3月1日 津市中心街商業振興会会長（知人女性B）は、「補助金実績報告書」を提出し、添付書類として、当初の改装予定の見積書と同額の自治会長の知人女性A宛ての「領収書」及び改装後の写真を提出した。

これに先立ち、市職員は、改装の有無を確認すべく現地を訪問し、実際の改装内容が分かる「請求書」の提出を津市中心街商業振興会会長（知人女性B）に対して求めたところ、津市中心街商業振興会会員でもある自治会長から提出されたのは当初の改装予定の見積書の金額とは全く異なる金額の「請求書」であり、改装内容も一致していないものであったため、その点を自治会長に指摘したものの、自治会長からは「請求書」の再提出や訂正の申出はなく、実績報告の際には、当初の改装予定の見積書と同額の金額のみが記載された自治会長の知人女性A宛ての「領収書」しか出てこなかったという。なお、補助金実績報告書に添付された改装後の写真は、市職員が現地を訪問した際に、市職員により撮影されたものである。

市職員は、一度は現地で自治会長に改装内容に当初の見積もりと仕様の不一致があるとして指摘したものの、「補助金実績報告書」の審査においては、自治会長に対する恐怖心から「請求書」の再提出等を求めることを躊躇し、当初の改装予定の見積書と同額の自治会長の知人女性A宛ての「領収書」をもって、それ以上、改装内容が分かる書類の提出は求めなかった。

同年3月6日 津市は、自治会長の知人女性Aに対し、改装費補助として、1,500,000円を振込支払いし、同年4月4日 3月分の家賃補助として、9,462円を振込支払いした。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

本事案においては、自治会長に、「商店街活動を目的とした任意団体とは何か」という明確な定義付けが出来ていない点につけ込まれ、3名しか構成

員がいない、実体のない「津市中心街商業振興会」なる団体を、商店街等活性化推進事業に係る取扱要領における「商店街振興団体等」の「任意団体」に相当するものと拡大解釈して認めている。この「津市中心街商業振興会」の構成員が、商店街振興組合法でいう「小売商売又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者」でないことは明らかであり、しかも、この「津市中心街商業振興会」の規約は、自治会長が補助金を受ける目的で、No.20-3で報告した特定の津市職員に作成させたと推察されるものであって、およそ、社会的実体もなく、なんら信用するに足りない「任意団体」であったことは、関係した職員も認識することは可能であった。

また、今回補助金交付の対象とした小料理屋の所在は津市乙部であり、「商店街が形成されている地域」が明確に規定されていないことに乗じて、津市商工業振興等関係補助金交付要綱による商業振興事業補助金の補助対象店舗の所在地の範囲を、「中心市街地」に位置することだけをもって、商店街が形成されていない場合にまで「中心市街地」という概念を拡大適用し、助成措置の対象地域としたことは、明らかに制度趣旨に反していると言える。

もっとも、津市の中心市街地に、空き店舗が多いことは公知の事実であり、しかも空き店舗が広範囲に点在している状況である中、「商店街振興団体及び認定構想推進事業者」の判断基準が曖昧にならざるを得なかったことは一定理解するところであり、そもそも「中心市街地」の概念が曖昧な点を自治会長につかれたともいえ、今回の判断が明らかに不当であったとまでは言い切れない。

一方、補助金を交付する以上は、補助金が適正に用いられているかどうかを確認することは当然のことであり、その意味でも、改装後の「改装箇所」の確認は補助金交付の根幹となる手続きである。

しかるに、本事案に係る「改装箇所」の確認は、自治会長からの求めに応じ、改装内容が分かる請求書等の書類も入手できないまま、現地に赴き、市職員が改装後であるとする状況を写真に収めるにとどまっている。この際、市職員は、自治会長に対し、当初の改装予定の見積書の内容と、改装内容が一致していない箇所があるとして、一度は、その点を自治会長に指摘したと言うが、実際の「補助金実績報告」の審査においては、要綱等で規定されている必要書類（領収書）が形式的に存在していればいいとの考えのもとで、それ以上に改装内容等の確認や必要書類の提出を求めなかった。この対応には問題があったと言わざるを得ない。

これに加え、3年以内に廃業した自治会長の知人女性Aによる当該小料理屋に対する補助金の返還を求めることなく、そのまま、自治会長の別の知人女性Cに継承させたこと、さらには、空き店舗補助には、日中の営業を4時

間以上という条件がある中、継承した店舗が、昼間の営業を行っていないことを知りつつも指摘することなく放置していたこと、加えて、当該継承した店舗が現在営業していないにもかかわらず、何ら対策を講じていないことについても問題がある。

本事案においては、補助金審査の根幹ともいえる改装内容の確認や、営業時間等の当該補助金に係る交付条件の確認・指導は、本来、当然として行うべき業務であり、たとえ自治会長からの強い圧力を感じていたにせよ、市職員が見て見ぬふりをしてしまったと言われても致し方ない。

エ 事案の経緯と背景

平成25年度に相生町自治会長という「公的立場」に就任した自治会長が、職員のあらゆることに「言いがかり」をつけては、本人やその上司に謝罪や土下座をさせるということが、市役所中に共通認識として浸透する中で、自治会長の意に沿わないことをすれば、どんな「意趣返し」を受けるかもしれないという恐怖感や、自身の権限の範囲外の他部署にまで影響が及ぶことへの恐れから、市職員の間には、自治会長から言われた場合は、できる限り要求に応じることを前提に物事を考えるという風土が出来上がっていった。

これが、全ての「基底」となる事情である。

その上で、自治会長は、過去の事例から、商店街等活性化推進事業（商店街等新規創業支援事業）補助金が、書類さえ形式的にそろっていれば補助金が交付されるという、あまりにも杜撰なチェック体制であることを認知し、自らも、大門商店街振興組合の理事長という立場で、当該補助金を活用した際に、商工観光部から何ら確認を求められず補助金が交付されていた実態、また、過去に大門商店街において、補助金を受けながら、開店後3年も経たないで撤退したにも関わらず、津市が補助金の返還を求めている事例を把握していた。

これを背景に、自治会長は、決して「商店街が形成されている地域」とは言えない津市乙部に所在する店舗の賃借と改装を「商店街等新規創業支援事業」の対象とするべく、商工観光部長に対し、大門商店街の補助案件において、3年以内に撤退したにも関わらず津市が補助金返還請求を行っていない過去の事例を問題として殊更取り上げて、心理的圧力を与え、自らの要求を認めさせようとしたのである。

自治会長は、過去に行われた行政の不作為を見つけ出し、その責任追及をきっかけとすることで、自らのそれ以上の要求を認めさせていたと言える、一方で、自身の場合は、自治会長の知人女性Aによる当該小料理屋を3年以

内に廃業し、そのまま、自治会長の別の知人女性Cに継承させ、さらには、事後的に、継承した店舗が、昼間の営業を行っていないことを指摘されても何ら改善しようとしていないこのことから、自治会長が行政の不作為を指摘する意味は、自らの不当な要求を認めさせる一つの手法であったと推察できる。

オ 今後必要な措置、対応

市職員は、たとえ圧力をかけられようとも、行政としての適格な判断を行うべきである。

地方自治法232条の2の規定により地方公共団体は「公益上必要がある場合」でなければ補助できない。いかなる要求であっても、実質的に「公益上必要がある場合」と判断できなければ補助金を交付することはできないことを再認識する必要がある。

補助金の交付手続きにおいて、形式的に書類が整ってさえいれば要綱に基づいて補助金を交付するといった認識を直ちに改めるべきである。

本事案においては、補助申請の段階で、改装予定の見積書の内容の妥当性について全く検討されていない。また、実績報告の審査においても、改装内容を明確に示す書類が提出されないまま、形式的な領収書や改装後の写真の添付のみをもって補助金を交付している。これらは審査の不作為とも思われる行為である。

本事案に限らず、津市の補助金交付の事務執行のチェック体制については、補助を受ける者の利便性にも配慮しつつ、補助金の趣旨や目的を適正かつ厳格に達成できるよう早急に見直しを図る必要がある。また、全庁的な不当要求に関する対応の徹底と意識改革に加え、職員が心理的圧力を与えられた場合に、相談・対応できる体制の構築が求められる。

No.6 「資源物持ち去り防止パトロールに関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

津市が、自治会へ委託した資源物持ち去り行為防止パトロール（以下、「パトロール」という。）において、業務の履行内容の確認が不徹底であったほか、相生町自治会へ委託したパトロール業務に市職員が従事していた事実あり

また、津市の資源物持ち去り防止対策について、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から、市職員が執拗な要望や圧力を受けた事実あり

イ 事案の概要

1 資源物持ち去り問題と津市の資源物持ち去り防止対策の展開

(1) 資源物持ち去り問題

ごみ一時集積所に分別排出された資源物を許可なく無断で持ち去る行為は、平成17年頃から全国的に、組織的かつ大規模に行われるようになり、自治体にとっては、ごみ処理における公共事業の信頼性や行政の信用にかかわると同時に、経済的な損失もあったため、大きな問題となっていた。平成19年の夏頃から津市でも、資源物のごみ一時集積所からの持ち去り行為が増加し、市民から、持ち去り行為者による威圧的な態度や車両での暴走行為に対する苦情や相談が多数寄せられる状況となっていた。

(2) 資源物持ち去り行為防止の目的

資源物持ち去り行為を放置することは、経済的な損失や市民のリサイクルに対する関心の低下を招くばかりでなく、市民が安心して暮らせる生活環境の確保からも、防止及び抑止の必要があった。

(3) 市職員によるパトロールの実施

平成19年度から平成22年度の間、環境部環境政策課では、収集時間帯でのパトロールやごみ一時集積所への警告看板の設置などのほか、警察にも要請を行っていたが、資源物持ち去り防止対策として十分な効果を上げることができなかった。

(4) 条例改正による資源物持ち去り行為の禁止等

津市は、平成22年に「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を一部改正（平成23年4月1日施行）し、「市又は市から委託を受けた者以外の者は、ごみ一時集積所から資源物を収集・運搬してはならない」こと、「行為を禁止する命令に違反した者に対しては、20万円以下の罰金に処す」ことを規定するとともに、持ち去り行為の目

撃通報があった場合には、環境部職員による不定期のパトロールを行っていた。

(5) 市職員によるパトロール強化

平成27年1月頃からは、市職員によるパトロールが強化され、資源物排出日の前夜18時から21時まで、当日早朝6時から8時30分まで、資源物収集日のほぼ毎回パトロールを実施し、さらに1回当たりの出動台数も従前の1～2台から4～5台に増台した。

その結果、持ち去り行為の通報等件数の更なる増加はみられなかったことから、持ち去り行為の増加は抑えることができたと考えられたものの、減少又は持ち去り行為を無くすまでには至っていなかった。一方で、パトロールの強化に伴い、市職員の負担及び時間外勤務等による経費は増大していった。

(6) 自治会へのパトロール委託の意義

資源物持ち去り行為の防止は、市にとって費用対効果のみならず、市民にも資源物持ち去り行為の問題点を認識してもらい、市民とともに解決策を進めていくという協働の考え方の下、地域の課題について営利目的のない地域住民で組織された自治会がパトロール業務を行うことで、地域住民相互、地域住民と市の連携強化や地域住民の環境意識の高揚などを促す効果も期待できるとともに、早朝、夜間にパトロールとして地域を巡回することで、持ち去り行為を行う暴走車に遭遇し危険な目に遭う住民の安全安心にも寄与することを目的としている。

また、津市においては、従前から公園管理業務などを、パトロール業務と同様に協働の考え方の下、自治会へ委託しているが、自治会へ委託する場合は、営利を目的とする民間への業務委託と比較し、安価な価格で契約を締結しており、パトロール業務においても、民間への業務委託より安価な額で契約締結できることも理由の一つとしている。

2 自治会へのパトロール委託業務の変遷

(1) 自治会へのパトロール委託の試行（平成27年度）

平成27年6月 環境部は、それまでの市職員による強化パトロールでも一定の効果があつたため、同年7月から9月までの3か月間について、自治会によるパトロールが実際に可能であるか、また効果があるかどうかを検証する目的で、自治会へのパトロール委託を試行的に実施することとした。

なお、環境部は、自治会への委託理由を、市職員の負担軽減と共に、

市民にも資源物持ち去りの問題を認識してもらい、市民とともに解決策を進めていくためとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に該当するものと整理している。また、予算については、既決予算を流用して対応することとした。

試行にあたっては、資源物の収集量が多い地域を基本として、3か月に分けて段階的に実施区域を拡大して行くこととし、選定地域の位置のバランスを考慮しつつ、まずは、津地域の中から3つの地区（北部：一身田地区、中部：敬和地区、南部：雲出地区）を選定した。

この考えに基づき、平成27年6月末に、一身田地区、敬和地区、雲出地区のそれぞれの地区で自治会によるパトロール委託の試行を実施すべく、当該地区の地区連合自治会に対し、委託内容の説明並びに受託依頼を開始した。その結果、敬和地区については7月から相生町自治会が、雲出地区については8月から雲出地区自治会連合会が、それぞれ受託の意思を示し、一身田地区については、最終的に受託の判断が示されるに至らなかった。

① 敬和地区における試行（相生町自治会への業務委託契約）

平成27年7月1日 試行パトロールを開始

- ・契約期間：平成27年7月1日から平成27年9月30日まで
- ・対象区域：津市家庭ごみ収集カレンダー区分「敬和地区」
- ・委託内容：古紙類（3台×2回/月×3月＝18台）
金属類（2台×4回/月×3月＝24台）

・委託規模：12,285円/台×42台＝515,970円

平成27年7月31日 試行パトロール範囲に「養正地区」及び「北立誠・南立誠地区」の2地区を追加（変更契約）

・委託規模：12,285円/台×66台＝810,810円

平成27年8月26日 試行パトロール範囲に「育生・修成の一部」及び「新町地区」の2地区を追加（変更契約）

・委託規模：12,285円/台×78台＝958,230円

上記のとおり、7月のパトロール開始以降、その対応状況を検証し、8月に2地区、9月に2地区をそれぞれ加え対象区域を拡大し、試行期間の実績に基づき、3か月間で945,945円を支払っている。

② 雲出地区における試行（雲出地区自治会連合会への業務委託契約）

平成27年8月3日 試行パトロールを開始

- ・ 契約期間：平成27年8月3日から平成27年9月30日まで
- ・ 対象区域：津市家庭ごみ収集カレンダー区分「高茶屋南・雲出の一部」
- ・ 委託内容：古紙類（3台×2回/月×2月＝12台）
金属類（2台×4回/月×2月＝16台）
- ・ 委託規模：12,285円/台×28台＝343,980円

上記のとおり、8月3日からのパトロール開始以降、その対応状況を検証し、試行期間の実績に基づき、2か月間で343,980円を支払っている。

③ 試行期間終了後（平成27年10月以降）における自治会へのパトロール委託の継続実施

平成27年7月から同年9月までの試行パトロールを検証した結果、一定の持ち去り防止効果が認められたため、平成28年4月からの本格実施を企画立案するとともに、試行期間が終了した平成27年10月から平成28年3月までの間についても、持ち去り行為の抑止効果を継続する必要があると判断し、既決予算を流用した上で、敬和地区及び雲出地区における自治会へのパトロール委託を継続することとした。なお、雲出地区については、当該委託期間を同年12月28日までとした契約であった。

(2) 自治会へのパトロール委託の本格実施（平成28年度）

上記(1)の自治会パトロールの試行結果を踏まえ、自治会によるパトロールの実施が可能であると判断した当時の環境部は、平成28年度の本格実施に向け、当該業務委託には一定の効果が認められるとして、庁内政策協議に付議した上で、平成28年度当初予算に資源物持ち去り防止パトロール業務委託料として14,345千円を計上し、津市議会において議決を得た。

本格実施に移行するにあたっては、当時の決裁によれば、「当該業務は、自治会が業務を行うことで地域住民相互、地域住民と市の連携強化や地域住民の環境意識の高揚などを促す効果が大きいと期待でき、また、早朝等のパトロールで地域を巡回することからも地域の安全安心にも寄与するものであり、営利目的のない地域住民で組織された自治会が最もふ

さわしい委託先であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。」「当該パトロール業務は、自治会が管理しているごみ一時集積所に出された資源物の持ち去り行為を防止することを目的としており、行政のみならず、地域の課題について自治会が自ら取り組む公益性、公共性が高い業務であります。ごみ一時集積所については、地域住民の生活に密着していることはもとより、地域独自のルールを設けて運用したり箇所数も多いことから、地域事情を把握し、地域住民との信頼関係も強い自治会を契約先として優先的に選定するものです。なお、敬和地区以外の育生、養正地区の当該業務については、各地区自治会連合会より、隣接自治会である敬和地区自治会連合会にパトロールを依頼する意向が示されています。」とされ、敬和地区自治会連合会との間で業務委託契約を締結している。

業務委託契約については、平成28年4月1日には、まず、「敬和」、「養正」、「育生・修成の一部」の3地区を対象区域とする契約が締結され、その後、修成、北立誠、南立誠地区の各地区自治会連合会より、各自治会におけるパトロール業務についても、隣接自治会である敬和地区自治会連合会に依頼する意向が示されたことから、別途、同年5月2日付で、「修成・南が丘の一部」、「北立誠・南立誠の一部」の2地区を対象区域とする契約が締結され、その委託規模は5地区合わせて9,724,976円となったものである。

また、「高茶屋南・雲出の一部」における自治会へのパトロール委託については、雲出地区自治会連合会役員会での検討を経て、同年8月3日付で平成29年2月末までを期間とする契約が締結され、その委託規模は482,150円となっている。

ただし、雲出地区自治会連合会においては、パトロール業務が自治会員への負担になる等の理由から、平成29年3月以降は受託されないことが雲出地区自治会連合会内で決定された。

なお、平成28年度末をもって、敬和地区自治会連合会においてパトロール業務の実務を担っていた相生町自治会が、敬和地区自治会連合会から脱退した。

(3) パトロール委託における公募による自治会選定（平成29年度以降）

環境部は、引き続き平成29年度の自治会によるパトロールを計画し、平成29年2月に「津市資源物持ち去り行為防止パトロール及びごみ一時集積所監視業務委託に関する要領」（以下、「要領」という。）を策

定し、平成29年度の自治会パトロールの委託先は、公募により自治会を選定することとした。

なお、募集する自治会の対象は、現在のパトロールの対象区域である「敬和」、「養正」、「育生・修成の一部」、「修成・南が丘の一部」、「北立誠・南立誠」の5地区にある単位自治会（190自治会）とし、委託対象は、自治会又は複数の自治会による連合体であることとした。

また、契約単価については、当該パトロール業務は、地域住民相互の連携や市との連携強化、市民の環境意識の高揚など促すことも目的であり、自治会等は営利目的のない市民で組織された団体であることから、契約に係る単価を競争により決定することは、本業務にはそぐわないとして、シルバー人材センターにおける人件費や市内のレンタカーレンタル料、ガソリン代、保険料を総合的に勘案し算出した単価を設定している。

公募の結果、相生町自治会（「敬和」地区）からのみ応募があり、相生町自治会以外に応募する自治会が無かったため、要領の規定に基づき、「敬和」地区以外の地区のパトロールの実施について相生町自治会に依頼したところ、了解を得られたため、相生町自治会に5地区すべてのパトロール業務を委託することに決定した。

なお、平成29年度において、従来のパトロール強度を下げたところ持ち去り行為者の目撃情報が増加してきたことから、持ち去り行為の横行を食い止めるために、委託している5地区のうち、特に不審車両の目撃情報が多かった「養正」、「育生」、「修成」の3地区でパトロール車両台数を1台増車している。

これ以降、契約を解除した令和3年2月12日まで、毎年、同様に公募を行い、その結果、相生町自治会以外に応募する自治会が無かったため、全ての年度において相生町自治会と全5地区を対象とする契約を締結している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まず、環境部職員は、平成27年度の自治会へのパトロール委託の試行結果をもとに、平成28年度の政策協議において、当該パトロール委託に関する費用対効果（資源物売払い収入と対策経費の比較）を検証し説明した訳であり、積算の基礎となる資源物の市場価格は変動するものであり、本来であ

れば、年度毎や一定の価格変動毎に費用対効果の検証を行うべきところ、これを実施していない点については大いに反省すべきである。

また、職員からの聞き取りによれば、相生町自治会が受託するパトロール委託については、市職員により、明らかに自治会長への過剰な「忖度」と言える行為、杜撰とも言える行為が繰り返されていた。

①委託契約を締結する際、市職員が自治会長の事務所に出向き、自治会長への確認の後、市職員が地域調整室に預けられていた自治会長の印鑑をもって、委託契約書に押印していた。

②自治会から提出される日報をもとに、市職員が請求書を作成し、地域調整室に預けられていた自治会長の印鑑をもって、請求書に押印したうえ支払い手続きを行っていた。

③自治会から提出される日報が、鉛筆書きで「姓」しか記載されておらず、仕様書に規定する従事者は自治会員であるかどうか確認できない杜撰な内容であったにもかかわらず、誰一人として指摘することなく受理していた。

④あろうことか、自治会長の求めに応じ、複数の市職員が自治会パトロールに従事していた。中には頻回にわたり従事していた者もいる。

これでは、委託業務の適正な履行確認が行えた筈もなく、明らかに杜撰な状態であったと言わざるを得ない。まして、複数の市職員が、複数年にわたって自治会長からの強い依頼に応じて自治会パトロールに従事していたことは、それがたとえ早朝から始業開始時間までの従事であり、勤務時間外での行為であるとはいえ、市が自治会に委託している業務に、発注者側である市職員が従事する行為は、信じがたい行為であって到底理解できるものではない。

なお、市職員が相生町パトロール業務に従事していた事実は、「業務の従事者は自治会員に限る」とするパトロール業務の仕様書の規定に違反することになり、このことは契約上の問題として対処すべきものとする。

エ 事案の経緯と背景

市職員への聞き取り調査により、自治会長が津市の資源物持ち去り防止対策に関連して、環境部職員に対し、執拗に要望や圧力をかけていたことが明らかとなった。

平成26年4月の時点では、パトロールは、定期的実施していたものではなく、市民等から持ち去り行為の目撃情報が寄せられた際に、その都度、

環境部職員が翌日等に早朝出勤し、朝7時頃から目撃情報のあった地域を中心にパトロールを実施していたもので、その頻度は、月に2回～3回程度であったという。

自治会長からの敬和地区でも持ち去りが多いため、パトロールを実施して欲しいとの要望があり、環境部は、当時の資源物の持ち去りの状況を踏まえ、平成26年秋頃から、旧津区域のうち市街地を中心に、資源物のごみ出しの日に、従来に比べパトロール強度を大きく上げて実施することとした。

また、当時の資源物の持ち去り行為の状況から、環境部は、平成27年1月から職員によるパトロールを更に強化し、資源物排出日の前日夜間、当日早朝に、ほぼ毎日実施することを決めた。これにより、市職員によるパトロールは、旧津市域の市街地を対象として、1回あたりの出動車両台数を4台～5台(職員8人～10人)、ごみ出し日前夜は午後6時から午後9時まで、ごみ出し日当日は午前5時30分に集合し午前8時まで、古紙類及び金属を対象としてパトロール強度を上げて実施することとなった。

なお、パトロール強度を上げるためには、環境政策課資源循環担当職員だけでは対応できないため、当時の環境部長をはじめ、環境政策課職員、環境保全課職員、環境事業課職員、環境施設課職員、新最終処分場建設推進課職員の応援により環境部をあげての取り組みとした。

このような中、平成27年2月頃から自治会長は、「全部のパトロールを今後も市職員だけで継続していくことは大変だろうから、自治会委託にしてはどうか」など、自治会委託方式を執拗に要望するようになったという。

その後、自治会長は、ごみ収集に関する指摘や苦情を申し立て、そして、連日、自治会長の知人男性が、傍若無人に大声を上げては、当時の環境政策課長との面談を強要したという。なお、これを受け、当時の環境政策課長は自ら「丸刈り」にし、当時の環境部長とともに土下座のうえ「謝罪」したとされる。

平成26年度以降、資源物の持ち去り防止対策として市職員によるパトロールを強化してきた環境部は、パトロールを強化した効果があるものと評価して、自治会長からの強い要望を契機として、資源物持ち去り行為防止対策をさらに実効性の高いものとするための適正な手法について検討を開始した。

その結果、津市における持ち去り防止対策の過去からの経緯からも、パトロールの実施は、費用対効果(対策経費と資源物売払い収入の比較)の観点からの有効性が認められるのみならず、結果的に地域住民の安全安心な生活環境の確保に繋がるものであり、引き続き積極的なパトロールの実施が

必要であるとの判断の下、市職員によるパトロールに代え、民間委託と比較しても安価な額での契約が可能な自治会へのパトロール委託に移行することが、現状において、より効果的かつ適正な持ち去り防止策であると結論付けた。

つまり、当時の環境部は、自治会へのパトロールを委託することで、費用対効果のみならず、市民にも資源物持ち去り行為の問題点を認識してもらい、市民とともに解決策を進めていくという協働の考え方の下、地域の課題について営利目的のない地域住民で組織されたそれぞれの地域の自治会がパトロール業務を行うことで、地域住民相互、地域住民と市の連携強化や地域住民の環境意識の高揚などを促す効果も期待できるとともに、早朝、夜間にパトロールとして地域を巡回することで、持ち去り行為を行う暴走車に遭遇し危険な目に遭う住民の安全安心にも寄与することに繋がるもので、民間委託に比して安価な額で契約ができる、自治会委託方式を採用することにしたのである。

そのときには、公募する受託者予定者として、単自治会だけではなく地区自治会連合会をも想定していたのである。

そして、当時の環境部は、この「新たな政策」を平成28年度から予算化し執行に移すべく、実際に自治会によるパトロールが可能であるかを検証するために段階的な試行を実施した上で、公平・公正な「政策」として企画立案して、政策協議に諮ることとしたのである。

その後、環境部から提示された資料をもとに、津市の数ある「政策」のひとつとして、政策協議が行われ、平成28年度当初予算に予算を計上、津市議会での予算の議決を経て、事業実施に至ったものである。

ゆえに、政策協議に始まる政策意思決定過程においては、他の政策と同様の何ら瑕疵のない手続きを経ているものである。

したがって、自治会長からの環境部に対する強い要望や圧力は、環境部が企画立案したパトロールの自治会委託方式の「きっかけ」となったという意味では、津市の政策策定の「動機」と位置づけられるとすることができるにしても、断じて、津市の政策策定の「原因」ではなかったのである。

この政策策定の「原因」は、当時の環境部における自治会委託方式によるパトロールの有用性・有効性の検討の結果である。

オ 今後必要な措置、対応

開始当初に費用対効果の検証を行ったものの、長年にわたって、その後の検証を行わず事業を継続しつづけてきたこと、委託料を支払うための履行確

認が杜撰であったこと、地元自治会への委託を優先した公募をしつつも、応募者が開始年度を除き相生町自治会のみであったことに対して、特に対応を行わなかったことは、漫然と前例踏襲による事業の継続を行ってきたと指摘されても、致し方ない。

また、営利を目的としない任意団体である特定の自治会に年間1,000万円に近い額の随意契約を行うのであれば、他部署とはいえ、市民部地域連携課に提出されていた「相生町自治会収支決算報告書」の確認を行うなど、自治会としての収支にも目を配る視点があってもよかったのではないかと考える。しかし、相生町自治会の収支決算報告にパトロール委託の収支が計上されていないことをもって、当該契約を否定することはできず、また、相生町自治会が、相生町自治会以外の地区のパトロール業務を受託することにも問題があるとは言えない。

パトロールに従事していた職員にあっては、地域住民と直接、接する機会が多い職員であったことが、この問題を生じさせた一因であったことは否めないところ、この問題は、市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、自治会長からの様々な要求に対する職員の意識の問題である。また、この自治会へのパトロール委託の企画立案の過程で間接的に自治会長の影響を受けた可能性も否定できず、全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

また、社会情勢の変化や真に住民のニーズの変化を踏まえて、パトロール業務の必要性を検証し、事業の実施方法を見直すとともに、業務委託を行う場合は、契約の相手方、契約方法、仕様のあり方や委託業務の履行確認の方法などをしっかりと検討し、見直すなどし、住民への説明責任をしっかりと果たす必要がある。

No.7「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告（当時案に係る再調査結果についてはNo.7-1参照）

ア 事実の有無

相生町地内の工事の発注状況を確認した結果、一部について、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）からの要望に影響を受けた工事発注が認められたものの、相生町地内の工事発注に偏りがあるといった事実はない。相生町地内の50万円以下の随意契約により発注した修繕（以下、「少額修繕等」という。）の発注状況を確認した結果、自治会長や業者からの圧力、不当な影響を受けた事実はないものの、契約事務において不適切な事務執行の事実あり

イ 事案の概要

① 相生町地内の工事発注の状況

津北工事事務所管轄の道路維持工事については、市職員からの報告によれば、平成27年度から令和2年度までの津市全域での1自治会あたりの道路維持事業の執行額が、平均913,879円である中、相生町自治会の道路維持事業の執行額は、平成27年度が4,542,566円、平成28年度が6,316,821円、平成29年度が6,625,877円、平成30年度が7,339,606円、令和元年度が324,899円、令和2年度が21,913,100円という状況であり、これを前提とすると、相生町自治会の執行額は、他の自治会に比して、令和元年度を除き高い執行額となっている。

このため、他の自治会における執行額の状況を確認したところ、相生町自治会以外にも平均額を大きく超える自治会も複数見受けられ、執行額の状態をもって、直ちに相生町地内の工事発注に偏りがあるとは言い難い。次に、道路維持工事の概要を確認したところ、側溝の老朽化対策や歩道の段差解消など、それぞれ道路維持工事として必要性等が認められる内容であった。なお、令和2年度の執行額が21,913,100円と突出しているのは、歩道の拡張及び段差解消、これに伴う側溝改修を実施したもので、道路管理上必要な道路維持工事であったとのことである。

相生町地内の道路維持工事の発注は、各年度1件であり、これらの工事の実施を自治会長が直接要望した事実もない。ただし、No.9「工事請負業者の地元調整に関する事案」の調査結果報告のとおり、工事施工に係る地元説明の段階で自治会長の関与があったことは否定できない。

よって、客観的に見て、津北工事事務所管轄の道路維持工事の発注につ

いては、直ちに相生町に偏りがあるとは断じ難い状況であり、これら工事の発注に自治会長からの要望が影響したという事実は認め難い。また、津北工事事務所では、予算の都合上、多数の要望の中から必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、順次、工事発注が行われているとはいえ、特段、相生町地内の道路維持工事の発注に不自然な点は認められなかった。

一方、建設整備課が管轄する公園整備事業については、平成29年度に発注した公園整備工事において、自治会長からの要望を優先した工事発注が行われていたと思われるケースが存在する。

津市では、公園整備事業の実施に当たり、地元からの要望や苦情が多い公園の修繕、新規の公園施設の設置等を行うため、各年度一定の予算が確保されているが、その予算は、これら地元からの要望や苦情の全てに即応できるほど十分なものではなく、現実に公園整備工事を実施できるのは年に数件という状況であったようである。このため、公園整備事業の工事発注は、地元から寄せられた要望や苦情に対して、工事施工の必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、順次、行っていたといい、毎年20件程度の要望が寄せられる中、実際に工事発注が行えるのは年に5件程度で、残る案件は翌年度に持ち越していたという。

平成29年春 自治会長から建設整備課に対し口頭で、「相生町公園で、犬の散歩などをしている者と、遊具を利用する者とをゾーン分けして欲しい」との要望があった。建設整備課職員は、公園整備事業に対する要望が多くその全てに応じられていない状況の中で、この自治会長からの要望は、必要性や緊急性が高いとは言えないと判断し、当初は、要望内容をもう少し精査するよう自治会長に指導していたという。

後日、自治会長が来庁し、公園利用者や子供が怪我をした場合は市の責任であるとして、今年度中に当該公園整備工事を実施するよう求めたという。その際、自治会長から市職員に向けて、生命・身体・財産に対して危害を加えることを告知するような言動は見られなかったとされるが、結果として、建設整備課は、当該年度にこの自治会長から要望のあった公園整備工事を発注している。

このほか、相生町地内においては、下水道局が管轄する工事として、平成29年度、平成30年度及び令和元年度にそれぞれ1件ずつ発注されているが、その全てが、老朽化する下水道管の更生工事であり、自治会長からの要望によるものではない。また、水道局が管轄する工事として、8件の工事が発注されているが、いずれも水道局における老朽管改修計画に基づく発注であり、自治会長からの要望によるものではない。

② 相生町地内の修繕の分割発注の状況

相生町地内において、津北工事事務所が過去5年間（平成27年度から令和元年度）に発注した少額修繕等は18件であった。この内、修繕対象、時期、金額、受注業者の点で、意図的に少額修繕等として分割発注が行われた可能性のある以下の3事案について検証を行った。

(1) 平成28年度相生町公園花壇撤去修繕

書面上の契約締結日（以下、「契約締結日」という。）

平成28年4月13日 契約金額491,400円

契約締結日 平成28年4月21日 契約金額498,960円

自治会長より、相生町公園の花壇に草木が茂っており見通しが悪い、子供が遊ぶ場所で防犯上よくないと要望があり、津北工事事務所職員が現地を確認、花壇を撤去すべきと判断し少額修繕等として発注を行った（契約締結日 平成28年4月13日）。この際、見積りは、津市競争入札参加資格者名簿に登載のある、近隣の業者に依頼しており、自治会長や業者からの圧力などはなかったとされる。

当初は花壇の木の伐採撤去のみをもって発注したが、木の伐採撤去を行ったところ、花壇に発注前には確認できなかったクラックが見つかったため、同業者に花壇の撤去を追加して発注したという（契約締結日 平成28年4月21日）。なお、花壇の撤去完了後に、まとめて、3社分の見積書、請書、完成写真、請求書からなる必要書類一式の提出を求めたという。

本事案は、自治会長からの要望により行われた修繕ではあるが、要望以上に、自治会長や業者からの圧力、不当な影響などは確認できなかった。また、当初から1つの修繕を意図的に50万円以下に分割した事実までは確認できなかった。

(2) 平成28年度相生町地内側溝修繕

契約締結日 平成28年4月8日 契約金額499,991円

平成28年度相生町地内側溝修繕

契約締結日 平成29年1月12日 契約金額496,800円

平成28年度相生町地内道路修繕

契約締結日 平成28年5月6日 契約金額499,620円

側溝修繕については、近隣で下水道工事を実施する下水道局職員から、側溝に水がたまるとの報告を受け、津北工事事務所職員が現地確認を行い、側溝修繕の発注を行った（契約締結日 平成28年4月8日）。その後、この修繕に起因して、隣接する側溝に水が流れる現象が生じ、住民から苦情が寄せられたため、約9か月後に別の側溝修繕として発注されたもので

ある（契約締結日 平成29年1月12日）。また、道路修繕については、地域調整室からの依頼を受け、相生会館前の道路の段差解消を目的に発注されたもの（契約締結日 平成28年5月6日）で、この3件には、修繕のきっかけ、施工時期及び場所から見て、50万円以下となるよう意図的に1つの修繕を分割して発注したといった事実はない。また、受注業者については、津市競争入札参加資格名簿に登録される業者の中から、当該修繕に対応が可能な業者に依頼したものであり、自治会長や業者からの圧力などはなかったという。

(3) 平成29年度相生町公園トイレ内壁面塗装等修繕

契約締結日 平成29年5月29日 契約金額498,549円

平成29年度相生町公園トイレ外面塗裝修繕

契約締結日 平成29年9月11日 契約金額493,506円

平成29年度相生町公園モルタルブロック塗裝修繕

契約締結日 平成29年10月19日 契約金額499,500円

津市は相生町自治会に相生町公園のトイレ清掃を委託しているが、自治会長から、汚物をトイレの内壁につけて行く利用者がいるとして、内壁を撥水処理できないかという相談を受けた。津北工事事務所職員は現地を確認し、施工方法を検討した結果、撥水処理はできないが内壁を塗装することを決めた。なお、この施工に当たっては、津市競争入札参加資格者名簿に登録される業者の中から、小規模の塗装を受託する業者が少ないとの理由で、近隣の塗装業者に発注を行った（契約締結日 平成29年5月29日）という。

この塗装が完了後、自治会長は、津北工事事務所に対し、同公園のトイレが薄暗く、子供たちが怖くて近寄りがないので明るくできないかという要望を行っている。この要望を受けた津北工事事務所職員は、もともと、自治会長が建設整備課に対し、同公園のトイレを多目的トイレに改修してほしいという要望を行っていたこともあり、現地の状況を確認した上で、外面塗装を行うことを決めた。なお、この発注の際も、内壁塗装と同様の理由で、近隣の塗装業者に依頼した（契約締結日 平成29年9月11日）という。

さらに、自治会長は、同公園の柵が老朽化しているとして、柵の新設を要望した。要望を受けた津北工事事務所職員は現地を確認し、柵の新設までは必要がないと判断し、柵の塗装を行うことを決めた。なお、この発注の際も、トイレ塗装と同様の理由で、近隣の塗装業者に依頼した（契約締結日 平成29年10月19日）という。

この3件の修繕は、いずれも自治会長からの要望により行われた塗装

修繕であるが、要望以上に、自治会長や業者からの圧力や不当な影響などは確認できなかった。また、要望の時期や要望内容が異なり、別々の要望として処理されており、1つの修繕を意図的に50万円以下に分割して発注した事実は確認できなかった。

このほか、相生町地内においては、下水道局が管轄する修繕として、マンホール蓋修繕や下水道取付管修繕が発注されており、過去5年間（平成27年度から令和元年度）では、10件が少額修繕等として発注されている。これらの修繕発注のほとんどは、上水道管の布設替えに伴う舗装復旧や道路工事に伴って、マンホール蓋の高さ調整及び老朽化した蓋の交換が必要となり発注された修繕であるが、本来は、当該工事の受注者に対する随意契約として扱うべきところ、当該現場で施工中の下請け業者への少額修繕等として取り扱われている。それ以外にも、下水道管やマンホール等の老朽化、管詰り等、通行者の安全と下水道施設の機能保持の観点から早急な対応が必要であったものは、津市競争入札参加資格者名簿に登載される業者の中から、近隣の業者を基本に、祝休日対応や夜間対応が可能な業者に、少額修繕等として発注を行ったという。また、これらの修繕発注においては、事前に予定価格を作成することなく、業者からの見積もりによって金額を決定していたといい、見積書についても、発注した業者から他の業者の見積書を提出させていたという。

本事案は、相生町地内で工事及び修繕発注を行う、津北工事事務所及び建設整備課、水道局、下水道局における発注に関する調査結果として報告するものであり、相生町地内の公共施設に関する修繕発注の調査結果については、この調査結果には含まず、後に公表するNo.8「相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案」に係る調査結果報告として報告する。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

① 相生町地内の工事発注の状況について

道路維持工事の発注については、相生町に偏りがあるとは言いきれず、これら工事の発注に自治会長からの要望が影響した事実は認められないこと、予算の都合上、多数の要望の中から必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、順次、工事発注が行われていることから、市職員に問題となる行為は認められない。

一方、平成29年に発注された公園整備工事については、他に高い必要性や緊急性のある要望がありながら、自治会長からの要望を優先して行われた発注であると考えられる。本来であれば、自治会長に対し、自治会長

の要望よりも必要性・緊急性が高い要望があり、予算が限られる中で年度内の発注は困難であるとして、毅然とした対応をとるべきであり、市役所内に自治会長からの要望にはできる限り応えようとした雰囲気があったとはいえ、結果として、他の要望を差し置いて工事発注を行った行為には問題がなかったとは言えない。ただし、自治会長からの要望が全く理由のないものであるとは言えないことから、工事を発注した行為自体に違法性があったとまでは言い難い。

② 相生町地内の少額修繕等の発注状況について

相生町地内の少額修繕等の発注については、自治会長や業者からの圧力や不当な影響などは確認できず、当初から1つの修繕を意図的に50万円以下に分割した事実は確認できなかった。一方で、この発注に当たっては、津市競争入札参加資格者名簿に登載される業者の中から、近隣で現場を熟知している、あるいは早急な修繕対応が可能であるとの理由で、特定の業者に発注されていたことは事実である。

また、当時の津北工事事務所では、少額修繕等においては、修繕完了後に、施工業者から3社分の見積書を提出させるほか、請書、完成写真、請求書の一式を提出させていたとのことであり、下水道局においても、事前に予定価格を作成することなく、業者からの見積もりによって金額が決定されていたほか、発注した業者から他の業者の見積書を提出させていた。

聞き取りによれば、少額修繕等の発注については、当時、市職員の中に、こうした不適切な事務処理が常態化していたといい、このような取り扱いは、業者間での価格競争が事実上行われず、明らかに契約において不適切な事務執行であったと言わざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

市職員が、自治会長からの要望があった場合には、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で自らが孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提として物事を考えるようになり、結果として、自治会長に過剰に寄り添った過度な「忖度」があったということは、「中間報告書」でも報告したとおりであり、市職員は、相生町自治会内の環境整備を目的とした、度重なる自治会長からの要望に対し、何とか自治会長と折り合いをつける形で、その要望に応じてきたものと推察できる。

地方自治法施行令第167条の2第1項において、競争入札を前提とする地方公共団体の契約方法の特例として随意契約が規定されており、この規

定のもと、津市契約規則に基づき少額修繕等として発注すること自体には何ら問題がない。津市においては、平成30年度には3000件を超える少額修繕等が発注されていたとする実態からみれば、市職員が、効率性や外圧に対する処理を優先するあまり、地元との調整が不要な近隣の業者や、早急な対応が可能な特定の業者に見積りを依頼していた、という行為は一定の理解がなし得る。しかし、その契約において不適切な事務処理がなされていたとするならば、そのことは、何かしら自治会長や特定の業者からの影響があったのではないかと疑念を持たれても致し方ない。

オ 今後必要な措置、対応

市は、本来、限られた予算の中で、要望内容から工事や修繕の必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、施工の実施について公正公平に判断すべきところ、相生町自治会内の環境整備を目的とした、度重なる自治会長からの要望に対し、断ることなく何らかの方法をもって、その要望にこたえてきたと言える。今後については、毅然とした姿勢のもとで、一定の判断基準をもって、工事や修繕の実施を意思決定する仕組みが求められる。

なお、津市においては、本事案とは別に、津市監査委員会からの、平成30年度及び令和元年度の公共土木施設の少額修繕等に関する指摘を受け、津市少額修繕等内部調査委員会が設置され、令和2年11月に「津市少額修繕等内部調査委員会報告書」として調査結果が取りまとめられている。

この報告書によれば、津市では、津市監査委員からの指摘を受けるまで、地域の有力者や自治会長、市議会議員等から再三に渡る強い要望に即応するため、不具合が生じている現地の実態に対しスピード感をもって解消するために、煩雑な入札事務を避ける目的で少額修繕等として発注することが常態化しており、その契約において不適切な事務処理がなされていたとされる。

今後の少額修繕等の発注に当たっては、「津市少額修繕等内部調査委員会報告書」が示す、事業実施に係る意思決定の明確化、現行契約手続きの見直し又は契約の抜本の見直し、契約後の変更協議、不当要求行為防止制度等の活用を直ちに実行に移し、事務執行に係る書面による見える化、業者選定の公平化、事務手続きのチェック体制の強化及び変更契約等の手続きを制度化するなど、さらに公正性、透明性及び公平性を優先した制度へと見直すことが必要である。

No.7-1 「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告（再調査結果）

1 再調査の目的

相生町地内の50万円以下の随意契約により発注した修繕（以下、「少額修繕等」という。）の発注について、令和3年3月15日に開催された100条委員会において、参考人は、「結果的に分割という形になっています。」と答弁し、「要望の時期や要望内容が異なり、別々の要望として処理されており、1つの修繕を意図的に50万円以下に分割して発注した事実は確認できなかった」とする当該事案の調査結果報告書と、齟齬が生じている可能性を指摘されたため、あらためて契約関係書類の確認及び関係職員からの聞き取り調査を実施した。

2 契約関係書類の確認及び関係職員からの聞き取りの実施

(1) 平成28年度相生町公園花壇撤去修繕について

書面上の契約締結日（以下、「契約締結日」という。）

平成28年4月13日 契約金額491,400円①

契約締結日 平成28年4月21日 契約金額498,960円②

平成27年の秋から冬頃、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）より、「相生町公園の花壇に草木が茂っており見通しが悪い、子供が遊ぶ場所で防犯上よくない、見通しをよくして欲しい」という要望があり、津北工事事務所職員が現地を確認した。担当者は、現地にて、雑草・樹木が人の背丈ほど生い茂り見通しが悪く、防犯上好ましくないことを確認したため、雑草・樹木の撤去と除根が必要であると考え、現地で撮影した写真をもとに口頭で上司に状況を報告し、これまでの自らの経験から50万円以下での施工が可能であると判断し、平成28年春、雑草・樹木の撤去と除根を少額修繕等として業者に発注した。

雑草・樹木の撤去作業中、花壇にクラックが見つかった。この際、担当者は現地に赴き、自ら花壇のクラックを確認し写真を撮影したという。なお、当該撤去作業の前は、花壇は樹木等に覆われクラックは確認できず、撤去作業中に初めて花壇のクラックが発見されたという。担当者は、現地で撮影した写真をもとに口頭で上司に状況を報告し、花壇が倒壊する恐れがあり、公園管理者として放置できないため、これまでの自らの経験から50万円以下での施工が可能であると判断し、花壇の撤去を少額修繕等として業者に発注した。

なお、花壇の撤去完了後に、まとめて①及び②の見積書（受注者を含む3社分）、請書、工事写真が提出された。つまりは、花壇撤去修繕の発注後は、①の雑草・樹木の撤去、除根作業と②の花壇撤去作業は同一業者によりまとめて実施されていたことになる。

以上のとおり、担当者からの聞き取りによれば、本案件は、発注済みの①「雑草・樹木の撤去、除根」作業中に花壇のクラックが初めて見付き、②「花壇撤去」の発注に至ったものであり、①の発注の時点で②の発注を予見できた訳でもなく、当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注したものではないと言える。

しかし問題は、②「花壇撤去」の完了後に、受注者からまとめて①と②の見積書（受注者を含む3社分）、請書、工事写真を提出させ、施工伺い、支出負担行為回議書、見積依頼書は、それぞれ辻褄が合うように日付が入れられ、体裁を整えて受注者への支払いが行われているところにある。

このような不適切な事務執行の下では、支払日を除き、正確な発注日、契約締結日、作業期間、履行完了日は不明であると言わざるを得ず、修繕要望を受けた記録も残っていないこの状況では、書類の上では、明らかに当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下の修繕に分割して発注したものではないとまで立証することはなし得ない。

(2) 平成28年度相生町地内側溝修繕 ①

契約締結日 平成28年4月8日 契約金額499,991円

平成28年度相生町地内道路修繕 ②

契約締結日 平成28年5月6日 契約金額499,620円

平成28年度相生町地内側溝修繕 ③

契約締結日 平成29年1月12日 契約金額496,800円

①側溝修繕については、近隣で下水道工事を実施する下水道局職員から、津北工事事務所の担当者に対し、「L型側溝がガタついて、水がたまる」という話があり、担当者が現地確認を行い、現地で撮影した写真をもとに口頭で上司に状況を報告し、既設のL型側溝を再利用し勾配修正を行い、集水柵2か所を設置することを決めた。これまでの自らの経験から50万円以下での施工が可能であると判断し、少額修繕等として業者に発注した。

②道路修繕については、平成28年春頃、地域調整室職員から津北工事事務所の担当者に対し、「避難所の前の歩道に段差があり、歩行者が危ない」という要望が口頭であり、その後あらためて、同年5月9日付で、地

域調整室から津北工事事務所に対し文書にて要望がなされたものである。担当者は現地確認を行い、現地で撮影した写真をもとに口頭で上司に状況を報告し、歩道境界ブロックに段差があり、その段差による怪我等で道路管理瑕疵に問われる恐れがあるため、段差解消を行うことを決めた。これまでの自らの経験から50万円以下での施工が可能であると判断し、少額修繕等として業者に発注した。

③側溝修繕については、平成28年12月頃、住民から「歩道に水が溜まる」という要望が津北工事事務所にあったため、担当者が現地に赴き、現地で水を流して水たまりができる状況を確認したうえで、写真撮影をし、上司に状況を報告した。L型側溝の取替が必要と判断し、これまでの自らの経験から50万円以下での施工が可能であるとの判断から、少額修繕等として業者に発注した。

以上のとおり、担当者からの聞き取りによれば、本案件は、修繕のきっかけとなる情報提供者や修繕の対象が異なり、それぞれの発注時期から見ても、当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注したものである。

しかし、これについても上記(1)と同様に、①②③の全ての修繕において、修繕完了後に、受注者からまとめて見積書(受注者を含む3社分)、請書、工事写真を提出させ、施工伺い、支出負担行為回議書、見積依頼書は、それぞれ辻褄が合うように日付が入れられ、体裁を整えて受注者への支払いが行われている。よって、支払日を除き、正確な発注日、契約締結日、作業期間、履行完了日は不明であると言わざるを得ず、①と③については修繕要望を受けた記録も残っていない。

(3) 平成29年度相生町公園トイレ内壁面塗装等修繕 ①

契約締結日 平成29年5月29日 契約金額498,549円

平成29年度相生町公園トイレ外面塗裝修繕 ②

契約締結日 平成29年9月11日 契約金額493,506円

平成29年度相生町公園モルタルブロック塗裝修繕 ③

契約締結日 平成29年10月19日 契約金額499,500円

①トイレ内壁面塗装等修繕については、平成29年5月頃、自治会長より、津北工事事務所に対し、公園のトイレが老朽化しており薄暗く、内壁が汚物で汚れているため子供たちがトイレに行きたがらず、掃除も大変なので撥水塗装をして欲しいという要望があった。

津北工事事務所の担当者が現場を確認し、検討したところ、撥水塗装までは不要であり、一般的な塗装だけでも汚れが染み込みにくくなると判断し、一般的な塗装を実施すべきと判断した。その結果を上司に報告し、上司は、その塗装が50万円以下で施工可能と聞いたため、少額修繕等として発注することを決め、東丸之内地内の公園遊具の塗装とともに発注し、修繕を実施した。なお、支払日が平成29年7月12日となっていることから、本修繕は、少なくとも同日以前に修繕が完了したことは間違いがない。

②トイレ外面塗裝修繕については、①トイレ内壁面塗装等修繕の完了後の平成29年8月頃、自治会長より、津北工事事務所に対し、新たに、トイレの外面が劣化しており、薄暗い印象があり、子供たちが怖がってトイレに近寄らないので見た目を明るくして欲しいという要望があった。

津北工事事務所の担当者は、確かにトイレは老朽化しており古い感じがして明るくする必要があり、塗装を行うことでコンクリートの耐久性も上がるので修繕を実施したほうが良いと判断した。その際、自治会長から、子供たちが親しみやすいように絵を描いてほしいと言われたのでデザイン（虹のデザインについては自治会長に報告）を検討した。その後、担当者は口頭で上司に報告相談し、上司が修繕の実施を決定した上で、トイレの外面塗裝修繕を少額修繕等として発注した。なお、担当者は、塗裝修繕を施工するにあたり、トイレ外面の絵（デザイン）について、塗装業者との協議に日数を要した記憶があると証言している。

③モルタルブロック塗裝修繕については、②トイレ外面塗裝修繕の依頼後の平成29年8月末頃、自治会長より、津北工事事務所に対し、公園の柵が老朽化しているので取り替えて欲しいという要望があった。

津北工事事務所の担当者が現場を確認し、柵の取替までは必要ないが、他の公園でも塗装をして耐久性を上げていたので、塗装すべきものと考え、過去に柵の塗装を行った事例を参考に、概算し、50万円以下で修繕が実施できるものと判断した。担当者は、上司に報告相談し、上司が修繕を決定。モルタルブロック塗裝修繕を少額修繕等として発注を行った。

以上のとおり、担当者からの聞き取りによれば、本案件は、①トイレ内壁面塗裝修繕完成後に、自治会長から、新たに、トイレの外面が劣化しており、薄暗い印象があり、子供たちが怖がってトイレに近寄らないので見た目を明るくして欲しいという要望がなされたことを受け、②トイレ外面塗裝修繕の検討に入ったものであり、トイレ外面塗装の要望時期から見て

も、①と②を当初から1つの修繕工事として発注しようと考えていた訳ではないと言える。

一方、②トイレ外面塗裝修繕の施工を依頼した後に、自治会長から公園の柵が老朽化しているので取り替えて欲しいという要望がなされたことを受け、③モルタルブロック塗裝修繕の検討に入ったとされる②と③については、③の要望が②の修繕施工依頼の後に行われたものであって、当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注したのではないといえども、意図的に50万円以下に分割して発注したのではないかと、との疑念を抱かれても致し方ない。なお、②と③の修繕は、不必要であるとは言えないまでも、修繕の必要性は高くなく、本来であれば断るべきところ、自治会長からの要望を断れば、相生町地内の工事や他の案件が円滑に進まなくなることを懸念し、断ることが出来ず、続けざまに発注を行ったということであった。

これについても上記(1)と同様に、①②③の全てにおいて、修繕完了後に受注者から見積書(受注者を含む3社分)、請書、工事写真を提出させ、施工伺い、支出負担行為回議書、見積依頼書は、それぞれ辻褄が合うように日付が入られ、体裁を整えて受注者への支払いが行われている。このため、支払日を除き、正確な発注日、契約締結日、作業期間、履行完了日は不明であると言わざるを得ず、とりわけ、工事写真によると、②トイレ外面塗裝修繕より先に③モルタルブロック塗裝修繕がなされ、後に③トイレ外面塗裝修繕がなされていることが確認できるなど、このことが、②と③は当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注したのではないかと、との疑念を払拭できない大きな要因である。もっとも、当時の担当者によれば、工事写真の状況は、②トイレ外面塗裝修繕を施工するにあたり、トイレ外面の絵(デザイン)について、塗装業者との協議に日数を要した記憶があり、その間に、②に先んじて③モルタルブロック塗装が行われた可能性は否定できないとのことであった。

3 100条委員会における参考人の発言の検証

令和3年3月15日に開催された100条委員会において、当事案に関する証言を行った市職員に確認したところ、この市職員は、本来50万円以上の修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注事務を進めることが分割発注であると認識していた。また、分割発注は、同じ現場で、同時期に施工されるものと認識していた。この認識の下で、100条委員会における青山昇武議員からの質問の趣旨を、「要望時期が別々であっても、発注時期が別々であっても、同じ現場で同時期に施工していた事実からみれば分割発

注ではないのか」と理解し、確かに、今回の相生町公園の②トイレ外面塗裝修繕と③モルタルブロック塗裝修繕は、同じ現場で、同時期に施工していたことが明らかであったため、「結果的に分割の形になっている」という意味で答弁したとのことであった。しかしながら、この2件の塗裝修繕は、同じ場所で同時期に施工していたとはいえ、それぞれ別々に要望を受け、それぞれの要望に基づき発注を決めたものであったと認識していたことから、最終的には「意図的な分割ではない」と答弁し、青山議員に対する答弁と食い違うこととなってしまったという。

4 結論

市職員の証言は、いずれも、修繕工事を実施するきっかけとなる要望時期が異なり、当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注したものではないというものであった。このため、当初から意図的に分割したのではないかという疑念を払拭できていないものの、当初から1つの修繕工事を意図的に分割したことを証明する証拠も見当たらないため、本事案の再調査の結論としては、意図的な分割発注の事実までは確認できなかったとなる。

しかしながら、当初から1つの修繕工事を意図的に50万円以下に分割して発注したものではないとしても、本来であれば、予定価格の決定、2社以上からの見積書の徴求、契約締結伺い、契約締結等の手続きをとるべきであるのに、これらの手続きを行わず、まして、「不適切な相見積もり」により発注が行われていることは、明らかに津市契約規則に違反するものである。このことは、特定の業者へ便宜を図ったのではないか、また、発注金額が不適切ではなかったのか、さらには、発注した時点で修繕内容も確定されていなかったのではないかといった疑念を生じさせるものであり、分割発注の疑いに対し説得的な説明ができない原因ともなっている。

また、(1)の花壇撤去修繕の①と②及び(3)の②トイレ外面塗裝修繕と③モルタルブロック塗裝修繕については、同一現場での作業を業者に発注済みであったというのであれば、随意契約により処理するにしても、本来であれば、競争入札に付することが不利なもの(地方自治法施行令167条の2第1項第6号)又は変更等の手続きを行うべきであり、小規模修繕等として別工事で処理したこと自体、不適切な事務処理であったといえる。

No.8「相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生会館、さくら湯の修繕工事について、50万円以下の随意契約により発注した修繕（以下、「少額修繕等」という。）として、相生町地内に事務所を有する特定の塗装業者（以下、「特定の塗装業者」という。）に発注が行われていたほか、契約事務及び施工確認において不適切な事務執行の事実あり

また、平成26年度以降に少額修繕等として特定の塗装業者に対して発注が行われていた修繕工事について、契約事務において不適切な事務執行の事実あり

イ 事案の概要

(1) 相生会館、さくら湯の修繕工事

平成25年度になって、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から、当時の人権担当理事に対し、特定の塗装業者を相生会館やさくら湯など、相生町地内に所在する公共施設等の修繕に使えないかといった要望があった。

相生会館やさくら湯を所管する地域調整室の当時の担当者は、当時の人権担当理事からの「自治会長から特定の塗装業者を使えないかと言われたので、そのように進めてほしい」といった趣旨の発言を、上司からの指示であると誤認し、特定の塗装業者を相生会館やさくら湯の修繕に使うためには少額修繕等による発注のほか方法がないと考え、少額修繕等として発注の手続きを進めたという。なお、この際、上司からは、修繕に係る発注方法等について具体的な指示などはなかったとされる。

当時、相生会館については、老朽化等の影響で、屋根、内壁、軒天、2階手摺の各箇所について修繕の必要があった。また、さくら湯については、外壁の北側と西側の2面にひび割れ等が見られ修繕の必要があった。修繕の内容は同じ内容の塗装であり、相生会館、さくら湯のそれぞれにつき、あえて少額修繕等として分割して発注する理由はなく、本来であれば一括して発注すべき内容であることは明らかであるところ、一括して発注した場合には、予定価格が50万円を超えることとなり、入札により業者決定を行う必要が生じるため、少額修繕等により発注を行うためには、2つの修繕工事に分割して発注するしかなかった。なお、そうせざるを得ないことは、地域調整室の職員全員の共通認識であったという。

少額修繕等を発注する場合であっても、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならず、本来であれば、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、適当なものに対し、見積依頼書を発行した上で、見積もり合わせを行うことが必要である（津市契約規則第10条）。

しかしながら、当時、津市では少額修繕等の発注事務においては、全庁的に見積依頼書の発行が行われていなかったようであり、本件においても、当該業者以外の見積書の徴求先である2社に対し、市側から見積書の発行を依頼した事実はない。すなわち、津市に提出された3社の見積書は、特定の塗装業者が他の2社から徴求した見積書であると思われる、いわゆる「不適切な相見積もり」により当該業者から提出されたものである。

相生会館屋根防水及び内壁修繕については、平成26年4月1日付の見積書が提出され、履行期間は同年4月1日から6日とされている。また、契約書に代わる請書の日付も同年4月1日とされている。すなわち、見積日、請負日、履行開始日が同一であり、現実的にはあり得ないスケジュールとなっている。これは、前年度（平成25年度）に自治会長から要望を受けており、平成26年度の予算の成立を待って、書類の日付を調整したものと考えられる。

さくら湯の外壁（北側）塗裝修繕については、平成27年3月30日付の見積書が提出され、履行期間は同年4月1日から3日とされている。また、契約書に代わる請書の日付は同年4月1日とされ、上記の相生会館と同様に、現実的にはあり得ないスケジュールとなっている。これも、前年度（平成26年度）に自治会長から要望を受けて、平成27年度予算の成立を待って、日付を合わせたものと考えられる。

聞き取りによれば、当時は、会計処理上日付を合わせれば問題がないとの意識しかなく、特段不自然とは考えていなかったとのことであった。

平成26年度に発注された共同浴場（さくら湯）東側外壁塗裝修繕と共同浴場南側外壁塗裝修繕、平成27年度に発注された共同浴場北側外壁塗裝修繕と共同浴場西側外壁塗裝修繕、津市相生会館1階西側雨漏り防水塗裝修繕と津市相生会館2階雨漏り防水塗裝修繕、及び平成28年度に発注された津市相生会館南面等外壁塗裝修繕と津市相生会館東面外壁塗裝修繕についても、相生会館屋根防水及び内壁修繕等と同様の経緯で、意図的に分割発注が行われたものであり、自治会長から要望のあった特定の塗装業者に受注させるために「不適切な相見積もり」の方法により特定の塗装業者に発注がなされたものである。

一方、平成30年度に発注された津市相生会館のトイレ・スロープ修繕については、不自然に4回に分けて分割発注がなされているが、当時の担当者によれば、これは不具合が生じている現地の実態に即してスピード感をもって解消するために、煩雑な入札事務を避ける目的で分割発注を行ったということであり、特定の業者に受注させるために行われたものではないと思われる。

(2) 特定の塗装業者に対して発注が行われた修繕工事

平成26年度以降に少額修繕等として特定の塗装業者に対して発注が行われていた修繕工事は、71件、総額33,940,726円に及ぶ。その内訳は、平成26年度が22件、平成27年度が21件、平成28年度が7件、平成29年度が10件、平成30年度が8件、令和元年度以降が3件という状況で、また、少額修繕等を発注した担当課は、市民部地域調整室が12件、健康福祉部子育て推進課が2件、建設部市営住宅課が13件、津北工事事務所が29件、教育委員会事務局が15件という状況である。この状況から、この特定の塗装業者への発注は、自治会長が当時の人権担当理事に対し、特定の塗装業者を相生会館やさくら湯の修繕に使えないかといった要望を行ったとされる平成26年度及び平成27年度にかけて急増し、相生会館やさくら湯を所管する市民部地域調整室及び相生町に所在する津市相愛保育園を所管する健康福祉部子育て推進課のみならず、建設部市営住宅課や津北工事事務所、さらには教育委員会事務局においても、この特定の塗装業者への発注を行っていたことがわかる。

そこで、当該71件の修繕内容及び契約事務手続き等について、それぞれの担当課から契約関係書類の提出を求め、関係する市職員からの聞き取り調査を実施したところ、次の事実が明らかとなった。

市民部地域調整室については、上記(1)相生会館、さくら湯の修繕工事で記載のとおりである。

なお、平成26年6月及び11月に、それぞれ中央市民館の床修繕工事として、「不適切な相見積もり」の方法により特定の塗装業者に発注が行われていた。しかしながら、あらためて市職員により現地確認を行ったところ、実際には中央市民館ではなく、さくら湯の床修繕を行っていたことが判明した。当時の担当職員からの聞き取りによれば、さくら湯の施設修繕のための予算が不足していたことから、隣保館である中央市民館の施設修繕の予算をもって、中央市民館の修繕工事であるとして事務処理を行ったとのことであった。これは、明らかに不適切な事務執行である。

また、平成26年12月に発注された、共同浴場(さくら湯)東側外壁

塗装修繕及び南側外壁塗装修繕においては、当時、担当職員が現地にて施工確認を行ったとされているが、あらためて現地確認を行ったところ、修繕依頼（見積書）の内容どおり施工されていない部分があることを確認した。当時の担当職員からの聞き取りによれば、施工確認時は施工箇所全体が見える少し離れた位置からの確認にとどまり、修繕依頼（見積書）の内容どおりに施工されているものと誤認したということであった。

このように、当時の市民部地域調整室においては、予算執行に係る契約事務及び施工確認の点においても、杜撰ともいえる不適切な事務処理が行われていたと言わざるを得ない。

健康福祉部子育て推進課については、相生町地内に所在する津市相愛保育園の塀や厨房の塗装修繕について、修繕現場に近く、早急な対応が可能である等との理由をもって、「不適切な相見積もり」の方法により特定の塗装業者に発注が行われていた。なお、修繕完了後においては、担当職員により現地にて修繕依頼（見積書）の内容どおり施工されていたことを確認している。

建設部市営住宅課については、市営住宅内の公園遊具や外周柵、受水槽の塗装修繕のほか、倉庫屋根の塗装修繕について、過去の実績や早急な対応が可能である等との理由をもって、特定の塗装業者による「不適切な相見積もり」の方法により特定の塗装業者に発注が行われていた。契約書類を確認したところ、施工同日、見積依頼、見積提出日、契約日の日付が全て同一日となっていることから、不適切な事務処理が行われていたと言える。なお、施工確認については、市営住宅修繕完成報告書に添付された施工工程毎に撮影された写真により確認されていたが、あらためて市職員により現地確認を行ったところ、修繕依頼（見積書）の内容どおり施工されていたことを確認した。

津北工事事務所については、公園の遊具や外周柵、トイレ等の公園施設の塗装修繕のほか、ガードレール等の交通安全施設の塗装修繕について、過去の実績や早急な対応が可能である等の理由をもって、特定の塗装業者による「不適切な相見積もり」の方法により特定の塗装業者に発注が行われていた。

聞き取りによれば、契約関係書類については、以前から修繕完了後に全ての書類が提出させていたとのことであり、見積日、契約締結日、履行期間については、実際の日付と異なるといい、明らかに不適切な事務処理が常態化していたと言える。なお、施工確認については、修繕完成報告書に

添付された施工工程毎に撮影された写真により確認されていたが、あらためて市職員により現地確認を行ったところ、修繕依頼（見積書）の内容どおり施工されていたことを確認した。

さらに、津北工事事務所が発注した29件のうち以下の7件については、契約関係書類等から見て、本来であれば一括して発注すべきところ、意図的に分割したのではないかとの疑念が生じる。

- ①平成26年度 北公園担第2-1号 偕楽公園高欄修繕と平成26年度 北公園担第2-4号 偕楽公園遊具修繕
- ②平成26年度 北交安担第2-135号 総合文化センター前車止め塗裝修繕と平成26年度 北交安担第2-143号 総合文化センター前車止め塗裝修繕
- ③平成26年度 北公園担第2-89号 観音公園塗裝修繕と平成26年度 北公園担第2-92号 観音公園塗裝修繕
- ④平成26年度 北公園担第2-94号 新地公園塗裝修繕と平成26年度 北公園担第2-99号 新地公園塗裝修繕
- ⑤平成27年度 北交安担第2-1号 柳山津興地内地下道南面塗裝修繕と平成27年度 北交安担第2-3号 柳山津興地内地下道南面塗裝修繕
- ⑥平成27年度 北公園担第2-33号 観音公園施設外壁塗裝修繕と平成27年度 北公園担第2-36号 観音公園施設軒天破風塗裝修繕
- ⑦平成27年度 北公園担第2-53号 栄町公園塗裝修繕と平成27年度 北公園担第2-56号 栄町公園塗裝修繕

市職員からの聞き取りによれば、これらの修繕工事については、早期に修繕を完了させるために、安易に入札事務を簡素化できる少額修繕等として事務処理を行ったものであり、実際の施工については一体の修繕工事として実施されており、それぞれ別の少額修繕等による契約とするために、意図的に分割したものであった。

当時の津北工事事務所維持管理担当では、年間3千件程度にも及ぶ小破修繕の要望に対し、限られた人員で対応する中、公園などの公共施設を利用する市民の安全を確保するためにも、これらの要望にできる限り迅速に対応しなければならないとの思いから、本来であれば入札等の事務処理を行わなければならないところ、適正な事務処理に対する認識の甘さから、安易に契約事務を簡素化できる少額修繕等として、特定の塗装業者による「不適切な相見積もり」の方法により発注を繰り返していた。

もっとも、契約関係書類の作成を行った市職員の中には採用されて間もない者もあり、当該職員は、先輩や上司からの指示ないし指導される内容を正しい事務処理であると誤信し、不適切な事務処理であるとの認識が薄いまま、当該事務処理に関与していた節も見受けられる。

なお、平成29年度に発注した相生町公園のトイレ内壁面塗裝修繕、トイレ外面塗裝修繕及びモルタルブロック塗裝修繕については、No.7-1「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」の再調査結果のとおり、それぞれの要望時期が異なるものであり、明らかに意図的な分割発注を行ったともとのまでは言えない

教育委員会事務局については、プール塗裝修繕のほか、渡り廊下や駐輪場の屋根修繕について、過去の実績や早急な対応が可能である等との理由をもって、特定の塗装業者による「不適切な相見積もり」の方法により特定の塗装業者に発注が行われていた。契約書類を確認したところ、施工同日、見積依頼、見積提出日、契約日の日付が全て同一日となっていることから、不適切な事務処理が行われていたと言える。なお、施工確認については、完成報告書に添付された施工工程毎に撮影された写真により確認されていたが、あらためて市職員により現地確認を行ったところ、修繕依頼（見積書）の内容どおり施工されていたことを確認した。

さらに、教育委員会事務局が発注した15件のうち、以下の6件については、契約関係書類等から見て、本来であれば一括して発注すべきところ、意図的に分割したのではないかとの疑念が生じる。

- ①平成26年度 津市立安東幼稚園プール塗裝修繕と平成26年度安東幼稚園消毒槽塗裝修繕
- ②平成27年度 津市立高茶屋幼稚園プール塗裝修繕と平成27年度津市立高茶屋幼稚園消毒槽塗裝修繕
- ③平成27年度 津市立南立誠幼稚園プール塗裝修繕と平成27年度津市立南立誠幼稚園消毒槽塗裝修繕
- ④平成27年度 津市立藤水小学校渡り廊下塗裝修繕と平成27年度津市立藤水小学校屋内運動場庇塗裝修繕
- ⑤平成28年度 津市立西郊中学校渡り廊下修繕と平成28年度 津市立西郊中学校渡り廊下塗裝修繕
- ⑥平成28年度 津市立橋北中学校駐輪所屋根修繕と平成28年度橋北中学校駐輪場屋根修繕

市職員からの聞き取りによれば、上記①から⑤については、早期に修繕

を完了させるために、安易に入札事務を簡略化できる少額修繕等として事務処理を行ったものであり、実際の施工については一体の修繕工事として実施されおり、それぞれ別の少額修繕等による契約とするために意図的に工期を分割したものであった。

当時の教育委員会事務局教育総務課施設担当では、年間千件以上にも及ぶ小破修繕の要望に対し、3名ないし4名の担当職員で対応する中、児童生徒の安全を確保するためにも、これらの要望にできる限り迅速に対応しなければならないとの思いから、本来であれば入札等の事務処理を行わなければならないところ、適正な事務処理の認識の甘さから、安易に契約事務を簡素化できる少額修繕等として、特定の塗装業者による「不適切な相見積もり」の方法により発注していた。

なお、⑥については、西側の生徒用駐輪所の屋根修繕を発注したところ、後に保護者から別棟北側の駐輪場についても修繕してほしいとの要望を受け、別途発注により、西側の生徒用駐輪所の修繕を施工した特定の塗装業者に修繕を依頼したものである。

当時の津市における少額修繕等の発注については、明らかに不適切な事務執行と言える、いわゆる「不適切な相見積もり」による契約が常態化していたようであり、自治会長に就任した以降、特に平成26年度以降の相生町地内の少額修繕等においては、特定の塗装業者に対する見積もり依頼が多くみられる。この不適切な事務執行のもとで、特定の塗装業者への発注が繰り返されてきた実情を見れば、少額修繕等の発注に自治会長の影響を受けたとの疑念を持たれても致し方ない。まして、本来一括して発注すべき修繕を意図的に50万円以下の修繕として発注していたとなれば尚更のことである。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

当時の人権担当理事が、自治会長からの「特定の塗装業者を修繕に使えないか」といった要望内容を所属職員に伝えたとするならば、それは特定の塗装業者に受注させるための直接的な指示をしなくとも、問題がある行為であったと言える。また、仮に担当職員が上司からの指示を受けたと誤認したとしても、担当職員自らが、分割発注とすることは不適切な事務処理であるとの認識を持ちながら、意図的に分割して発注を行った行為にも問題がある。

そもそも、当時の津市における少額修繕等の発注事務においては、全庁的に見積依頼書の発行手続きが行われておらず、いわゆる「不適切な相見積もり」による契約が常態化していたことが大きな問題であり、このような取り扱い、業者間での価格競争が事実上働かず、明らかに契約において不適切

な事務執行であったと言わざるを得ない。仮に、これが特定の業者へ受注させることのみを目的とした行為であれば、官製談合防止法第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」にあたりと指摘せざるを得ない。

地方自治法施行令第167条の2第1項において、競争入札を前提とする地方公共団体の契約方法の特例として随意契約が規定されており、この規定のもと、津市契約規則に基づき少額修繕等として発注すること自体には何ら問題がない。しかし、市職員がこの制度を拡大解釈し、自らの事務処理の軽減や外圧に対する処理を優先するあまり、修繕現場に近い、あるいは早急な対応が可能である等といった理由をもって、特定の業者に対する「不適切な相見積り」を繰り返していたとするならば、その行為こそ故意に特定の業者に対する発注が行われたとの疑念を持たれる最大の要因である。意図的な分割による少額修繕等としての発注は、この最たるものであると言える。

エ 事案の経緯と背景

相生町地内の少額修繕等の発注については、平成25年度になって、自治会長から当時の人権担当理事に対し、「特定の塗装業者を修繕に使えないか」といった要望があったとされるものの、それ以外に自治会長や特定の業者からの圧力や不当な影響などがあったことまでは確認できなかった。

「中間報告書」でも報告したとおり、市職員には、自治会長に対する警戒心・恐怖心が増幅する中で、自治会長とのトラブルを未然に回避するために可能な限り自治会長の意向に沿おうと、自治会長に過剰に寄り添った過度な「忖度」があったとされている。このような状況において、少額修繕等の発注における見積り依頼業者の選定にあたっては、自治会長や特定の業者からの直接的な圧力や不当な要求が無かったにせよ、自治会長の存在が何らかの影響を与えたことは想像に容易い。

まして、自治会長が統括する相生町自治会内の公共施設の修繕となれば、自治会長との地元調整が必要となり、修繕を円滑に実施するために近隣の業者や過去に問題なく修繕を完了した業者を選定したくなる市職員の思いは一定程度理解できる。

しかし、地方自治法施行令の特例としての随意契約である少額修繕等の制度を拡大解釈し、明らかに不適切な事務執行が常態化していた状況は、たとえそれが「市民からの要望に即応するため、不具合が生じている現地の実態に即してスピード感をもって解消するために、煩雑な入札事務を避ける目的であった」といえども、許されるものではない。それゆえ、何かしら自治会長や特定の業者からの影響があったのではないかと疑念を持たれても致し方ない。

オ 今後必要な措置、対応

市は、まずもって、少額修繕等における契約事務の適正化を図ることは言うまでもない。

今後の少額修繕等の発注にあたっては、「津市少額修繕等内部調査委員会報告書」が示す公共土木施設の場合と同様に、事業実施に係る意思決定の明確化、現行契約手続きの見直し、又は契約の抜本的見直し、契約締結後の変更協議、不当要求行為防止制度等の活用を直ちに実行に移し、事務執行に係る書面による見える化、業者選定の公平化、事務手続きのチェック体制の強化及び変更契約等の手続きを制度化する必要がある。

また、業者から提出される見積書の内容を精査し、チェックする体制を整え、あわせて確実に修繕実施後の履行確認を行う体制についても検討する必要がある。

No.9「工事請負業者の地元調整に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長と市発注工事の受注者との間で、地元調整に起因し当該工事が遅延又は契約解除となった事案は少なくとも次の3件が認められた。

- ① 平成29年度工務第18号 相生町及び乙部地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事
- ② 平成30年度北道維第2号 相生町及び愛宕町地内道路修繕工事
- ③ 令和2年度営北第14号 観音公園屋外ステージ外壁改修工事

イ 事案の概要

受注者の地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（公共土木施設に適用）において、「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。」「受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。」「受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。」とされている。また、津市の特記仕様書においても、「受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。工事標準仕様書（建築工事に適用）においても、「受注者は、工事に関して第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する」とされており、受注者は、一義的には市から工事を請け負った者として、地元との調整や地域からの要望に対応する責務を有すると解される。

本事案は、市職員が、本来、受注者が行うべき工事着手前の地元調整の段階で、受注者と相生町自治会長との間に介在させられた事案として、その概要は①～③のとおりである。

なお、以下において、地元調整の相手方が相生町自治会の場合は、相生町自治会長を「自治会長」とし、大門商店街商業協同組合の場合は、当該組合の理事長を務める相生町自治会長を「理事長」とする。

① 平成29年度工務第18号 相生町及び乙部地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事の概要

水道局職員が当該工事の受注者とともに、工事現場において現地確認を行った際、当該業者は舗装範囲に白いスプレーでマーキングを行った。

水道局職員は、当該業者に対し、工事内容や工事期間等の周知に加え、

例えば、工事現場に車等が停車する可能性や、地元行事等が行われる可能性もあり、地元である相生町自治会と調整してもらわなければならないこともあるため、地域のまとめ役でもある自治会長と地元調整を行うよう依頼した。なお、当該行為は、この現場に限らず同様の工事を実施する際には、受注者に依頼する内容である。

当該業者が、地元調整を行う意思がないことを知った自治会長は、水道局に対し、当該業者による工事及び今後の交渉を断る旨の申出書を提出し、マーキングを消すよう要求した。これを受け、水道局は、当該業者に対し、地元自治会から苦情が寄せられており、水道局と一緒にマーキングを消しに行ってほしい旨を伝えたが、当該業者は、「地元からの苦情は水道局で対応してほしい」と対応を拒否した。

その後、水道局職員は、発注者・受注者・地元自治会による協議を進めようと両者と交渉するも、平行線が続いた。水道局職員は、この状況を何とかしようと、第3者の力を借りて自治会長にコンタクトを取ることを当該業者に提案し、当該業者もこれに応じた。

しかし、この第3者の介入を逆に自治会長に問題視され、自治会長は水道局に対し、当該業者が第3者に情報漏洩を行ったなどとして、当該業者の公共工事入札参加資格についての審査を行うよう要望書を提出した。

水道局と当該業者は、改めて対応を協議し、当該業者から自治会長の知人を仲介者として自治会長と面談する旨の提案がなされ、水道局職員立会いの下、当該業者と仲介者、自治会長による会談が実現した。その際、自治会長は、「地元には挨拶もなくマーキングをしたのだから、マーキングを消すことが普通である。」と主張し、それを受け当該業者は、マーキングを消すことを約束するとともに、マーキングを消した後、水道局職員と一緒に工事の挨拶に行くことを伝え、自治会長からは特段の異論もなく会談を終えたようである。

しかし、翌日、当該業者がマーキングを消す作業を始めたところ、自治会長から、「当該業者が地元自治会に説明することなくマーキングを消そうとしている」との苦情の電話が水道局に入り、それを受けた水道局職員は、当該業者に電話で作業中止を命じた。

自治会長は、当該業者が反社会勢力とつながりがある、無断で工事を始めたなどとして、再度、水道局に、公共工事入札参加資格停止等の処分を求める要望書を提出した。

水道局は、このままでは工事を始められないとの判断から、津市法律顧問弁護士に法律相談を行った上、当該業者との間で「合意解除契約」を行

った。

その結果、平成29年度に相生町地内の舗装復旧工事は行われず、平成30年度「相生町及び愛宕町配水管敷設工事」及び令和元年度「相生町ほか2町地内配水管敷設工事」において、平成29年度にできなかった工事を実施した。以上が、①の事案の概要である。

② 平成30年度北道維第2号 相生町及び愛宕町地内道路修繕工事の概要

自治会長から津北工事事務所に対し、当該工事の落札者が契約締結前に当該工事に関連した事項を口外しているので事実確認をしてほしいと申し出があった。

これを受け、津北工事事務所が当該業者に事実確認を行ったところ、当該業者は一旦はそういった発言をしたことを否定したものの、事後的に、これを認めるに至った。

当該業者が工事着工に先立って、津北工事事務所を通じて自治会長に「自治会内において工事内容の周知の協力」を求めため何度か面会を申し出たものの、自治会長は当該業者との面会を拒絶し続けた。このため、津北工事事務所は、一刻も早く工事に着工してもらいたいとの思いから自治会長と当該業者の間に入り、自治会長からの回答を当該業者に伝える等していたが、双方から納得が得られず問題が解決されぬまま一定期間が経過した。

その後、当該工事に直接関係のない第3者から、当該業者に当該工事に関する電話があったことから、当該業者は、その電話の内容について三重県警察に相談した。これにより津北工事事務所は三重県警察から、「発注者という立場から早く工事が進むよう積極的に受注者に協力すべき」との助言を受けている。

このため、津北工事事務所は、当該業者に電話をしたとされる第3者への聞き取りを実施し、その後、当該業者及び聞き取りを行った第3者とともに、自治会長宅を訪問し協議を行っている。その結果、当該業者は、自治会長からの協力を得ることなく工事を行うことが出来ることとなった。

なお、当該事案の顛末は三重県警察に報告されている。以上が、②事案の概要である。

③ 令和2年度営北第14号 観音公園屋外ステージ外壁改修工事の概要

当事案は、相生町自治会長が大門商店街商業協同組合の理事長としての立場で、地元調整に関わったものである。

そもそも、当該工事は、観音公園屋外ステージの床面の割れや塗装の剥がれにより景観性等に問題があるとして、大門商店街商業協同組合から建設整備課に改修の要望書が提出されたことを受け、当該ステージの老朽化・健全度の調査を外部委託により実施した結果、改修の必要があると判断し、令和元年度の床修繕と令和2年度の外壁改修工事の2回に分けて改修を行うこととしたものである。なお、当該検討結果は、理事長に回答されている。

入札により決定された当該工事の受注者は、請負契約を締結後、当該業者、営繕課、津北工事事務所による事前協議を実施。地元3団体（新東町南自治会、大門町自治会、大門商店街商業協同組合）のうち、大門商店街商業協同組合を除く2自治会からは訪問による工事説明は不要との回答を得たが、理事長からは、訪問による工事説明を求める要望があったため、理事長を訪問し、工事概要や安全管理等について説明することを確認した。

津北工事事務所が理事長にアポイントメントを取り、営繕課及び津北工事事務所の職員、当該業者が理事長の自宅を訪問。職員から訪問の目的、工事概要を説明したうえで、当該業者を当該工事の受注者として理事長に紹介した。（その際の当該業者の態度は、相手が不愉快に思うような態度であったとされる。）

工事概要を聞いた理事長から、塗装材料についての確認があり、直ちに現地で確認することを求められた当該業者は、営繕課職員とともに現場を確認するためにその場を離席した。理事長は、その場に残った津北工事事務所職員に対し、「当該業者に塗装の仕事をする能力があるのか。挨拶時に名刺も出そうとしない当該業者の態度はいかがなものか。態度も悪く、工事の内容も説明ができない業者がいったい今日何をしに来たのか。」などといった発言をしている。その後、現場確認を終え理事長宅に戻った当該業者に向けて、理事長が「そういう態度では今日はこれ以上話す気はない、帰ってくれ。」と発言したことから、一同は、その場を引き上げることとした。なお、上記やりとりにおいては、理事長から恫喝、脅迫ともとれる発言、そのような行間を読むような発言等は一切なかったという。

その後、当該業者から、理事長に詳細な工事内容を説明するためにも、説明の場実際に施工を行う下請業者を同席させたい旨の要望を受け、営繕課及び津北工事事務所職員が理事長宅を訪問し、その旨を理事長に伝えるも、理事長は、あくまでも受注者である当該業者から直接説明を聞きたいと要望した。

営繕課から当該業者に、理事長が下請業者を同席させず直接受注者から説明を聞きたいとの意向を伝えたところ、当該業者は、「一人では行かない。下請けを連れてなら行く。なぜ、下請けを連れて行ってはいけないのか。一度は理事長に説明に行った。説明を聞かなかったのは理事長である。」として、従前の姿勢を崩さなかった。

これ以降、営繕課は当該業者に本事案に関し、書類の授受、架電、面談等により協議を重ねたが、当該業者は全く姿勢を崩さず、次第に当該業者は、営繕課と接触すること自体躊躇するようになった。

こういった状況が続き、指定の工期が迫る中、営繕課は当該業者に対し、①下請業者同席での工事説明を市から理事長に再度申し入れること、②申し入れが不調になった場合は、地域への周知等について協力が得られない可能性もあるが、その場合でも必要な対策を講じたうえで工事を進めること、③必要に応じ工期延長を認めること、を提示したが、当該業者からは、工事続行不能の申し出があった。なお、その際、営繕課からは、工事を中止し契約を解除した場合は、違約金が発生し指名停止等の処分がなされる可能性がある旨、伝えられている。

最終的には、当該業者から、当該工事に係る「工事続行不能届」が提出されたことを受け、契約を解除し、当該業者は津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受ける結果となった。以上が、③事案の概要である。

市の発注工事において、受注者が工事を円滑に遂行するために、事前に関係する自治会等に工事概要等を説明又は周知することは、受注者の責務として極めて一般的な行為である。

本来、地域のまとめ役である自治会長は、自らの地域の生活環境を少しでも良くしようと環境整備を市に求め、それを目的とした工事の施工にはできる限り協力することが当然のことである。

しかし、上記の3つの事案においては、自治会長にその姿勢は感じられず、まして、地域として受注者から実質的な損害や工事に反対するまでの迷惑を被っていないにもかかわらず、受注者の些細な態様（業者の挨拶時の態度や資質、作業手順等の不手際等）のみをもって地域としての協力を拒んでいると言える。

なお、これら事案においては、自治会長からの市又は受注者に対する脅迫の事実認められなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

①事案について

工事にあたっての地元調整は、受注者の責務であるところ、自治会長からの求めにより、市職員がその調整の場面に介在させられとはいえ、自治会長の言いがかりに近い苦情をもとに、受注者側にのみ対応を求めたことは、市職員として全く問題がないとは言えない。しかし、自治会長が要求した業者に対する処分や審査が行われていないことや、最終的には当該業者との合意解除に至っていることから、市職員の行為に違法性が有るとまでは言えない。

②事案について

発注者である津市が、自治会長の意向をそのまま受注者側に伝えるのではなく、適宜、双方を調整したうえで、受注者が早期に工事着手ができるよう取り計らうべきであったと言えるが、調整までに時間を要したことをもって市職員の行動に違法性があったとまでは言えない。

③事案について

市として工事を何としても完遂させたいとしても、この状況では何ともしがたい。下請業者同席での説明ができないかと自治会長との間を取り持とうとしており、努力もしている。

むしろ、さらに間を取り持とうとして、市が受注者に自治会長の機嫌を取るような説得行為があれば、それの方が問題である。

建築工事標準仕様書の解釈について三重県庁建設業課に、契約解除も含めた対応方法について津市法律顧問弁護士に、それぞれ相談を行っていることから、市職員に問題があったとは言えない。

エ 事案の経緯と背景

そもそも、工事に当たっての地元調整は、一義的に市から工事を請け負った者として、受注者の責務である。自治会長は、この受注者の責務を過度に強調し自らに都合よく解釈することで、受注者に対し、受注者として本来不必要な対応まで求めていたと言える。

自治会長は、受注者の地元調整に関するトラブルには必ずと言っていいほど津市の工事発注担当課の職員を介在させている。

これは、本来、受注者と自治会長との間で行われるべき地元調整を自らの立場を優位に進めるために、予算を執行すべきとの観点から何としても工事を完了させようとする市職員の立場と、工事が完了できなかった場合に受注者が受ける指名停止等のペナルティの制度を巧みに利用した手法であると推察できる。

市職員は、年度内に工事を完了させることを目的に、一日でも早く工事に着手できるよう、受注者に自治会長との地元調整を求め、トラブルの際には自治会長と受注者の間に入って、自治会長に代わって自治会長の意向を伝える役目を果たす。一方、受注者から見れば、自治会長の意向が市職員から伝えられるため、市職員に不信感を抱く構図が成立した。

オ 今後必要な措置、対応

市は、受注者の行為に特段問題がなかったにもかかわらず、何とかして工事を完遂させたいとの思いから、自治会長の言い分を無批判に受け入れてしまい、終始、受注者に自治会長の意向に沿った対応を求めていると言っても過言ではない。

本来、市職員は、自治会長の言い分の正当性について判断し、受注者に対する不当な要求であれば、三重県警察等へ通報するなど毅然とした対応が求められるところである。

しかし、事案の経緯と背景に記述したとおり、市職員が自治会長にうまく利用されていたともいえ、まして、「中間報告書」に記述したとおり、津市役所全体に自治会長に対する警戒心・恐怖心が蔓延する中で、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、できる限り自治会長の要求に応じようとするあまり、毅然とした対応が取れなかったものと推察する。

今後については、工事を実施する際に必要とされる地元調整の内容や地域住民への周知方法について、明確なルールを整理するなど、地元調整のあり方を検討する必要がある。また、市職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合によっては、不当な要求に対応する措置を講じることができる体制を整備する必要がある。

さらには、このような地域を代表する自治会長が、地元調整に明らかに非協力的な行為を行う場合によっては、地元の協力状況等を見て、工事計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるよう検討する必要がある。

No.10「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

教育委員会及び営繕課の職員が、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から、ある塗装業者を以下の工事の下請け業者として使うことができないかという要望を受け、元請け業者にその要望を伝えた事実あり

平成27年度営教総補継第8号 美里地域施設一体型小中一貫校整備に伴う津市立美里中学校増築その他工事（以下、「本件工事」という。）

イ 事案の概要

平成27年6月 ある市議会議員（岩脇圭一議員）から、美里中学校の出身者が代表取締役を務める塗装業者（以下、「当該塗装業者」という。）が、本件工事の関係で話があるので聞いてやって欲しいとする連絡が教育委員会にあった。

同年7月 自治会長から教育委員会に対し、本件工事に当該塗装業者を下請けに出来ないかという要望があり、教育長室において、当時の教育長と教育総務課長が直接その要望を聞き、その内容は、教育総務課長から当時の施設担当副参事にその内容が伝えられている。

その後、自治会長は、当該塗装業者とともに市役所を訪れ、当時の営繕課長及び教育総務課施設担当副主幹（以下、「担当職員」という。）に対し、①当該塗装業者の社長が美里中学校出身なので、ぜひ本件工事に関わりたい、②当該塗装業者が本件工事の元請け業者に打診したものの、既に市外の塗装業者に下請けが決まっているとのことで見積さえ出させてもらえない、③下請けには、市内業者を優先させるべきである、といった要望を行った。その際、担当職員は、市内の業者を優先することは絶対ではなく、業者間の話であり津市が関与する話ではない旨、回答した上で、このやり取りを上司に報告している。

この報告を受けた営繕課長の上司であった当時の営繕担当理事は、これ以前に、ある市議会議員（岩脇圭一議員）から教育委員会に本件工事についての連絡があったこと、自治会長から教育委員会に本件工事の下請けに関する要望が行われていたことから、元請け業者に対し、美里中学校の出身者が社長を務める当該塗装業者から、本件工事の下請けに入りたいという要望が津市にあったことを伝えたという。また、元請け業者との協議の際に、下請け業者については、市内業者への配慮事項がある旨、元請け業者に伝え

ていたようである。

同年11月 元請け業者から営繕課に、施工を分割（棟分け）することにより当該塗装業者を下請け業者とする旨の報告書が提出された。これを知った自治会長は、市役所を訪れ、7月に下請けの要望をしたのに、ようやく11月に下請け契約の話になった。当該塗装業者の下請け金額が、もう一社の市外の塗装業者の下請け金額に比して低いことに非常に不満を持っている。地元でのトラブル調整のためにも諸経費が必要ではないのか、地元業者がいなければ調整もできないだろう。市役所には下請けの強制権はないと言うが、強く元請け業者に要望すべきである。等と強く営繕担当理事や担当職員らに迫ったという。

これを受け、営繕担当理事及び担当職員は、元請け業者と協議を実施。市側からは、あくまで「第三者の市民からの要望」として、①市内の下請け塗装業者の工事費が安い、②地元調整には地元業者が必要ではないか、③7月に話をしたのに、なぜ今頃の下請け契約となったのか、について元請け業者に回答を求め、元請け業者からは、下請け金額に関しては、他の業者と不公平が無いように考慮して契約する予定であり、契約時期については、工事の工程をみて適時行っている、との回答を得ている。なお、この協議結果は、自治会長に伝えられている。

平成27年11月10日付け部分下請通知書によれば、元請け業者は、塗装工事につき、当該塗装業者へ4,320,000円で下請けをさせたこととなっている。

以上が、本事案の概要であるが、教育委員会及び建設部の職員から、本件工事の元請け業者に対し、あくまで「第三者の市民の要望」として自治会長の意向が伝えられたことは事実であるが、特定の業者を下請けに使うよう直接的な指示を行ったものではなく、このことをもって、元請け業者に対する下請け業者のあっせん・強要があったとは言えない。また、教育委員会からスピーカー機能を使用し元請け業者に電話をした事実は確認できなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

発注者である市職員が、元請け業者に対し、特定の業者名を告げた上で、下請けに入りたいという要望がある、他の下請け業者の請負金額の点で不満を持っている等と伝えること自体、本来、元請け業者が行うべき下請け業者の選定について、大きな影響を与えたものと考えられる。事実、当初、見積

さえ出させてもらえなかった当該塗装業者が下請け業者として選定され、元請け業者との間で4,320,000円の下請け契約を締結するに至っている。

このことは、結果として、津市や市職員が、元請け業者にプレッシャーを与えることに繋がり、自治会長や当該塗装業者に格別の配慮をしたと言われても致し方ない行為であり、営繕担当理事や担当職員らに問題となる行為がなかったとは言えない。

エ 事案の経緯と背景

工事に関わる市職員は、下請け業者の選定等は業者間の話であり、津市が介入するものではないという共通の認識を持っていた。現に、自治会長からの「市内の業者を優先すべき」との要望に対し、「市内の業者を優先させることは絶対ではない」として一度はその要望を否定し、その後の元請け業者との協議においても、「下請け業者については、市内業者への配慮事項がある」とだけ伝えている。

一方、当時、市役所全体に、「自治会長から要望があった場合には、特に幹部職員の間には、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提に物事を考える」といった共通の認識があり、そのため、自治会長からの要望を受けた営繕担当理事は、仕方なく、あくまでも「第三者の市民の要望」として、その要望内容を元請け業者に伝えたものと推察する。

オ 今後必要な措置、対応

そもそも、市が業者間の下請け業者の選定に関与することなど、あってはならないのは当然のことである。

本来、市職員は、自治会長の言い分の正当性について判断し、受注者に対する不当な要求にも毅然とした対応を取るべきであり、今後については、工事関係者との間で、市職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合には、三重県警察との連携のもと、不当な要求に対応する措置を講じることができるとする全庁的な体制整備が必要である。

No.11「公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会へ委託している相生町公園の除草、清掃、樹木の剪定、便所掃除を行う管理業務について、除草作業を主に地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する複数の市職員（以下、「当事者職員」という。）が行っていた事実あり

イ 事案の概要

相生町公園は都市公園法第2条1項に規定する「都市公園」であり、相生町公園の管理は津市が行うもので（都市公園法第2条の3）、津北工事事務所が所管している。

津市においては、都市公園が、設置している周辺地域住民の利便のための施設であり、利用者も周辺地域の住民がほとんどであるという実情に照らし、公園の除草、清掃、樹木の剪定、便所の掃除などの維持管理については、公園内の見回りや遊具の状態確認などを含め、地域に密着した適切な管理が行えるのは地域住民や地域のボランティアであるとの考え方の下、可能な限り、自治会等への委託に切り替えてきた経緯がある。

この自治会等への公園管理業務委託は、年度ごとに自治会等に依頼し、民間事業者へ同種の業務を委託した場合と比べて安価な額で委託している。また、仕様については、契約の相手方について自治会等を対象にしていることもあって、市が民間事業者と契約する同種の業務委託契約とは異なり、「除草・清掃に関する業務や、樹木の剪定に関する業務については、各業務を年2回以上」とするなど、詳細な仕様と言えるまで定めてられておらず、完成認定についても、「委託業務完成認定書」（第1回目、第2回目、第3回目）の提出をもって確認が行われており、必ずしも、現地に臨んで実際に委託業務が実施されたかどうかを確認することまでは行っていない。

そもそも、当該業務委託契約は、競争の原理に基づいた民間事業者との業務委託契約とは異なり、営利を目的としない地元密着した公益性の高い団体である自治会等が、自ら地元の施設の維持管理を行うとする信頼の原則に則って成立するとの考え方に基づくものであり、津市全域で年間約150件の公園管理業務を自治会等に委託している。

このような経緯等の中、相生町公園については、平成25年度から相生町自治会に対して、各年度、年間約35万円程度で委託されるようになり、当該委託料は、他の自治会との公園管理業務委託料と同一の算出方法によって

算出されており、民間事業者への委託の価格よりも比較的安価な委託料であるといえる。

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）は、相生町自治会が受注者として津市との間で契約を締結した公園管理業務委託について、本来、管理委託を受けた自治会が行うべき業務の一部である除草作業を、少なくとも平成29年度以降、当事者職員に依頼し行わせていた。

職員からの聞き取りによれば、平成29年度以降、令和2年度の夏頃まで、相生町公園に草が繁生するたびに当時者職員は公園の除草作業を行っていたといい、特に夏季にかけての繁生期には、連日作業を行うなど、かなりの頻度で公園の除草作業を行っていたという。

除草作業等の依頼は、No.13「市職員の私的利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告と同様に自治会長が直接、当事者職員に依頼する以外にも、自治会長から依頼を受けた当事者職員の上司から、除草作業等の実施を命じられることもあったという。

当事者職員は、全体の奉仕者である公務員として、本来、市から委託を受けた自治会が行うべき作業に従事すべきか葛藤しつつも、その職場の状況から、これまでの例に倣うほかないといった思いから、仕方なくこれらの依頼に応じていたというが、本事案の相生町公園の除草については、公園を使用する子供達からも「草が生えているとサッカーがしにくいので、なんとかして欲しい。」などの声を当事者職員等が聞くこともあったといい、そういった場合は、地元へ寄り添いたいとの思いから、自らの意思で除草作業を行っていたという側面もあったようである。

なお、相生町公園の便所掃除等の他の管理業務については、市職員が作業をしていた事実は確認できず、相生町自治会が公園の管理業務委託を全く履行してなかった事実までは確認できなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長からの求めに応じ、公務中に公園の除草作業を行う必要はなく、まして、当事者職員は、公園の除草業務は相生町自治会が津市から委託を受けている業務であることを知っていたものであり、それを自治会に代わって公務中に行う行為自体、問題があったと言える。ましてや、当事者職員の上司である職員にあっては、本来、自治会長からの要求が適正なものかを判断し、毅然とした対応が求められるところ、当事者職員らの作業が公務ではないと知りつつ、連日除草作業を行う当事者職員らに、敢えて私服での作業を促すなど、制止を行うどころか、自治会長からの求めに応じ部下である当事

者職員に作業等を命じ、問題解決を図ることなく黙認していた行為は、上司として言語道断であるというほかない。

また、委託業務の担当部署である津北工事事務所では、自治会への委託ということから、民間事業者への委託ほどの詳細な仕様も設定しておらず、委託業務として成果を書面のみで確認していたが、公金の支出でもあり、より注意を払えば実態を把握する機会もあったのではないかと思われる。

エ 事案の経緯と背景

当事者職員や、その上司らが、自治会長からの公園の除草作業の依頼に応じていたのは、当事者職員への聞き取りからも、「地元の子供のため」、「草の生育が激しく放置し難い」など地元のためといった意識が潜在的に働いたとも考えられ、また、これら当事者職員らの引継ぎの際には、「相生町公園の草の繁生について注意して見ておくことが、今後、自治会長とうまくやっていくコツである」と伝えられていたようであり、自治会長への恐怖心だけではなく、これら施設が、地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設として運営されてきた経緯の中で、過去から長年にわたり、「可能な限り地元自治会に寄り添った業務を行うことが、この施設に与えられた役割である」、「自治会長と良好な関係を保つことが、トラブルを回避し、今後の自身の円滑な業務に繋がる」との思いがあったことは一定の理解がなし得る。

これらの状況に陥った理由は、中間報告書にも記述した自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。当事者職員や、その上司らが、職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を受け入れてきた行為は、視点をかえれば、自治会長からの要求に応じる必要がないことを認識しつつも、これを断ることが出来ない状態にあったともいえ、自治会長と日々直接的に接触する機会が多い地元で密接に関連した施設においては、そこで公務に従事する職員として、特に声を上げづらい雰囲気・状況であったことは、想像に難くない。

関係職員からの聞き取りによれば、地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、この除草作業の様子を目撃した一般市民から、なぜ除草作業をしているのかを問われても、除草作業を続けていることから、一旦、自治会長から引き受けてしまった除草作業を、本来の市の業務でないとして断ることは、難しか

ったと考えられる。

なお、本事案に関しては、自治会長から当事者職員やその上司らに対し、直接的な恫喝や強要等の事実は確認できず、あくまで自治会長からの依頼によって、この公園管理業務委託の一部である除草作業を行っていたものである。

オ 今後必要な措置、対応

地域住民と直接、接する機会が多い職員であったことが、この問題を生じさせた一因であったことは否めないところ、この問題は、市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、自治会長からの様々な要求に対する職員の意識の問題である。全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、市職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

加えて、当該業務が、競争によって委託の相手方を決定する通常の民間事業者への委託業務とは、性質が異なるものであることを踏まえた上で、仕様のあり方や委託業務の履行確認の方法などを見直すなど、再発防止策を検討すべきである。

No.12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

中央市民館職員等がフードバンクの食料等の保管、企業等からの食材提供の受付、運搬、設立に関する書類作成等を行っていた事実あり

イ 事案の概要

フードバンク三重は、「廃棄食品の削減と有効利用できる社会の実現を目指し、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援を行い、もって地域の福祉環境の向上と相互支援の社会づくりに寄与すること」を目的に、特定非営利活動法人として、平成29年1月に設立された団体である。

このフードバンク三重の設立申請にあたっては、ある職員が、平成28年春頃、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）と当時の人権担当理事、当時、環境部に所属していた職員（既に退職）から、フードバンクの設立に係る申請書の作成を依頼され、依頼を受けた職員は、特定非営利活動法人の設立に必要な「設立認証申請書」を作成し三重県等への手続きを代行した。また、平成29年1月の設立以降も「法人等の設立申請書」「法人市民税・県民税減免申請書」「事業報告書」「役員の変更届出書」を作成し三重県等への手続きを行っている。なお、これらの業務は、全て有給休暇を取得する若しくは休日を利用して勤務時間外に行っていたといい、費やした時間は概ね100時間に達したという。

中央市民館では、フードバンク三重から大型冷蔵庫及び冷蔵庫が持ち込まれフードバンク三重の倉庫に入りきらなかった食材を保管していた。また、中央市民館において、企業から直接、食材の提供を受け付け、場合によっては中央市民館職員が受け入れに際して運び入れの手伝い、物品希望者への食材の配達業務を行っていた。さらには、フードバンク三重の倉庫に保管されている期限切れの食材の処分や倉庫の清掃業務等を行う場合もあった。

中央市民館におけるフードバンク三重に対するこれらの「便宜供与」は、自治会長からの申出によることは間違いないが、当時の人権担当理事が、「フードバンク三重は社会貢献活動を目的に設立されたNPO法人であり、その活動は、中央市民館の設置目的（市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉

の増進を図るため)に合致するものである。」とする自治会長の意見を踏まえ、中央市民館としてもできる限り協力すべきとの認識を持ったことに起因する。当然のことながら、当時、自治会長の知人女性であるフードバンク三重の理事長が、中央市民館に臨時職員として勤務していたことが、当時の判断に大いに関係したことは間違いない。

とはいえ、中央市民館館長及び職員は、公の施設である市民館においてフードバンク三重の食材等を保管すること、ましてや職員が食材の運搬等の業務を勤務時間中に行うことに問題があると認識しながら、フードバンク三重による中央市民館の使用、及び職員の職務専念義務違反が常態化する中、この問題について、当時の人権担当理事や地域調整室との間で相談協議した形跡はなかった。

令和元年9月26日 中央市民館に臨時職員として勤務していたフードバンク三重の理事長が退職（退職の経緯は、「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」調査結果報告書に記載のとおり。）したことをきっかけにこの状態は一部改善されることとなる。令和元年12月、当時の人権担当理事が相生町自治会長に対し、中央市民館がフードバンク三重の食材等の引き受け場所や保管場所として利用されていることについて問題を提起し、自治会長を説得した上で、中央市民館に保管されていた食材等については、フードバンク三重に返却されることとなった。なお、中央市民館に設置されていた大型冷蔵庫及び冷蔵庫については、フードバンク三重から、中央市民館における文化祭開催時等に活用して欲しいとの申し出を受け、今もなお中央市民館に設置されている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

たとえ公益的な目的のNPO法人であっても、市とは別の民間の一団体に過ぎないのは当然であり、これを特別に扱い、本来当該団体自体が労力と費用等を費やし行うべき設立等の申請書類の作成等を市職員が全面的に行うことなど言語道断である。

当時の人権担当理事が、フードバンク三重の設立目的にある意味賛同し、後輩職員に設立申請の手続きを依頼した行為は問題があるとはしか言えない。一方、設立申請の手続きを行った職員については、一個人のために市職員が便宜を図った行為は非難されるべき事であり倫理上の問題はある。ただし、当該職員は、理事からの依頼を一種の職務命令と感じ、本来便宜を図るべきではないことを承知の上でやむなく行ったものであり、当該事務を全て業務

時間外に自らの時間と労力を費やして行っていた点からも、一概に非難できるものでもない。

中央市民館をフードバンク三重の食材等の保管場所等として使用を認めたとことは、明らかに違法行為である。まして、中央市民館職員が、食材の搬入や配送等の業務を行っていたことは職務専念義務違反であることは明白である。この状態を長期間黙認してきた中央市民館長をはじめ、中央市民館を所管する地域調整室、それを統括する人権担当理事の責任は重大であると言わざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

フードバンク三重の設立の目的は、「廃棄される前の食材の有効活用と生活に困窮した人たちに食材を提供すること等により、社会貢献活動を行うことを目的」とするものであり、そのことだけを見ればNPO法人として正当な団体であると言える。平成30年10月には、その趣旨に賛同し、フードバンク三重の理事に市議会議員（田矢修介議員）の妻が就任している。事実、フードバンク三重の活動自体は、生活困窮者への食材支援のほか、新入学児童に文具セットを本市小学校新入学児童へ寄贈するなど、NPO法人としての設立趣旨に沿った活動がなされていたようである。

しかし、その一方で、NPO法人設立の段階から市職員を関与させ、フードバンク三重の理事長が臨時職員として勤務する中央市民館において、職員に食材等の受け入れ、保管、配送を行わせるなど、中央市民館自体をいわば私物化していたと言える。

本来であれば、この状態を認知する中央市民館の館長が、上司である人権担当理事や中央市民館を所管する地域調整室に報告し対応を求めるなど、ここまで常態化するまでに何らかの対応は行えたはずである。

しかし、この問題は、フードバンク三重というよりは自治会長が大きく関与する問題であり、地元の市民館として自治会長に日々、直接接する職員においては、自治会長に対する恐怖心たるや他の市職員に増して大きかったことは想像に容易い。この事案は、「中間報告書」に記述する「結果として、相生町自治会長に過剰に寄り添った過度な「忖度」により、職務の公正公平な執行が歪められる事態に至った。」典型的な事例である。

なお、平成30年12月には、市議会定例会において、ある市議会議員（安積むつみ議員）がフードバンク三重についての発言通告したところ、自治会長から、「発言通告前に断りを入れなかった、事前に調べる前に通告を行った」等として言いがかりをつけられ、当該議員は呼びつけられた職員、市議

会議員（岡幸男議員、加藤美江子議員、田矢修介議員）の前で自治会長に謝罪し（謝罪の状況は、No.18「謝罪（丸刈り・土下座）に関する事案」に関する調査結果報告書のとおり。）、後に発言通告を撤回していることからみても、自治会長がフードバンク三重に直接的に関与していたことは明らかである。

オ 今後必要な措置、対応

本件は、NPO法人の設立趣旨、活動内容を理由に正当性を主張することで、行政の公正公平な執行を歪められた事案であると言える。この自治会問題は、本庁舎のみならず、津市役所のいかなる施設においても起こり得る問題として、とりわけ、地域住民と直接、接する機会が多い職員ほど問題に巻き込まれる可能性が高いとも言える。

全ての市職員が、職員倫理の認識を再認識するとともに、不当要求に関する意識を改め、市職員が不当な要求を受けた際には、直ちに相談・対応できる体制の構築が必要である。

No.13「市職員の私的利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員が、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）に私的に利用されていた事実あり

イ 事案の概要

自治会長は、主に地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する複数の市職員（以下、「当事者職員」という。）に、自治会長として市職員に求めることが可能な範疇を超えた、明らかに私的とも言える作業等を行わせていた。

職員からの聞き取りによれば、その私的な作業等の内容は、自治会長が管理する建物の清掃や片付け、自治会長が管理する敷地の除草や草木の管理、害虫駆除、自治会長の自宅周辺の側溝清掃や除草、このほか、自治会長の自宅への監視カメラの設置やガレージの組み立てなど、自治会長が管理する建物の改修等も当事者職員に行わせていた。さらには、驚くことに、自治会長の飼い犬の散歩、病院の予約や通院時の送迎、親族宅への私物の配達、車の洗車、車検や整備のための運転、買い物や自動車オークション会場への同行、など、その私的利用の実態は極めて多岐にわたっており、想像をはるかに超えるものであった。

これら作業等の依頼は、自治会長が直接、当事者職員に依頼する以外にも、自治会長の知り合いと思われる人物、自治会長の知人女性を介して依頼されることもあったといい、中には、自治会長から依頼を受けた当事者職員の上司から、これら作業等の実施を命じられることもあったという。

当事者職員は、全体の奉仕者である公務員として自治会長の私的な作業等の依頼に応えるべきかを葛藤しつつも、その職場の状況から、これまでの例に倣うほかないといった思いから、仕方なくこれらの依頼に応じていたケースがほとんどであった。

作業等の依頼を受けた当事者職員らは、自治会長の私的な買物の一部以外は、その依頼内容から、主に平日の勤務時間内に作業を行うことを求められ、当事者職員の中には、自ら年次休暇を取得して作業等を行う者もいた。

このような状況から、当事者職員自身をはじめ、その上司、また、当事者職員がこれらの作業を行っていることを知る他の職員も、それが公務として適正でないものであることは認識していたと考えられる。

なお、当事者職員は、作業等の後に、自治会長から弁当や庶民的な店での食事等を提供されたことや、マスクなどの少額な物品を提供されたことがあ

ったというが、それ以外に、これら自治会長の私的な作業等を行う見返りとして、金銭等の報酬に値する対価を受け取ったという事実はない。当事者職員は、買物を行った際の釣銭等についても、領収書等とともに全額、自治会長に返金していたといい、自治会長が、店舗での食事の支払いを全額負担した場合は、次の食事では、市職員が全額負担するなどしていたという。

自治会長による市職員の私的利用は、これらの作業等を依頼された当事者職員の他にも、自治会長が関与する飲食店におけるイベントの際、若手職員らを店のスタッフのごとく従事させていた事案（No.19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告のとおり）や、自治会長の知人女性が理事長を務めるフードバンク三重の設立、運営に関して市職員を私的に利用した事案（No.12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告のとおり）、中央市民館の職員を通じて、様々な行政手続きを仲介させる行為など、あげればきりがないうほどである。

なお、自治会長の市職員の私的利用に関し、刑罰法令に違反するおそれがあると思われる事案に関連するものについては、この調査結果には含まず、後に公表するそれぞれの事案の中で報告する。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長からの求めに応じ、公務中に一個人の私的な作業等を行う必要など一切なく、全体の奉仕者である公務員として毅然とした態度で拒否すべきであったことは言うまでもない。

当事者職員は、勤務時間中にこれらの作業等を行うことは職務専念義務違反にあたることは認識していたはずであり、たとえ、年次有給休暇を取得していたとしても、そもそも、特定の利害関係者からの理不尽な要求に応じること自体、コンプライアンスの観点から問題である。

ましてや、当事者職員の上司である職員にあっては、本来、自治会長からの要求が適正なものかを判断し、毅然とした対応が求められるところ、この状況を知りつつも、制止を行うどころか、公務でない知りつつも恐怖感や自治会長との今後の円滑な関係を優先するあまり、自治会長からの求めに応じ部下である当事者職員に作業等を命じるなど、問題解決を図ることなく黙認していた状況は、当事者職員を孤立、失望させることにも繋がり、上司としての責任は重い。

なお、当事者職員の作業等の中には、日常的かつ、頻繁に長期間にわたって行われていたものもあるが、当事者職員の行為は、地元と密接に関連した施設においては、自治会長とのトラブルを回避することを優先することが、円滑な業務に繋がるといった認識の中で、いずれの場合においても日々の業務に著しい支障を及ぼしたとまでは言えない。

また、当事者職員の中には、作業等の終了後に食事や物品を提供されたケースもあったとされるが、いずれも高額とはいえない弁当や庶民的な店での食事の提供であり、当事者職員から見返りを要求した事例もない。むしろ、自治会長からの食事や物品の提供を拒否したいとの思いを持ちつつも、拒否することが更なるトラブルに発展しかねないとの思いから、やむなく提供にに応じていたと推察でき、これをもって利益供与があったとはいえない。

しかしながら、こうした特定の利害関係者から提供を受け入れる行為は、それが、社会通念上、相当と認められる範囲であったとしても、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがあり、公務員として厳に慎むべき行為といえる。

エ 事案の経緯と背景

当事者職員や、その上司らが、これら自治会長からの私的な作業等の依頼に応じるきっかけは、これら施設が、地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設として運営されてきた経緯の中で、過去から長年にわたり、「可能な限り地元自治会に寄り添った業務を行うことが、この施設に与えられた役割である」、「自治会長と良好な関係を保つことが、トラブルを回避し、今後の自身の円滑な業務に繋がる」との思いがあったためと推察できる。

当初は、自治会としての提出物を市役所に運ぶなどの、言わば「公務の範疇」とも解し得る些細な依頼であったものが、度を越えた私的な作業等の要求へと拡大して行き、一度、何らかの要求を受け入れた事例を作ると、同様の要求を受けた後任者は、前任者の行動から、更に断り難い状況に追い込まれ、自治会長からの要求は、どんどんエスカレートしていったものと考えられる。

これらの状況に陥った理由は、中間報告書にも記述した自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。当事者職員や、その上司らが、職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を受け入れてきた行為は、視点をかえれば、自治会長からの要求に応じる必要がないことを認識しつつも、これを断ることが出来ない状態にあったともいえ、自治会長と日々直接的

に接触する機会が多い地元と密接に関連した施設においては、そこで公務に従事する職員として、特に声を上げづらい雰囲気・状況であったことは、想像に難くない。

関係職員からの聞き取りによれば、地元の事情に精通した職員ほど、過去の経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、ゆえに、ほとんどの場合は、いわば、言われるままに自治会長の要望に添っていたという。このため、自治会長からの直接的な恫喝や強要等の事実までは確認できなかった。

オ 今後必要な措置、対応

津市役所のいかなる施設においても起こり得る問題として、とりわけ、隣保館や出張所など地域住民と直接、接する機会が多い職員ほど問題に巻き込まれる可能性が高いとも言える。

この問題は、市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、不当な要求に対する職員の意識の問題である。全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、市職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

No.14 「道路占用許可に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

津市が行った道路占用許可に関し、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が、津市に対して苦情を申し入れ、市職員が道路占用の申請者との間で対応を求められた事実あり

イ 事案の概要

平成30年4月 あるイベントの実行委員会（以下、「申請者」という。）から、津市大門地内の市道で実施するストリートイベントに対する道路占用許可の申請を受け、建設部は、当該イベントが、前年度も道路占用許可を取得した上で実施されているもので、その趣旨においても問題がないとして、同年5月14日付けで道路占用許可を行った。その際、建設部と申請者の間に、添付書類として商工観光部の副申を添えるよう口約束があったとされる。

同年6月 当該イベントの主催者ホームページ及び新聞報道により、当該イベントにおいて入場料として300円を徴収することを知った自治会長は、建設部及び商工観光部に対し、①大門の市道で行うイベントでありながら、大門商店街商業協同組合の理事長の自分は、そのような話を聞いていない、②市道で開催するイベントに入場料を徴収することが許されるのかとの苦情を申し入れた。

これを受け、商工観光部は、申請者に対し、商工観光部として建設部に副申を出す条件として、①商店街の活性化や商業の振興に寄与するイベントであることを証するもの（企画書）、②地元、地域、周辺住民が賛同していることを証するもの（地元の同意書）、の書面提出を求めている。即ち、苦情を申し入れた自治会長の同意を取り付けるよう申請者に求めたのである。

一方、建設部は、法律顧問弁護士と、国土交通省からの通達をもとに、一度許可した道路占用許可の取消に関する法律相談を行っている。この際、法律顧問弁護士は、①個人からの申請であることを理由に許可基準を満たしていないとは言えない、②地元商店街の協力が得られないことをもって、許可の取消理由とすることは難しい、③営利目的であること、後日提出を約束した書面を提出しないことを理由に取消を行うことには問題ない、④道路占用許可の取消は不利益処分であることから聴聞手続きが必要であるとの見解を示している。

その後、商工観光部から、申請者に地元の同意書の提出を求めるも、自治会長に会ってもらえない等の理由で、申請者は地元の同意を得ることが出来ず、同意書が提出されることはなかった。

商工観光部長は、既に道路占用許可が行われていたこと、また、ホームページや新聞報道等でイベントの開催が既に発表されていたことを踏まえ、何とかしてイベントを開催する手立てがないか模索していた。

こうした状況が続く中、自治会長は、300円の入場料を徴収することに問題があるとして、当時、建設部を所掌する副市長と面談。その結果、建設部は申請者に対し「道路法第32条の規定に基づく占用許可に係る入場料の徴収について」の指導文書を交付し、「市道における路上イベントについては、特定人の営利目的のため公共性のない占用は認められないため、入場料を徴収しないこと。また、その徴収しないことについて周知を行うこと。」を求め、同日付けで、申請者からの確約書を受理している。

入場料の徴収については、津市からの指導及び申請者からの確約書の提出により解決したと思われるが、後日、大門でスナックの経営者を名乗る人物から当該イベントに関する苦情が市に寄せられた。また、同日、自治会長が建設部を訪れ、商工観光部長が同席のもと、当該イベントについては、大門商店街商業協同組合として認めない旨を理事会で決定したとする最後通牒とも思われる連絡を行った。

建設部は、口約束とはいえ、道路占用許可時に商工観光部からの副申を添付することとした以上、地元の同意が得られない状況では、商工観光部からの副申の提出は不可能と判断した上で、道路法第71条第1項第2号に基づく許可取消処分の手続きを進めることとした。なお、許可取消処分にあたりは、本来聴聞手続きが必要であるところ、イベント期日が迫る中、混乱を回避するために聴聞手続きを省略した上で手続きを進めている。結果的には、申請者から道路占用廃止届が提出されたため、道路占用許可の取消処分には至らないまま、このイベントは中止されるに至った。

この事案は、自治会長からの苦情に端を発するところ、イベントが中止になった理由は商工観光部からの副申が出せないことであり、その原因は、自治会長が理事長を務める大門商店街商業協同組合が同意をしなかったことにある。平成30年度のイベントにおいては、組合として同意ができないとの回答であった。組合の態度が前年度と変わったのは、自治会長が当該組合の理事長となったことがおそらくの原因であり、自治会長が理事長としての権限を行使して組合として同意を与えなかったのだろうということが容易に推察される。

この他にも、自治会長は、津市が道路占用許可を行った第三者による工事（ガス関連工事や電気関連工事等）について、例えば、当該工事における交通誘導の不備や、当該工事に関する事前の地元調整の不備等を理由に、道路占用を許可した建設部に対して、様々な苦情を申し立て、一定期間工事の施工をストップさせるとともに、津市の職員に対し、相手方に謝罪をするよう求めた事例がある。その際、相手方の対応が不十分として、市職員が自治会長に謝罪を求められたケースもあった。なお、こういった行為は、No.18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」として関係職員から報告がなされている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

本事案の道路占用許可が、前年に同様のイベントが行われていたことをもって許可されており、道路占用許可の条件として副申の提出を条件とすることを明記していないこと、さらには、一旦、道路占用許可を与えながら、後日、自治会長の指摘により、「道路法第32条の規定に基づく占用許可に係る入場料の徴収について」の文書を交付し、申請者にその是正を求めていること等、道路占用を許可するに当たっての審査のあり方は、杜撰であったと言われても致し方ない。

まして、法律顧問弁護士による弁護士相談により、「地元商店街の協力が得られないことをもって、許可の取消理由とすることは難しい」との見解を得ながら、最後まで、商工観光部に対して、申請者が地元の同意を得ることを前提とした副申の提出を求め続け、結果として、副申が提出されないことを理由に道路占用許可の取消処分を行おうとした建設部の姿勢には、問題となる行為があったと言わざるを得ない。

この建設部の判断は、当該イベントの実施を認めないとする自治会長の意向が強く影響したものと推察でき、副申の提出を求められた商工観光部も、何とかしてイベントを開催させたいと考えながら、最後まで、自治会長を意識して大門商店街商業協同組合の同意に固執したことには疑問が残る。

また、その他の津市が道路占用許可を行った第三者による工事に関する事案については、道路占用許可を行った第三者による工事の施工に関し、自治会長からの苦情に対し、道路占用の許可権限を持つ津市が、自治会長と第三者とのトラブルの間に介在させられ、解決にあたること自体に問題がある。

エ 事案の経緯と背景

この事案は、そもそも、平成29年度のイベントの実施に、当時の大門商店街商業協同組合の前理事長が全面的に協力していたものが、当該組合の理事長が自治会長に変更された後の平成30年度のイベントにおいては、自治

会長が、組合の理事長としての権限を行使することで同意を与えなかったことが容易に推察される。

自治会長が、地元の同意の必要性を根拠に、市職員にその対応を要求する行為は、市発注の工事に係る工事請負業者の地元調整について、市職員を介在させる事例と類似するところであり、自治会長のこの行為は、第三者との間に市職員を介在させることで、申請者たる第三者に対し優位に物事を進めようとする一つの手法であると推察できる。

この事例においても、自治会長は、道路占用許可業務に関する建設部の対応の不備を指摘するとともに、何とかしてイベントを実施させたい商工観光部の意向を知りつつも、商工観光部が求める地元の同意、即ち自己が理事長を務める大門商店街商業協同組合としての同意を行うことはなかった。その際、市職員を申請者との間に介在させるという方法を用いることで、自己の求める結果を実現しようとする意図が伺える。

一方、申請者から見れば、昨年度も同様のイベントを実施し、本年度も道路占用許可が認められたことをもって、自らのホームページや新聞掲載等により広く市民に周知した当該イベントを、自治会長の同意が得られないことを根拠に、イベント実施の直前になって、津市から道路占用許可の取消を宣告されたとあっては、津市に対する不信感たるや想像に容易い。

オ 今後必要な措置、対応

事案の経緯と背景に記述したとおり、市職員が自治会長にうまく利用されていたともいえ、まして、「中間報告書」に記述したとおり、津市役所全体に自治会長に対する警戒心・恐怖心が蔓延する中で、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、できる限り自治会長の要求に応じようとするあまり、毅然とした対応が取れなかったとも考えられる。

しかし、津市は、許可行政庁として、道路占用許可に係る審査について慎重を期するべきということは言うまでもない。許可行政庁は、自治会長に限らず、第三者からの指摘をもって、その判断を覆すことなどあってはならない行為であり、あくまで法に照らして適正に判断すべきものである。

今後については、道路占用許可に当たっては、いかなる理由があろうとも、厳格なルールに基づいて許認可事務に取り組む必要がある。

また、市職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合にあっては、不当な要求に対応する措置を講じることができる体制を整備する必要がある。

No.15 「中河原西自治会の設立に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

中河原西自治会が相生町自治会から分離し設立された事実あり

イ 事案の概要

平成30年度、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から地域連携課に、中河原西自治会を分離して活動したい旨の相談があった。その際、地域連携課は、広報配布等の交付金にも関係するため自治会の内容を明らかにしてもらう必要があること、手続き書類が必要であること等を自治会長に説明している。なお、世帯数は10世帯であったが、自治会の設立には複数世帯であれば特段加入世帯数の縛りはなく、世帯数が10世帯でもそれ自体は問題とはならなかった。

平成31年4月1日付けで、中河原西自治会が相生町自治会から分離したことを届け出る「自治会分離届」が提出され、地域連携課は、関係書類として提出された、①自治会規約、②自治会専門部会設置規程、③自治会役員名簿、④会員名簿の代わりとなる加入世帯が記された住宅地図（図面上では相生町から7世帯、大井町から2世帯、中河原から1世帯の計10世帯と思われる。）により確認を行っている。また、同日付けで、自治会長の新任者を報告する「町自治会長届（分離）」が提出され、中河原西自治会は設立されるに至った。

その後、中河原西自治会の活動実態についての实地検証等はないが、広報は、各世帯に配布されていたようであった。

中河原西自治会の設置目的、動機は不明である。何かの補助金の受け皿に使うつもりだったのか、とも考え得るが、中河原西自治会が何か事業に関する補助金の交付を受けているという事実はない。

令和2年12月10日、中河原西自治会は解散した。解散理由は、提出された「自治会解散届」上は、「病気の為」とあるが、詳細を尋ねたところ、役員の大半が自治会を脱退したためであるとのことであった。

中河原西自治会には、平成31年度町自治会交付金として28,100円が交付されている。また、令和2年度町自治会交付金として同じく28,100円が交付されているが、令和2年12月に当該自治会が解散したため、令和3年1月13日付け「町自治会交付金未使用報告書」が提出され、未使用分の交付金20,000円は返還された。なお、平成31年度に支払われた町自治会長報償金45,000円、令和2年度町自治会長報償金45,000円については、自治会が解散した場合にあっても返還の必要はない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為なし

そもそも任意自治会の設立に際して、法的規制はない。よって、自治会を構成する世帯数や自治会の活動内容に制限はなく、自治会の区域についても、社会通念上まとまりのある区域が想定されるものの、飛び地が認められないものでもない。

また、町自治会交付金については、「津市自治会交付金交付要綱」に基づき支払われているものであり、加えて、令和2年度は、自治会解散に伴い、20,000円の返還がなされている。町自治会長報償金についても、「町自治会並びに町自治会長及び地区自治会連合会長への公費支出基準」に基づき支払われているが、報償金については、交付金と異なり、自治会解散をした場合にあっても返還の規定はない。

これらのことから、中河原西自治会の設立、解散、交付金や報償金の支払いは、手続き上、問題があるとは言えず、自治会長からの相談を契機としているものの、市職員が何ら特別扱いをしたわけでもなく、他の自治会においても分離独立はあり、他の自治会と同様の取扱をしたまでであり、市職員に問題となる行為や行き過ぎた行為は存在しない。

エ 事案の経緯と背景

中河原西自治会設立の目的、動機は不明である。自治会長に何らかの意図があった可能性も考えられるが、書類上、手続き上、設立にも解散にも問題はないと言える。

オ 今後必要な措置、対応

特に必要な措置なし

No.16 「人事異動への関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長より、市職員の人事異動、昇任等の処遇について、人事課その他職員への申し入れがあった事実あり

イ 事案の概要

人事課には、相生町自治会長のみならず、他の自治会長や市議会議員などから、市職員の処遇や仕事ぶり等について意見が寄せられることがあるという。人事課は、それらの意見を情報として記録にとどめるものの、それによって人事異動が左右されることはない。人事異動については、あくまで、各担当部長からの人事ヒアリング、本人から提出される自己希望調書、職員の年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄等を踏まえ適切に行われていると言える。

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）は、①自治会長とのトラブルをきっかけに、そのような職員は異動させた方がいい、②仕事ぶりから見て、この職員は昇任させた方がいい、③今の職場にはこの職員が必要なので異動させないでほしい、④他の職員から不満が出ているので異動させた方がいい、⑤この職員は、家庭の事情があるので考慮してやってほしい、といった意見を直接、又は間接的に人事課に伝えていたようである。

また、自治会長は、そのような人事に関する自らの意見を多くの幹部職員らの前でも話していたようである。

人事課が記録にとどめた自治会長からの意見に関する人事異動について確認したところ、全てにおいて、不自然な人事異動は見受けられなかった。

人事異動が、本人からの自己希望調書や各担当部長からの人事ヒアリングをもとに、職員の年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄等を踏まえて行われることは当然のところ、その結果として、この自治会長からの意見に限らず、人事課に寄せられた意見と合致するケースは起こり得ることである。

一方、津市事務分掌規則第9条（関連事務及び相互援助）第2項には、「事務処理上特に必要がある場合は、各所属長の権限において、適宜、他の部署の職員に援助させることができる。」と規定されており、いわゆる「相互援助」や「業務応援」という形で、人事異動の発令を伴わず職員の配置換えができることとなっている。この制度のもと、部内の相互援助や業務応援という形で自治会長の意向が働いた可能性がある事案が2件確認できた。

平成29年12月 都市計画部内での相互援助という形で、ある職員が建築指導課から津駅前北部土地区画整理事務所に配置換えされている。当時の決裁には、その理由として、「津駅前北部土地区画整理事務所が事業完了に向け行う換地処分の作業量が膨大となり、年度末にかけて人員が不足するため、部内調整の結果、相互応援として職員一人を援助職員として配置する。」と理由が付されている。この相互援助を命じられた職員は、同年12月に自治会長が経営に関与するスナックを利用した際のトラブルに起因して、自治会長から謝罪を求められ、「謝罪（土下座、丸刈り）に関する調査結果報告書」に記述があるように、その上司や関係する職員が数回にわたり呼びつけられ、自治会長に謝罪している。この謝罪と相互援助の直接的な関係性は定かではないが、自治会長の意向が働いた可能性は否定できない。

なお、当該職員と自治会長とのトラブルは人事課でも把握しており、本人からの自己希望を踏まえ、当該職員は、平成30年度の人事異動において都市計画部から他の部局へ異動している。

平成30年3月 人事異動の内示前後に自治会長から、ある環境事業課技能員の課内での態度が悪いとして、当該技能員を建設部に異動させるよう当時の環境部長に申し入れがあった。環境部長は、内示後に部を跨いだ異動はあり得ないとして、この申し出には応じなかった。

同年4月 折しも、「大型家具等ごみ出し支援事業」の開始時期であったため、環境部長は、環境政策課における同事業の受付担当として、当該技能員を環境部内の業務応援という形で、環境事業課から環境政策課への配置換えを行っている。

当該技能員に環境事業課内での態度が悪いといった実態はなく、当時、自治会長との関係が良好ではなかったことが、自治会長がこの技能員の異動を申し入れた要因であったと推察し得る。なお、当該技能員は、年度途中、環境部長に環境事業課に戻して欲しい旨を申し入れたが、環境部長は、年度末まで業務応援が必要として、本人からの申し出には応じなかった。この業務応援が直接、自治会長からの意向を踏まえた対応であったとは断定できないが、関係性は否定できない。

なお、当該技能員は、本人からの自己希望を踏まえ、平成31年度の人事異動において環境部から他の部局へ異動している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

自治会長から人事課に意見が寄せられた人事案件の中には、本人の異動希望、能力面、年齢、人柄、経験年数、所属長の意見などからみて、不合理な人事異動と断定できるものはなかった。

一方で、自治会長からの人事異動の要求に屈したわけではないが、折衷的な解決を図るために、部内の相互援助や業務応援により職員の配置換えを行った可能性を否定できない事案が存在する。

しかし、これらの事案には、津市事務分掌規則第9条第2項に基づく相互援助を必要とする一定の理由が成立していること、また、当時の部長が、何らかの要因で自治会長との間でトラブルを抱えた職員のことを考え、当該職員と自治会長との距離を置く一つの手法として部内の配置換えを選択したものと推察し得ることから、その行為に問題があったとまでは言い切れない。

ただし、相互援助や業務応援を行う際に、こういった職員と自治会長とのトラブルの状況を人事課に報告していないことには問題があると言え、部長の権限で職員の配置換えを行う際には、事前に当該職員の意見を聞いた上で、人事課とも協議を行うなど、職員側の立場に立った対応が必要であったと言える。

エ 事案の経緯と背景

自治会長と接する機会の多い職員については、その職員の仕事ぶり等が、直接、自治会長の行動にも影響を与えるため、これら職員の人事異動（異動や昇任）に関する意見が多かったのではないかと推察する。とりわけ、地元の職員に関する意見が多かったのはそのためであろう。また、自治会長は、何らかのトラブルや自らの意に沿わないことがあったことを契機に、その職員の人事異動を求めている。

自治会長は、そのような人事に関する自らの意見を多くの幹部職員らの前で話していたと証言する者もあり、多くの職員に人事異動に関する自らの考えを聞かせることで、間接的に、人事異動に対してプレッシャーを与えていたということは想像に難くない。

オ 今後必要な措置、対応

人事担当には、職員の処遇、仕事ぶり等について、真偽のほどはともかく、外部から情報が入ることはある。

しかし、仮に、自治会長の意見に人事異動が左右されることとなれば、職員の中には、自治会長の人事への影響力を利用しようというものが現れたり、逆に、自治会長の人事への影響力を恐れて自治会長の意向に沿うようにもなりかねない。まして、自らの人事異動に関する意見を多くの幹部職員らの前で話していたとなれば尚更である。

このことを踏まえ、人事異動は、本人の希望、年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄、所属長の意見などを十分に踏まえた上で、引き続き厳格に行われるべきである。

なお、部内の相互援助や業務応援については、市長決裁を義務付けるなど
厳格なチェック体制を構築する必要がある。

No.17「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から市職員を通じて津市議会議長（加藤美江子議員）へ品物を返却したことに伴い、政治団体を名乗る団体から津市長宛てに「公務員の告発義務についての質問状」が届けられた事実あり

イ 事案の概要

令和2年7月、地域調整室職員を通じて総務部長、議会事務局長が呼ばれ、自治会長から、津市議会議長（加藤美江子議員）からもらったとする品物を議長に返却してほしいと言われ、返却した後、返事が欲しいと依頼された。なお、その場には、他の幹部職員のほか市議会議員（田矢修介議員）も同席している。

その後、議会事務局長は、品物を議長に返却し、議長に返却した旨を自治会長に伝えたが、議長から直接返事がないことに対して、議会事務局長の議長への伝え方が悪いとして「謝罪」を求められ、議会事務局長は自治会長に謝罪している。

令和2年8月21日 総務課窓口にて、政治団体を名乗る団体から津市長宛ての「公務員の告発義務についての質問状」が届けられる。

これを受け、総務部人事課は、事実確認を行うべく議会事務局長に対し、当該質問状に関する聞き取りを実施している。

令和2年8月25日 議会事務局長が議会棟第4会議室に呼ばれ、自治会長から、議長が品物を持ってきたことは公職選挙法違反にあたり、そのことを知った議会事務局長には、公務員として告発義務があると強く主張される。なお、その場には、他の幹部職員も呼び出され同席している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為なし

公務員に職務上の告発義務があることは事実であり、これは訓示的規定ではなく義務的規定と解されている。

ただ、職務行為により認知した場合に義務が生じるものであって、それ以外については法的義務は存じない。

本事案は、一市民から一議員への物品の返却を代行するという行為は何

ら議会事務局の職務行為に該当しない。また、自治会長からの一方的な話ししかなく、議会事務局長が犯罪行為を認知したとはほど遠い状態であったことは明らかである。

仮に、議長が自治会長に品物を届けたということであれば、自治会長自身が公職選挙法第199条の2に違反するとして議長を告発することは容易なことであり、市側にあえて「依頼」する必要性は皆無である。

エ 事案の経緯と背景

議会事務局といえども、一市民が一議員に品物を返却する行為を取り次いだりすることは職務の範囲外といえる。そのため、そもそも一市民に過ぎない自治会長だけを特別扱いしていることが正常な状態ではない。

今回の事案は、自治会長自身がいわば種を蒔いて、それを理由に市側に「謝罪」を迫る手法であり、関係のない他の部署の幹部職員をも呼びつけ、それらの者の前で自らの影響力を誇示しようとするものである。

オ 今後必要な措置、対応

一市民に過ぎない自治会長の市行政執務に対する介入は本事案についても目に余るものである。一方、今回の事案における議会事務局長の対応には何ら非がないにも関わらず、その場に同席した幹部職員の中には、自治会長の意見に同調した者もいるなど、まさに津市役所に、「謝罪」（土下座、丸刈り）事案の温床となるような状況が醸成されていたと言わざるを得ない。

今後については、一市民を決して特別扱いしない意思を明確に持ち、職員一丸となって不当な要求に対応する措置を講じる必要がある。

No.18 「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

謝罪（土下座・丸刈り）の事実あり

イ 事案の概要

謝罪の原因については、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）に職員が挨拶しない、職員の態度が悪い、津市発注工事の受注業者の地元説明が悪い、道路占用を許可した業者の不手際、指定管理者従業員に愛想のない対応をされた、業務委託の受注業者の態度が悪い、自治会要望に対する回答が気に入らない、自治会長が指摘した際の説明内容・説明態度が気に入らない、自治会長が事実上経営するスナックでの態度が悪いなど、謝罪を求めるきっかけは様々である。職員に言いがかりをつける材料を見つけては、職員に謝罪させることがパターンとなっていた。

また、市議会議員に関しても、市議会議員（桂三発議員）が他の市議会議員（田矢修介議員）とのトラブルを原因として本会議中に議場傍聴席からのヤジが始まり、最終的に当該市議会議員（桂三発議員）が自治会長に謝罪したケースや、本会議中の市議会議員の態度が悪いという理由で、市議会議員（岡幸男議員や山路小百合議員）が自治会長に謝罪したケースもあった。

自治会長が激怒しているという話が人権担当職員やその他の職員を通して本人に伝えられ、「直ちに謝罪に行かなければ大変なことになる」、「自治会長を怒らせた場合には直ちに謝罪に行くのが当然となっている」などと言われ、人権担当理事らが謝罪の場を設定し、その場に、人権担当理事、本人とその上司、また関連する所属の幹部職員（職員が絡む案件では、職員の指導教育に関することであるとして総務部、工事業業者の不手際は、工事発注あるいは道路占用許可に関することであるとして建設部など）を同席させて、謝罪をさせていた。謝罪原因に直接関係が無くとも何らかの関連があれば、それに関連する幹部職員が同席させられ、中には、市議会議員が同席させられているケースもあった。

謝罪は、一度では終わらず、数日にわたり関係する幹部職員が呼びつけられて糾弾され、長時間にわたることや時には深夜になることもあったため、幹部職員は自らが土下座することにより他の職員らに迷惑がかからないよう、早期に当該事案を終わらせようとしていた。その場を初めて経験する職員も、幹部職員が土下座する姿を見て自らも土下座していた。

また、過去に最終的な謝罪の形として「丸刈り」にすることで自治会長の許しを得た事例を知る職員の中には、事態の收拾を図るために、心ならずも

自ら「丸刈り」にする者もいた。自治会長から上司に対し、本人に「丸刈り」にする考えはあるか確認するよう耳打ちがあり、上司を通して本人に自治会長の意向が伝えられ、「丸刈り」に至ったケースもあった。

次第に「丸刈り」により事態の收拾を図るといったことはなくなったが、一方で、謝罪により自治会長の許しを得た後に、謝罪をした者が関係職員を連れて、自治会長が事実上経営するスナックや小料理屋に行くことが常態化されていった。

上記のとおり謝罪のきっかけは様々であるが、ほとんどが、職員に問題となる行為がないか、あったとしても軽微である場合や、自治会長個人が被害や影響を受けていない場合であった。それにもかかわらず、幹部職員らが自治会長個人に対して謝罪し、時には土下座、「丸刈り」にまで至っている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

全ての職員が、理由の如何に関わらず自治会長の呼び出しに応じ、謝罪を行うことは異常であり、まして、事態の收拾を図るために土下座や「丸刈り」を行うことは異常であるとしか言いようがない。

このような形で問題解決を図ろうとした職員の行為には問題があり、謝罪の後に、関係職員が自治会長が事実上経営する飲食店を利用することは、行き過ぎた行為である。

エ 事案の経緯と背景

幹部職員を含めて多くの市職員が、自治会長は対応に注意を要する人物であるとの認識を持つ中で、市議会議員がインターネットに掲載した内容を指摘され、平成26年の夏ごろ、議会応接室において、自治会長に土下座のうえ謝罪したこと、また、平成26年11月、教育長室において、自治会長が行政に過剰な要求を行っていた市民を糾弾し、当該市民が土下座のうえ謝罪したことは、職員の間で広く知られることとなった。

市役所全体、特に幹部職員らの間で、理由はどうあれ自治会長を怒らせたなら直ちに謝罪しないと、数日にわたって幹部職員や関係職員らが呼び出されて糾弾されるなど、他の部局や多くの職員にまで波及して迷惑がかかる一方で、土下座をして謝罪をすればそれ以上の追及を受けることもなくなることも多く、土下座をして当該案件を早期に終わらせるべきであるという雰囲気

気・共通認識が広がっていった。職員の中には、上記のような状態を「洗脳されていた」という表現を使う者もいた。

自治会長からの謝罪の要求に異を唱える職員もいたが、事態が長引き、その都度同席を求められる他部局の幹部職員に迷惑がかかるなどと上司等に論され、自分の考えを変えて謝罪に至ったケースもあった。自治会長を激怒させた場合には、直ちに自治会長に謝罪をしなければ、多くの職員に迷惑がかかる、最悪の場合は、市長や副市長にも迷惑をかけ大変なことになるという認識が、人権担当理事を含む多くの幹部職員らの共通認識となっていた。

オ 今後必要な措置、対応

多くの幹部職員が、自治会長の取扱いに苦慮していたということであれば、自治会長の意向をくんで謝罪によりその場を収めるのではなく、自治会長を特別扱いしないという共通認識のもと、毅然とした対応をとるべきであった。

全庁的な不当要求に関する対応の徹底と意識改革、また、市職員が不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化が必要である。

また、自治会長からの求めに応じ、極めて頻繁に特定の飲食店を利用することについては、職員倫理の観点から問題があり、研修等により意識の改革を図るなど、早急に再発防止策を講じる必要がある。

【関連事案】

平成26年11月18日 相生町自治会長が教育長室において市民に謝罪を求め、当該市民が土下座のうえ謝罪したとされる事案について

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が、当時、行政に過剰な要求を行っていた市民に謝罪を求め、土下座させた（その際のやり取りが録音されており、インターネットに掲載されている）。

また、その様子を、教育長室に来るように自治会長が呼び寄せた津市関係職員に、逐一、目撃させた。

さらには、自治会長として、平成26年11月19日付け津市長宛ての「津市役所職員への周知の協力について（依頼）」により、別紙として添付する「協議記録」（当該依頼文書及び協議記録は、現在は議会事務局にのみ保存されており、その内容がインターネットに掲載されている）に明記する「取り決め事項」に違反する当該市民の行為を発見した場合、市職員は、速やかに自治会長に報告することを、至急、津市役所職員への周知、徹底することを依頼した。

協議記録に記載のあった市職員への聞き取り結果は、以下のとおりである。

- ①自治会長が、教育長室において、当時、行政に過剰な要求を行っていた市民に謝罪を求め、土下座させたことは事実である。
- ②協議記録に記載のある全ての職員が、教育長室における謝罪の現場に立ち会った事実までは確認されなかった。
- ③教育長室における謝罪の現場に立ち会った職員は、その多くが自治会長に、当日、急きよ呼び出された職員であり、所属の上司が不在であったため、その代わりに教育長室に出向いた職員もいた。
- ④よって、当該職員と自治会長との間で、協議を行った事実はない。
- ⑤「津市役所職員への周知の協力について（依頼）」の文書は、自治会長の指示により人権課で収受したものの、人権課が全庁各部に対して当該文書を配布し、又は周知した事実はない。なお、自治会長から当時の市議会議長（田矢修介議員）にも渡すよう指示を受けた当時の人権担当理事が、議会事務局に当該文書を届けたとのことであった。
- ⑥当該文書は、自治会長を通じて、関係する部局に配布された可能性は否定できない。
- ⑦当該市民が行政に過剰な要求を行っており、市職員がその対応に苦慮していたことは事実であるが、幹部職員が自治会長に対し当該謝罪の行為等を依頼したといった事実までは確認されなかった。

当時、当該市民への対応に市職員が苦慮していた状況は、多くの者に広く知られていたことは事実であり、自治会長は、当該市民を排除することで、また、謝罪させる状況を職員に目撃させることで、さらには、「取り決め事項」を記した文書をもって、その事実を広く職員に周知することで、自らの威力を職員に知らしめようとしたものと推察する。

文書により職員への周知、徹底は行われずとも、この事実は多くの職員が知るところとなり、それまで以上に職員は自治会長を恐れ、自ら保身のために自治会長にすり寄る職員も現れるようになっていったことは、「中間報告書」において報告したとおりである。

No.19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員による飲食店の利用の事実あり

イ 事案の概要

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与していたと思われるスナックは、20年～30年前にオープンしたようであるが、従前は、自治会長と職務の関係で繋がりのあった所属に属していた職員らが同店を個人的に利用していたにとどまっていたようである。

今回問題となっているスナックにおける幹部職員らによる飲み会、すなわち「特定の店舗の大人数による継続的な利用」は、平成26年頃に始まり、当初は、あくまで幹部職員が交流する場として自治会長がスナックを提供するという建前で開始されたと思われる。

当初は、幹部会（議会開会前又は終了時の年4回開催、自治会長が指名した部長級職員の集まり）及び誕生日会（部長級職員の誕生日を祝う会）程度のイベントであったものが、徐々にイベントの回数が増やされ、最終的には、①幹部会（3か月に1回の頻度で、自治会長が指名する30名程度の部長級及び次長級職員が参加。年度末に開催される幹部会は退職者の送別会も兼ねていた）、②誕生日会（1か月に1回の頻度で、スナックに出入りする市職員並びに自治会長本人及び自治会長の知人女性の誕生日を祝う会）、③七夕会（7月7日前後の1週間をイベント開催日として、各部局単位にチケットを販売）、④クリスマス会（各部局単位にチケットを販売）が年間の定例行事として開催されるようになった。

また、参加者のとりまとめ等を行うイベントではないが、ホワイトデーの利用（2月14日に自治会長の知人女性やスナックの女性従業員からチョコレートを受け取った職員が、そのお礼として3月14日にスナックを利用する）も通例となっていた。

なお、七夕会及びクリスマス会のチケット制については、庁舎内でチケットを販売する行為が幹部職員らの間で問題視されたことを受け、当時の人権担当理事が自治会長にチケット制の廃止を申し入れ、部局ごとに参加人数を割り当て、各部局ごとに利用する形に改められている。

幹部会及び誕生日会は、人権担当理事が自治会長と日程を調整の上、各参加者への開催日時連絡や出欠・参加費のとりまとめを行っていた。（12月1日付けインターネット上に掲載された誕生日会の参加者名簿がそれにあたる。）また、七夕会とクリスマス会については、ある次長級職員が当時

の人権担当理事とスナックを訪れた際に自治会長から頼まれ、開催日時の連絡や各部局単位の参加者数の割り当て、参加費のとりまとめを行うようになった。

幹部会及び誕生日会には、幹部職員の他に若手の職員が呼ばれ、若手の職員は会費を支払った上で、世話人として会場のセッティングやカウンター内での炊事(調理や皿洗い)、各テーブルへの配膳、幹部職員の出迎えなど、まるで店のスタッフのごとく従事させられていた。飲食が許されていないわけではなかったが、世話人としての動きが悪いとの理由で自治会長に叱責されることを恐れ、実際には飲食することはなく、常に何らかの作業に従事していた者が多かった。

これらの若手職員は、自治会長と職務の関係で繋がりのあった所属に属していた職員や過去に自治会長から謝罪等を求められた職員のほか、自治会長とプライベートでも親交のあった中堅職員が個人的に勧誘した職員らである。もっとも、自治会長と親交のあった当該中堅職員は、若い職員の会費の負担(経済的負担)を慮り、若い職員の会費の値下げを自治会長に直談判した結果、自治会長に「営業妨害だ」と責められ、土下座して謝罪させられた上、退職している。

これに加え、自治会長は、平成30年3月、自治会長の知人が小料理屋を開店(令和元年9月に自治会長の知人女性が継承)してからは、各部局の忘年会・歓送迎会やスナックに行く前の1次会の場所として小料理屋を利用するよう働きかけていた。これを受けて、忘年会等で小料理屋を利用する部局は少なくなかった。さらには、謝罪により自治会長の許しを得た後に、スナックや小料理屋を利用することが常態化され、市職員による自治会長が関与する飲食店の利用は、次第に頻度を増すこととなり、中堅職員の中には、上司から頼まれ、意に添わずスナックや小料理屋を利用することとなった者もいた。

令和元年9月、自治会長の知人女性が小料理屋を継承することを知った当時の人権担当理事は、当該女性が当時、中央市民館の臨時職員として勤務していたことから、自治会長に対し当該臨時職員が兼業禁止に抵触することを指摘するとともに(この指摘を受けて臨時職員は令和元年9月26日に退職)、これまで続けられていたスナックにおける市職員によるイベントを取りやめるよう申し入れ、その結果、スナックでのイベント(市職員により参加者等が取りまとめられるもの)は中止され、各部局の判断で店を利用することに改められた。

しかしながら、その後の小料理屋の利用や、各部局によるスナックの利用は一定程度継続され、令和2年2月には、来客数の減少に悩む自治会長から再び小料理屋におけるイベントの再開を求められることとなり、その結果、第3木曜日を定例日として、各自の自由参加（ただし、欠席する場合は、各自で店に欠席を連絡）による飲み会（木曜会）が再開されることとなった。もっとも、この木曜会は、コロナ禍の影響で令和2年4月以降は開催されていない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長の要求に応じ、市の幹部級職員が大人数で頻回にわたり特定の飲食店を使用する状況は異常であり、悪しき慣例という言葉で収まるものではない。まして、イベントと称して特定の職員が参加者のとりまとめを行うなどの行為は、特定の市民との癒着をも疑わせる行為であり、コンプライアンスの観点からも許されないものである。さらには、約6年間にわたり、市の若手職員が会費を負担しながら従業員のごとく働く姿を数十人の幹部職員が目当たりしながら、誰一人として異議を唱えない状況は常軌を逸脱しているといっても過言ではない。

エ 事案の経緯と背景

これらの状況に陥った理由としては、自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。

さらに、これらのイベントに出席しない場合、あるいは2次会の場所としてスナックを利用しない場合は、自治会長から「誰々は来ていない」と言っていると同僚に言わせ、あたかも、イベントに出席しないことや店を利用しないことが、自治会長に「反旗」を翻したかのように見られることを恐れ、心ならずも店を利用していた職員がほとんどであった。

また、若い職員の扱いに異議を唱えた中堅職員が、自治会長から「営業妨害」だと責められ、土下座して謝罪の上、それが原因で退職したことを知る若い職員らも、自らが声をあげるにより同様の事態に追い込まれることを恐れ、スナックの利用をやめることができなかった。

オ 今後必要な措置、対応

多くの幹部職員が、当時の状況を良いものだと認識していなかったはずであり、誰かが声を上げ、すみやかに対応を協議すべきであったと考えられる。

自治会長からの求めに応じ、市職員が極めて頻繁に特定の飲食店を利用することについては、職員倫理の観点から問題があり、研修等により意識改革を図るなど、早急に再発防止策を講じる必要がある。

No.20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与するスナックにおけるイベント時に支払った会費の一部として、市庁舎内で、市職員が自治会長の知人女性から現金入りの封筒を手渡され、それを渡された市職員が、後日これを返金した事実あり

イ 事案の概要

本件は、当時、環境部に所属していた中堅職員（既に退職）が、自治会長が経営に関与するスナックにおいて、まるで店のスタッフのごとく従事させられていた若手職員の会費の値下げを自治会長に直談判したこと（この事実は、No.19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」調査結果報告書に記述）に端を発する。

そもそも、これら若手職員の多くは、かねてから自治会長とプライベートでも親交のあった当該中堅職員に誘われ、スナックにおけるイベントに参加することとなった職員たちであり、この中堅職員が若手職員の出欠の確認、イベント参加者の取りまとめ等を行っていた。年々イベントの回数が増やされる中で、若手職員の会費の負担（経済的負担）が大きくなり、若手職員の中には不満を感じる者も少なくなかったため、自治会長に会費の値下げを求めるに至ったと推察する。

平成30年4月 当該中堅職員は、当時の人権担当理事に、「スナックで行われているイベント時の若手職員の会費を値下げしてもらえないか」自治会長に頼んで欲しいと依頼した。その際、人権担当理事は、着任して間もない状況で、自らが若手職員の会費の値下げを持ち掛けても自治会長は強く反発し、かえって揉め事になることを懸念したため、この依頼には応じなかった。

このため、当該中堅職員は、プライベートで参加したゴルフコンペの場所で、自治会長に対し、直接、若手職員の会費を値下げしてもらおうよう進言したといい、その場では、自治会長からは特段の異論はなかったという。

理由は定かではないが、当該中堅職員の進言に疑問を抱いた自治会長は、週明けの月曜日、人権担当理事に対し、この中堅職員が会費の値下げを進言した理由について詰問し、この職員は自分から幹部職員が集まるイベントに参加させて欲しいと言いながら、今更、会費を下げて欲しいというのはおかしい等と立腹していたようである。その後、前人権担当理事と人権担当理

事（以下、「兩人権担当理事」という。）とともに、この中堅職員の上司であった環境部長と次長が自治会長に呼び出され、この中堅職員が会費の値下げを進言したことについて、上司としてどのように考え対応するのか見解を示すよう求められたという。このため、環境部長らは、この中堅職員から事情を聴くこととなり、それにより自治会長とこの中堅職員との間にトラブルが生じていることを初めて知るに至った。

当該中堅職員から事情を聴いた環境部長らは、自治会長の事務所を訪問。その場には、兩人権担当理事も呼び出されていたようである。その場で自治会長は、スナックでのイベントに若手職員らが参加する意義や自らの考えを一方向的に主張した上で、この中堅職員に自らの主張を伝え、改めて本人の真意を確認するよう環境部長らに迫ったという。

これとは別に、ある日の深夜、若手職員2名が自治会長の事務所に呼び出され、自治会長から、当該中堅職員が会費の値下げを進言するに至った経緯や、若手職員のイベントへの参加に対する思い等について詰問を受けている。なお、この場面にも、兩人権担当理事と環境部長及び次長が呼び出されている。

このような状況が続く中、自治会長は、人権担当理事に、「会費が高いと言うなら、若手職員がこれまでスナックに支払った金を返す」として、市役所本庁舎3階地域調整室横の相談室において、兩人権担当理事同席のもと、自治会長の知人女性から若手職員らにそれぞれ現金入りの封筒を渡した。その場は、封筒を受け取らないという選択ができる状況ではなかったといい、突然、相談室に呼ばれ封筒を渡された若手職員らは困惑したという。また、当該中堅職員には、自治会長の知人女性から封筒を渡すよう依頼された人権担当理事から封筒が渡され、これとは別に、同日、自治会長宅に呼び出され、直接、自治会長から現金入りの封筒を渡された若手職員もいる。

これまでのスナックに支払った会費の返金だと察した若手職員らは、「たとえ会費の返金であったとしても受け取る訳にはいかない」、「返金を受け入れた場合は、今まで以上にイベント参加に対する自治会長の要求がエスカレートする」と思い、自治会長の知人女性から渡された現金入りの封筒（封筒の中には一万円札が2枚入れられていたようである。）を返却するために自治会長への面会を試みるも応じてもらえず、数日後、ようやく自治会長の知人女性を通して自治会長に全額を返金することができたという。

返金後、若手職員らは、あらためて自治会長の前で、不本意ながらも「これまで通りのお付き合いをお願いしたい」と謝罪したという。この時の状況

を、若手職員らは、自分たちのために会費の値下げを自治会長に直談判してくれた中堅職員に申し訳ないという気持ちを抱きつつも、この中堅職員の意見に同調することで、今度は、自分たちが組織の中で孤立し、自治会長からの糾弾を受けることを恐れて、自治会長の主張に同調し謝罪するしか他なかったと証言する。

これにより、自治会長との関係において孤立を深める結果となった当該中堅職員は、自治会長に会費の値下げを進言した自らの行為について、心ならずも「丸刈り」した上で自治会長に謝罪するという形で解決を図っている。

この6月の当該中堅職員の謝罪により、この問題は解決したと思われたが、同年8月、この謝罪をきっかけに自治会長との距離を置こうとした中堅職員に対する自治会長の干渉が始まり、この状況に精神的負担を感じた中堅職員は、長期病気休暇を取得し、環境部長らが業務への復帰を勧めたにもかかわらず辞職願を提出。平成31年3月末をもって市役所を退職している。

なお、当該中堅職員が辞職時に「複数の幹部職員が、特定の自治会長への利益供与に関係している事実がある」等の情報を人事課へ伝えたため、人事課は、これを公益通報に関わる可能性が高いと判断し、この中堅職員に対し、公益通報制度の内容と手続きを説明するとともに、事実確認を行っている。

しかし、この中堅職員は、人事課による複数回にわたる確認に対し、公益通報制度に基づく通報を行う意思はなく、利益供与に関する事実や、さらなる情報を提供する意思はないと回答している。

以上が、「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」に関する経緯と概要であるが、市職員が受領した現金については、当該中堅職員が、自治会長が経営に関与するスナックにおける若手職員の会費の値下げを直談判したことに起因し、自治会長が、何らかの意図をもって、これまで若手職員が支払った会費の返金分として現金を渡したものと考えることが妥当である。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まずもって、スナックでのイベントにおいて、店の従業員のごとく使用されることを知りながら、自治会長の求めに応じて、若手職員を勧誘しイベントへの参加の取りまとめを行っていた当該中堅職員の責任は免れない。

また、若手職員がスナックでのイベント時にあたかも店の従業員のごとく従事する姿に、誰一人として異を唱えなかった幹部職員にも責任がある。

今回、現金入りの封筒を受け取った若手職員については、その現金が、当該中堅職員が値下げを求めた「イベント時の会費の返金」を意味するものであったことは明白であり、この現金入り封筒が、自治会長の知人女性から突然渡されたこと、直ちに、その意図を察して、自治会長に返金していることから、若手職員らが一旦、現金を受け取った行為自体に問題があるとは言えない。一方で、封筒を渡した際に同席していた兩人権担当理事については、個人の飲食に関わる返金とはいえ、状況を鑑みると、幹部職員として若手職員らの受取拒否の気持ちに寄り添った対応も可能であったはずであり、責任がないとは言い切れない。

なお、本事案において、当該中堅職員が退職に追い込まれるまでには、自治会長とのやり取りの中で、幹部職員として「何らかの取り得るべき行動」があったはずであり、その点においては、これら幹部職員についても責任を感じるべきである。

エ 事案の経緯と背景

関係職員からの聞き取りによれば、当該中堅職員が自治会長との関係を持つことになったきっかけは、この中堅職員が自治会長から職務態度について糾弾され一定の解決をみたことに始まる。その後、これをきっかけに、この中堅職員と自治会長との距離は縮まり、プライベートでゴルフや食事、買い物等に行く関係になったという。また、この中堅職員は、時には、自治会長に内部情報を提供し、時には、自治会長が庁舎内に配布する文書や自治会として本市等へ要望する際の文書等を作成していたと証言する職員も多い。

この中堅職員と自治会長との関係は、若手職員のみならず多くの市職員が知るところとなり、このことは、スナックにおけるイベントへの参加を勧められた若手職員らが、この誘いを断り切れなかった要因の一つでもある。

自治会長は、これまでプライベートでも親交のあった当該中堅職員が、若手職員の経済的負担を慮り、会費の値下げを直談判した行為を、自らに「反旗」を翻したともとれる行為として認識し、その行為の撤回と謝罪を期待して、執拗に、兩人権担当理事や上司である環境部長、次長を通じて、様々な方法でこの中堅職員へのプレッシャーを与え続けたものと推察する。その結果、この中堅職員自らが勧誘した若手職員らを巻き込み、外堀を埋める形で、この中堅職員を「土下座・丸刈り」による謝罪へと追い込むこととなった。そして最後には、自治会長の意に反して、この中堅職員は自ら退職することを選択した。

兩人権担当理事や上司である環境部長らは、数日にわたり時には深夜まで、自治会長からの呼び出しに応じており、もっと適切な対応方法があったとは

いえ、何とかして事態の收拾を図ろうと努力していたことは事実である。

一方で、当該中堅職員から見れば、兩人権担当理事をはじめ環境部長らが誰一人として、自治会長の言動に異を唱えず、自治会長からの意見をそのまま自らに伝える姿勢に、職務を全うしていく気力を喪失し、退職という選択を行ったものと推察する

オ 今後必要な措置、対応

この事案も、「No.18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」及び「No.19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」と同様の措置、対応が必要なことは言うまでもない。

特筆すべきは、本事案が中堅職員や若手職員が対象とされる事案であること、まして、市職員が自治会長との間でのトラブルにより退職にまで追い込まれていることにある。

外部からの不当な要求に対し徹底して立ち向かう対策は当然のことながら、全ての市職員が不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化が急務である。

最後に、この事案は、「No.18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」の一つとして、調査開始当初から、これに関係した職員から報告されていたものであるが、自治会長から渡された現金が、スナックにおけるイベント参加時の会費の一部を返金する意図をもって若手職員らに渡されたことが明白であり、本事案に係る概要及び経緯が、職員の退職に関わる内容にも触れることに配慮し、令和3年2月10日公表の調査結果報告書には、あえて記述しなかった旨、申し添える。

No.20-2「相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員が津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガを、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）の事務所の敷材として使用し敷設作業を行った事実あり

イ 事案の概要

平成24年6月19日の台風4号及び同年9月30日の台風17号により、強い波の影響で、津なぎさまち護岸のインターロッキングブロック（以下、「レンガ」という。）が剥離する被害が発生した。この被害の際、津市相川建設作業事務所と建設部は、都市計画部と協議を実施、当該レンガは2度も海水により地表から剥離するなど、現場における再利用の可能性は低いと判断したことから、散乱したレンガを撤去し、同事務所東側の廃材置き場にレンガを運び入れた。

平成27年6月頃 自治会長が、自治会長宅裏の敷地に設置したコンテナをベースに、通称「南天」と呼ばれる相生町自治会長の事務所（以下、「南天」という。）の整備を開始した。

整備当初は、自治会長が手配した大工が木材の組み上げ等の作業を行っていたようであるが、ある日曜日、朝から数名の市職員が自治会長に呼び出され、南天の木材の組み上げ等を行う大工作業の補助を依頼されたという。

職員からの聞き取りによると、数日後、南天の木材の組み上げ作業が完了すると、ある市職員は、自治会長から南天前の敷材に関して相談を受けたという。この相談を受けた市職員は、津市相川建設作業事務所の廃材置き場に積まれているレンガについて、ポンプ場整備に伴い同事務所を移転する必要もあり、当該レンガの処分に困っていることを思い出し、同事務所に、「相生町で使うためにレンガを譲ってほしい」と打診したところ、同事務所職員から無償譲渡の了承を得たという。

その後、この市職員は、自ら環境事業課所管の軽自動車や2tトラックを使用し、津市相川建設作業事務所から南天にレンガを運び入れ、自治会長の指示のもと、南天前にレンガを並べたという。当初の指示は、コンテナ前の一面に限定してレンガを敷設するというものであったが、その範囲は徐々に拡大され、最終的には、環境事業課所管の2tトラックで2～3回分のレンガを津市相川建設作業事務所から運び入れ敷設することとなったようである。この敷設作業に当たっては、この市職員は、当時の環境事業課長を通

じて、別の市職員にも応援を求めたとのことであり、以降、この応援を求められた市職員もレンガの敷設作業に加わるようになったとのことである。

なお、この二人の市職員の上司にあたる、当時の人権担当理事や当時の環境部長のほか、自治会長から南天に呼び出された他の幹部職員がレンガの敷設作業を目撃することもあったと思われるが、市職員による当該作業について言及する者はいなかったという。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まず、特定の個人である自治会長の求めに応じ、市職員が自治会長個人の事務所整備を行うこと自体、大きな問題である。しかも、勤務時間中にこれら作業に従事することは、明らかな職務専念義務違反であり、まして、売り払いも困難で処分困っていたとはいえ、市の所有物を何らの手続きをも経ず、特定の個人である自治会長に無償譲渡する行為、さらには、その資材の運搬に環境事業課所管のトラックを使用する行為には問題があるというほかない。

また、この作業に従事した市職員の行為を黙認した上司、また、この作業の応援依頼を受け、部下にその応援作業に向かうよう指示した上司、さらには、勤務時間中に作業を行う市職員の姿を目撃した上司、これら、作業を行う市職員が断り難い状況下におかれていることを知りつつも、何らの疑問を呈さなかった幹部職員の姿勢についても、管理職として疑問を呈さざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

そもそも、このレンガは、平成24年9月30日に発生した台風17号による高波の影響で剥離した、津なぎさまち護岸のインターロッキングブロックを撤去したものである。

当時、このレンガは、津なぎさまちを所管する都市計画部において、2度も強い波の影響で地表より剥離したものであって、建設資材として現場における再利用の可能性は低く、有償による売却もできないと判断されたものの、津市において自ら再利用する場合もあると考え、一旦、津市相川建設作業事務所の廃材置き場に運び入れたものである。現に、当該レンガの一部は、津市青少年野外活動センターからの申出により無償譲渡され、再利用されている。しかし、その後、他部署からの再利用の申出もないまま時間が経過し、ポンプ場整備に伴い津市相川建設作業事務所の移転が必要とされた以降は、レンガは、有償で売却することも再利用することも出来ず、処分に

困るようになり、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となったもの」となったのである。したがって、市職員が「相生町で使うためにレンガを譲ってほしい」と頼んだ時点では、本来、廃棄物として処分すべき状態にあったものと解することができる。とはいえ、津市相川建設作業事務所長が、明確な利用用途を確認することなく、無償譲渡に係る何らの手続きを取らず、これを承認した判断は明らかに間違いであったと言える。

本事案は、明らかに、自治会長による市職員に対する度を越えた私的な作業等の要求であり、過去に一度でも、何らかの要求を受け入れた事例を作ると、同様の要求を受けた後任者は、前任者の行動から、更に断り難い状況に追い込まれ、自治会長からの要求が、どんどんエスカレートしていった事例の一つであると言える。

レンガを自ら運搬し敷設作業を行った市職員は、自らが職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を断ることが出来ない状態にあったといえ、これは自治会長と日々直接的に接触する機会が多い地元で密接に関連した業務に従事していたこの職員が、特に声を上げづらい状況であったことは、想像に難くない。

これらの職員の状況は、No.13「市職員の私的利用に関する事案」においても、「地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、ゆえに、ほとんどの場合は、いわば、言われるままに自治会長の要望に応えていた。」として報告されている。

オ 今後必要な措置、対応

レンガの使用に関しては、たとえ売却も再利用もできず、処分に困っていたとはいえ、無償で第三者に譲渡するに当たっては、組織としての意思決定の過程を文書にして残すことは勿論のこと、事後のトラブル防止のために書面を交わすことの重要性を、今一度、再確認することが必要である。

また、他の事案と同様に、特定の個人を特別扱いしない意思を明確に持ち、外部からの不当な要求に対しては職員が一丸となって対応する措置を講ずる必要がある。そのためにも、市職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

No.20-3「特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実」に係る調査結果報告

ア 事実の有無

津市相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）による行政対象暴力疑惑、及び津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑に、特定の津市職員が深く関与していた事実あり

なお、この特定の津市職員とは、これまでの調査結果報告において、「かねてから自治会長とプライベートでも親交のあった中堅職員」と記述してきた既に退職した職員（以下、「中堅職員」という。）のことである。

イ 事案の概要

津市職員からの聞き取りにより、複数の調査実施案件において、中堅職員が関与していたとする証言が得られたため、この中堅職員が当時使用していた津市役所の事務用パソコンの保存データの記録を確認した結果、自治会長と行動を共にし、深く関与していた者でなければ知り得ない内容のデータが数多く存在することが明らかになった。

津市では、事務職員に一人一台パソコンを業務で使用するために貸与しており、本人以外の者がアクセスできないように各事務職員には個別 ID が付与されている。この保存データの記録は、中堅職員に付与された個別 ID 専用フォルダに保存されていたものであり、この中堅職員の個別 ID でなければアクセスできないものである。なお、このデータのほとんどは、中堅職員本人が作成者、又は最終的な更新者であったと記録されている。

(1) 自治会長と中堅職員によるゴルフコンペの成績表等

自治会長と中堅職員との関係性は、中堅職員が環境政策課に異動となった平成26年度以降から深くなったとみられる。

中堅職員は、平成26年7月以降、平成30年6月までの間に、少なくとも9回にわたり、自治会長、フードバンク三重理事長、自治会長が経営に関与するスナックの従業員、その他自治会長の関係者（その中には、補助金詐欺容疑で自治会長に共謀したとして逮捕された人物も含まれている。）によるゴルフコンペの開催に関わり、ゴルフコンペに自ら参加し、更に複数の津市の若手職員を勧誘していた。中堅職員のパソコンからは、第1回から第9回のゴルフコンペにおけるハンディキャップが算出された成績表等が発見された。

(2) 平成26年11月18日 教育長室の音声データ及び協議記録等

中堅職員は、平成26年11月18日 教育長室において、自治会長が行政に過剰な要求を行っていた市民を糾弾し、当該市民が土下座のうえ謝罪した現場に同席していた。なお、その糾弾する様子はICレコーダーに録音されている。中堅職員のパソコンからは、この際の音声データとともに、自治会長が津市長宛て送付したとされる同年11月19日付け「津市役所職員への周知の協力について(依頼)」及び別紙として添付された「協議記録」が発見された。(No.18「謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案関連」)

(3) 自治会長が代表を務める行政調査会からの質問状、意見書、要望書等

ア 平成26年12月 行政調査会が、津市長に対し、津市内の中学校教員の忘年会が偽名にて市外で実施されたとして、津市内で働く公務員である以上、忘年会に市内の飲食店・温泉施設等の利用を求め、今後、津市職員が市外で忘年会を実施した場合は、担当部署及び担当者名を公表するとした「市職員が実施する忘年会行事に対する意見書」

イ 平成27年1月 行政調査会が、津市議会議長に対し、ある津市議会議員が行政調査会の活動内容を批判していたとして、津市議会内において、今回の発言を行った議員の割り出し調査並びにその議員本人からの直接の謝罪を求めた「要望書」

ウ 平成27年2月 行政調査会が、津市長に対し、資源ごみや金属ごみの持ち去りが横行し、津市内、特に旧津市において頻繁に行われ、この行為による津市の収入損失が年間1500万円を上回ると予測するとして、行政として何らかの措置を取るべきであり、この持ち去り行為の現状を津市議会において議論することが必要であるとする「資源ごみ並びに金属ごみの持ち去りについて」の文書

なお、自治会長が当時の環境部長に、それまで市職員が実施していた「資源物持ち去り行為防止パトロール」を相生町自治会に委託してはどうかと話を持ち掛けたとされるのもこの頃である。

エ 平成27年7月 行政調査会が、津市商工観光部に対し、まつりを運営している実行委員会の運営資金が不正に使用されているとして、津まつり実行委員会補助金の詳細な使用明細、津まつりの設営等で県外、市外の業者への発注理由、津まつり実行委員会の打ち上げに係る資金について、回答を求めた「質問状」

中堅職員のパソコンからは、この他にも自治会長が代表を務める行政調査会が津市に提出したとみられる複数の文書が発見された。

(4) 自治会長が津市に提出した申請書及び自治会長からの異議申立書

平成27年9月 津まつりや第20回津市民緑と花の市の開催が予定されているお城西公園において、相生町 B 級グルメ祭りを開催するための、自治会長を申請者とする「都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書」が提出され、この申請について、公園使用の一部不許可とする津市からの回答に対し、この決定を不服とする自治会長からの「質問状」や「異議申立書」が提出されている。

中堅職員のパソコンからは、この「都市公園内行為（許可事項変更）許可申請書」及び、この決定を不服とする自治会長からの「質問状」や「異議申立書」が発見された。

なお、この際の都市公園内行為許可申請、これに対する自治会長からの「質問状」や「異議申立書」に起因して、当時の都市計画部次長が自治会長に対し、自ら丸刈りし、土下座のうえ謝罪するに至っている。

(5) フードバンク三重からの寄贈品の請求書、納品書等

この中堅職員は、平成28年春頃、フードバンク三重の設立に係る申請書類の作成を、別の市職員に依頼していた。(No.12「中央市民館職員によるフードバンクへの関与に関する事案関連」) また、平成29年3月及び平成30年3月にフードバンク三重が、津市教育委員会に対し「小学校新入学児童への文具寄贈」を行っているが、この寄贈された文具は、フードバンク三重のために、当該中堅職員が購入したものであった。

中堅職員のパソコンからは、中堅職員の自宅を受取先とする請求書及び納品書のほか、フードバンク三重理事長から津市教育委員会宛ての「小学校新入学児童への文具寄贈について」の文書、贈呈式の際の理事長の挨拶文等のデータが発見された。

(6) 施設修繕支払明細

中堅職員は、施設名称、発注日、契約金額や契約業者が記載された平成27年度及び平成28年度の市営住宅に係る「施設修繕支払明細」を入手し、契約方法、契約業者、他の見積もり依頼業者など、市営高州住宅における修繕実施状況について調査・分析していたと推察される。

なお、平成28年11月以降、自治会長は、市営高州住宅等における修繕に関する公文書開示請求を行い、当該修繕業務の不適切な実態について指摘し、この問題を津市議会等で取り上げ、住民監査請求を行うとして、当時の市営住宅担当参事に対応を求めている。

中堅職員のパソコンからは、市営住宅課発注の施設修繕について、平成27年度及び平成28年度の修繕名称、金額、契約方法、契約業者、他の

見積業者を一覧表にした「施設修繕支払明細」のデータが発見された。

(7) 自治会長が津市に提出した地元調整に関する申出書、要望書等

中堅職員は、相生町地内の工事について、自治会長が当該工事の受注者と地元調整を行う場面にも関与していた。なお、その際のやり取りは IC レコーダーに録音されている。

また、自治会長は、津市に対し、相生町地内の市発注工事の受注者の対応を指摘するとともに、工事請負業者に公共入札参加資格についての厳格な審査を求め、当該受注者の相生町内での工事請負は、今後一切お断りをお願いする旨の「申出書」や「要望書」を提出していた。(No.9「工事請負業者の地元調整に関する事案」においても、平成29年度に自治会長から津市水道局に「申出書」や「要望書」が提出されている。)

中堅職員のパソコンからは、自治会長が工事請負業者との間で行う地元調整の様子を録音した音声データとともに、これら自治会長が津市に提出した複数の「申出書」や「要望書」のデータが発見された。

(8) 津市幹部職員名簿及び誕生日名簿等

中堅職員は、自治会長が経営に関与するスナックの利用に関し、人事異動に伴う各部局毎の幹部職員名簿や当該スナックを利用する職員の誕生日名簿を提供していた。また、スナックで行われる幹部会や誕生日会において、自らがスナックに勧誘した若手職員らの出欠の確認及び会費の徴収・集計を行っていた。(No.19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」関連)

中堅職員のパソコンからは、平成26年度会員、新会員名簿データ、部長、次長級名簿、誕生日リストのほか、誕生日会の参加者、出欠、会費、プレゼント代を明記した各種参加者名簿等、スナックで行われていた様々なイベントに関するデータが発見された。

このほか、職員からの聞き取りによれば、この中堅職員は、自らがスナックの女性従業員との間でトラブルを起こし、女性従業員が辞めてしまったため、その埋め合わせとして、この中堅職員の妻の元同僚であった津市の女性職員をスナックに紹介し、これをきっかけに、当該女性職員は一時的に報酬を得てスナックを手伝うことになったという。

(9) 自治会長が経営に関与する飲食店のチラシ

中堅職員のパソコンからは、自治会長が経営に関与するスナックのスタッフ募集のチラシをはじめ、津市商工業振興等関係補助金を得て開店した小料理屋のオープン時のチラシ、女性スタッフ募集のチラシ、小料理屋

で提供するお料理メニュー等が発見された。

また、平成29年11月10日付けで、自治会長が津市商工業振興等関係補助金を申請する目的で設立した「津市中心街商業振興会」会則及び役員名簿、平成30年1月の変更後の役員名簿等も発見された。

上記の事実から見て、中堅職員が自治会長に協力し、自治会長と行政の不適切な関係に多大なる影響を与えたことは間違いないと言える。

この事実は、No.20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」における事実の経緯と背景でも報告したとおり、この中堅職員が、時には、自治会長に内部情報を提供し、時には、自治会長が庁舎内に配布する文書や自治会として本市等へ要望する際の文書等を作成していたとする証言とも一致するものである。

この中堅職員は、自治会長に自ら近づき、ゴルフコンペや自治会長が経営に関与する飲食店に他の仲間の職員を勧誘することで、若い職員らを巻き込んで、自治会長が津市役所において物事を思い通りに進めることの手助けとなる職員を増やしていったと考えられる。

中堅職員は、これら職員から入手した内部の情報を自治会長に提供し、業務時間内に自らの事務用パソコンを用いて、自治会長が、自治会長であるという「公的立場」や行政調査会の代表であるという立場から、津市行政や津市議会に対応を求め、様々な要求を認めさせようとする「意見書」や「要望書」、「質問状」や「異議申立書」を作成していたと史料する。また、自治会長が工事受注者に地元調整と称して対応を求める様子を録音したICレコーダーの音声データには、中堅職員のものと思われる音声が含まれていることから、この場面に中堅職員が同席していたと推察できる。これらの中堅職員の行動は、自治会長への加担を思慮させる行動であって、このことが、津市行政が自治会長に弱みを握られ、幹部職員による自治会長とのその後の交渉や協議を困難にさせた要因の一つとなったと考えられ、また、津市職員の一体感を阻害し、不信感を醸成し、職員間に疑心暗鬼が広がった一つの要因でもあったと言える。

とはいえ、この中堅職員も、もとはと言えば、自治会長から自らの職務態度について糾弾され「謝罪」を求められたことに始まり、その後、これをきっかけに、自治会長との距離感を見誤り、ここまで深く自治会長との関係性を持ったことで、自治会長の行政に対する不適切な要求に加担することに繋がったものであって、この中堅職員が、自分の身は自分で守ろうとしたことが招いた事態であったとも言える。一方、そうせざるを得ないと思えるに至

った原因が、様々な困難な案件の解決を、できる限り自分たちの権限の中で処理することが職責を果たすべき使命であるとする津市役所の組織風土の下で、幹部職員が自治会長からの要求を受け入れ、その場をしのごうとする姿勢に、幹部職員には頼ることが出来ないと感じていたことにあるとする主張にも、十分耳を傾けるべきであろう。

そもそも、幹部職員が自治会長からの不当とも言える要求を受け入れ、その場をしのごうとしたことも、この中堅職員が幹部職員を頼ることが出来ないと感じ、自治会長に自ら近づき、協力し、他の仲間の職員をも引き込んでいったことも、津市役所の「組織としての弱さ」にあったと言っても過言ではない。市職員個人のコンプライアンスに対する意識が「法令遵守」にとどまり、社会規範やルールを遵守するといったコンプライアンス意識が醸成されていなかったことも大きな要因であったと指摘せざるを得ない。